

・黒字：事務局案で実装必須
 ・青字：事務局案で実装オプショ

検討項目（論点案）にて国民健康保険法を「法」、国民健康保険法施行規則を「省令」という。

通番	機能名称			機能ID	基準（仕様書たたき台）	検討項目（論点案）	ご意見整理				第1回目たたき台確認時点の修正案 基準（仕様書たたき台）	
	大項目	中項目	小項目				ご意見No	市区町村/ベンダ	ご意見の概要	回答		区分
1	2 資格 得喪 管理	2.1 資格 異動 受付	2.1.1 被保 険者 資格 確認	2.1.1.1	被保険者の資格情報（履歴を含む）を照会できること。 ※1. 特定同一世帯所属者、旧被扶養者および非自発的失業者の該当情報（履歴を含む）の照会もできること		1-1	市区町村	【要件追加提案】 次の者についても確認できること。 ・短期証、資格証 ・住所地特例 ・マル学 ・不現住 ・DV対象者 ※世帯にDV対象者が存在する場合、問い合わせにおいて注意が必要があることから、明確な表示ができること。	ご意見を基準に反映しました。 標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	必須追加・変更	被保険者の資格情報（履歴を含む）を照会できること。 ※1. 特定同一世帯所属者、旧被扶養者および非自発的失業者の該当情報（履歴を含む）の照会もできること ※2. 発行中の被保険者証種別（被保険者証・短期被保険者証・被保険者資格証明書）の照会もできること ※3. マル学・マル遠・住所地特例の情報の該当情報（履歴を含む）の照会もできること ※4. 不現住者の該当情報の照会もできること ※5. 被保険者の資格情報（履歴含む）について、世帯単位で個票に印刷できること
							1-2	ベンダ	抑止情報がある場合は画面上一目で分かるような表示（ワーニングが出るなど）となっているか	いただいたご意見については、機能全体に関わる基準となるものと解釈しました。 いただいたご意見については、「1.5.1 宛名管理」に基準としてお示ししております。	共通要件	
							1-3	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
							1-4	市区町村	当区システムには、対象者を特定して、世帯単位で資格情報（履歴含む）を個票に印刷する機能があり、出力した帳票を様々な事務処理に活用しています。 必須機能として記載を希望します。	ご意見を基準に反映しました。 標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	必須追加・変更	
2		2.1.2 被保 険者 資格 登録	2.1.2.1	被保険者の加入および脱退等の申請をもとに、資格の異動更新（資格適用開始、資格変更、資格適用終了）を行えること。 【管理項目】 ・被保険者証番号 ・宛名番号 ・枝番 ・資格異動事由 ・国保統柄 ・資格区分 ・資格適用開始日 ・資格適用開始届出日 ・資格適用終了日 ・資格適用終了届出日 ※1. 異動更新の際、登録済みの資格情報および住民記録情報との整合性チェックを行い、誤入力を抑止・注意喚起できること	・標準仕様として管理する資格異動事由について、以下に不足がないか、検討が必要と考えます。 (適用開始) 転入、出生、社保離脱、国組離脱、生保廃止、職権回復、後期離脱、住所地特例開始、その他(適用終了) 転出、死亡、社保加入、国組加入、生保開始、職権抹消、後期加入、障害認定喪失、住所地特例終了、その他(資格変更) 世帯主変更（擬主開始・終了）、世帯分離、世帯合併、転居、区間異動、世帯変更	2-1	ベンダ	検討項目（論点案）の資格異動事由について、月報や国保情報集約システムの異動事由にない「住所地特例開始」、「住所地特例終了」は標準仕様としては不要ではないでしょうか。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	【管理項目】 ・被保険者証番号 ・宛名番号 ・枝番 ・資格異動事由 ・国保統柄（住記上の世帯主と国保の世帯主が異なるケースがあるため） ・資格区分（被保険者または擬制世帯主） ・資格適用開始日 ・資格適用開始届出日 ・資格適用終了日 ・資格適用終了届出日 ・資格適用開始事由 ・資格適用終了事由 ・国籍 ・市区町村国保加入日 ※1. 異動更新の際、登録済みの資格情報および住民記録情報との整合性チェックを行い、誤入力を抑止・注意喚起できること ※2. 資格異動事由について、以下の事由を管理できること (適用開始) 転入、出生、社保離脱、国組離脱、生保廃止、職権回復、後期離脱、 <u>住所地特例開始</u> 、 <u>月中社保離脱</u> 、 <u>月中組合離脱</u> 、 <u>世帯分離</u> 、 <u>転居</u> 、 <u>擬主加入</u> 、 <u>世帯合併</u> 、 <u>世帯変更</u> 、 <u>旧保加入</u> 、 <u>世帯合併</u> 、 <u>世帯分離</u> 、 <u>世帯構成変更</u> 、 <u>擬主喪失</u> 、 <u>転居</u> 、 <u>旧保喪失</u> 、その他 (適用終了) 転出、死亡、社保加入、国組加入、生保開始、職権抹消、後期加入、障害認定喪失、 <u>住所地特例終了</u> 、 <u>海外転出</u> 、その他 (資格変更) 世帯主変更（擬主開始・終了）、世帯分離、世帯合併、転居、 <u>区間異動</u> 、世帯変更、 <u>前2取</u> 、 <u>前2喪</u> 、 <u>前1取</u> 、 <u>前1喪</u> 、 <u>障害異</u> 、 <u>旧扶異</u>	
						2-2	ベンダ	「区間異動」も政令市だけと想定されますので、標準仕様としては実装オプションとするほうがよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
						2-3	ベンダ	記載されている管理項目は資格台帳のことか。そうであれば資格異動事由とは別に資格適用開始事由、資格適用終了事由の項目を管理すべきである。	ご意見を基準に反映しました。 標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	必須追加・変更		
						2-4	市区町村	管理項目に「国籍」も追加していただきたい。	ご意見を基準に反映しました。 標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	オプション追加・変更		
						2-5	市区町村	これらの項目については、月報A表や国保総合システムの被保険者登録マスタへの連携のために整理されていると認識。H20後期高齢者医療の創設時やH30の国保改革で月報A表の改正や情報集約システムへの連携項目が定められた際に大きく管理項目が改められていることを踏まえると、自治体内部管理の観点からは、社保離脱本人/扶養の区別が必要等の意見はあるかと思えますが、制度改正の影響が大きくその観点は外せないと考えますので、厚労省、中央会で制度改正対応に係る整理があった場合には、見直すことを明示しておくべきと考えます。	いただいたご意見については、業務全体や標準化の進め方等の方針に関するものと解釈しました。 いただいたご意見については、必要に応じて検討会での議題とするか、今後事務局にて作成する標準仕様書の本紙に反映します。	本紙		
						2-6	ベンダ	「検討項目」の異動事由について、「月中社保離脱」「月中組合離脱」の異動事由は管理しないのか。 フラグ等での管理を検討しているのであれば、異動事由での管理と代えることも検討していただきたい。	ご意見を基準に反映しました。 標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	必須追加・変更		
						2-7	ベンダ	合併前の旧市町村間の異動の事由は必要ないでしょうか。 ※今後の市町村合併が発生した場合を考慮する	いただいたご意見について、背景・必要とする根拠等が具体的に読み取れなかったことから、基準に反映しておりません。 標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	オプション追加・変更		
						2-8	ベンダ	(資格変更)の区間異動は政令都市の異動と考えて問題ないでしょうか。	いただいたご意見について、回答いたします。 お見込みのとおり、区間異動は政令都市の異動となります。	質問		
						2-9	ベンダ	政令指定都市に関する要件は、必須ではなくオプション機能としての記載が良いように考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		

4	2.1.2.3	<p>被保険者証番号の付番は原則自動での付番とし、必要に応じて手動での付番もできること。</p> <p>※1.自動での付番では使用済の番号と重複しないように通番で付番すること</p> <p>※2.手動での付番は重複番号を抑制すること</p> <p>※3.自動での付番では、以下の方法で付番できること</p> <p>連番+CD</p> <p>連番</p> <p>住記世帯番号そのまま設定</p> <p>※4.付番する被保険者証番号の桁数を指定できること</p> <p>※5.被保険者証記号については、当該自治体で1種類を前提とすること。ただし、政令指定都市においては行政区ごとに指定することを可能とすること</p>	3-8	ベンダ	資格の異動更新（資格適用終了）について自動で行えることとなっているが、世帯主死亡の場合、主設定が必要である。 世帯の継続性の判断を条件に追加し、住基上世帯主に対して、設定を行う等の要件の検討が必要である。	いただいたご意見について、回答いたします。標準システムでは、自動更新を行った結果リストを出力しており、必要に応じて修正等を行っていただく運用としております。なお、世帯主の喪失等で世帯継続の判断を要する場合のため、オプション機能としてリストを出力する旨の基準を追加しました。	オプション追加・変更	
			4-1	ベンダ	※3のCDについて計算方法の統一化は行うのでしょうか。現状、チェックデジットの計算式は自治体ごとに異なっているため、統一した場合、証番号の変更などの問題があると考えます。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	<p>被保険者証番号は自動付番できること。</p> <p>※1.自動での付番では使用済の番号と重複しないように通番で付番すること</p> <p>※2.手動での付番は重複番号を抑制すること</p> <p>※3.自動での付番では、以下の方法から選択し、付番できること</p> <p>連番+CD</p> <p>連番</p> <p>住記世帯番号そのまま設定</p> <p>市区町村の地区ごとに定義した〇桁+連番</p> <p>※4.付番する被保険者証番号の桁数（最大〇桁）を指定できること</p> <p>※5.被保険者証記号については、当該自治体で1種類を前提とすること。ただし、政令指定都市においては行政区ごとに指定することを可能とすること</p> <p>※6.手動での付番もできること</p>
			4-2	ベンダ	証番号に世帯番号を使用する場合、住記の異動（主転居、主世帯分離）によっては、住記の世帯番号と必ずしも一致しない問題がある。世帯の継続性の判断が必要になるため、世帯番号での自動付番は必ずしも検討しなくてはならないか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
			4-3	ベンダ	市区町村によっては、被保険者証番号を連番とせず「行政区等で決めた〇桁+連番」としている場合もある。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	
			4-4	ベンダ	※3の規定により、附番方法を変更することになると思うが、情報集約システム等への影響が大きいため、情報集約側のデータ初期化等が可能でしょうか。	いただいたご意見について、回答いたします。被保険者証番号の付番方法変更により、情報集約システムへ連携済みデータの初期化が可能かにつきましては、国保連合会との調整が必要と考えております。	質問	
			4-5	ベンダ	・「手動での付番」を行うことで誤入力や事務負担が増えるため、手動で付番している団体は少ないと考えます。必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
			4-6	ベンダ	・「※3」について、複数の附番方法を全て実装する必要はないため、いずれか1つを実装するような表現に変更すべきと考えます。	記載を修正しました。	必須追加・変更	
			4-7	ベンダ	・「※4」について、最大桁数は定義した方がよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
			4-8	ベンダ	・「※5」について、政令指定都市における行政区ごとの指定は、一部政令市のみで実施している運用であるため、必須ではないと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
			4-9	ベンダ	(※5について) ・保険証記号番号は全国统一仕様にするのが利用的ですが、現状記号に、行政区コードや行政区名、世帯番号の一部を使用している市区町村様があり、これを変えとなると保険証記号番号の振り直しが発生し、保険証の一斉差替えや国保総合やKDBのデータ変換が発生して、多大な影響が発生する可能性があります。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
4-10	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同				
5	2.1.2.4	<p>被保険者証番号については、再取得時に以前使用していた被保険者証番号を再利用可能なこと。</p>	5-1	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	<p>被保険者証番号については、再取得時に以前使用していた被保険者証番号を再利用可能なこと。</p> <p>※1.被保険者証番号単位に以前使用していた被保険者証番号を再利用する/しないを任意に選択できること</p> <p>※2.以前使用していた被保険者証番号を再利用しない場合、世帯の継続性が無くなる旨を注意喚起できること</p>
			5-2	ベンダ	・「実現しない機能」として定義すべきではないでしょうか。被保険者証番号（≒記号番号）を再利用可能にすることは、期間管理が基本となる保険業務において、被保険者証番号（≒記号番号）に紐づく加入期間が複数に分かれることを意味していると考えます。被保険者証番号（≒記号番号）は世帯特定のキーマンとして利用するシステムが多いこともあり、デジタル手続法を推し進めるにうえて必須となる他システムとのデータ連携を簡便かつ迅速に実現するためには、当該機能は弊害になる要件だと考えます。被保険者証番号の再利用が必要なケースが運用上あれば、その状態に限定して利用するという前提を記載した方がよいと考えます。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
			5-3	ベンダ	世帯の継続性の判断が必要になるため、世帯の継続性がなくなる場合に同証番号を使用しても問題ないか注意を促す機能が必要ではないか。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
			5-4	市区町村	・再利用する/しないについて任意に選択可能とすること。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	

6	2.1.2.5	<p>被保険者の申請をもとに、マル学・マル遠・住所地特例の情報を登録できること。</p> <p>【管理項目】 ・該当日 ・非該当日 ・届出日 ・非該当予定日 ・学遠特例区分 ・施設名称 ・施設区分</p> <p>※1. マル学の非該当予定日を被保険者証の有効期限として利用できること ※2. マル学・マル遠該当の入力時、非該当予定日が未入力だった場合に、非該当日未入力の抑止・注意喚起ができること</p>	6-1	ベンダ	「非該当予定日が未入力だった場合に、非該当日未入力の抑止・注意喚起ができること」の、「非該当日未入力」は「非該当予定日未入力」の誤記か。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	<p>被保険者の申請をもとに、マル学・マル遠・住所地特例の情報を登録できること。</p> <p>【管理項目】 ・該当日 ・非該当日 ・届出日 ・非該当予定日 ・学遠特例区分 ・学校/施設名称 ・学校/施設区分</p> <p>※1. マル学の非該当予定日を被保険者証の有効期限として利用できること ※2. マル学・マル遠該当の入力時、非該当予定日が未入力だった場合に、非該当日未入力の抑止または警告および注意喚起ができること ※3. マル学非該当予定日が到来した場合に、一括で資格喪失処理ができること</p>	
			6-2	市区町村	マル遠、住所地特例は非該当日を入力しないことも多いため、未入力時は注意喚起にとどめ、処理続行可能な仕様にするを希望します。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更		
			6-3	市区町村	【要件追加提案】 マル学非該当日が到来した場合に、一括で資格喪失処理ができること。	ご意見を基準に反映しました。標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	オプション追加・変更		
			6-4	市区町村	施設名称、施設区分という呼称であっても、学校を含めているものと思いますが、施設＝住所地特例という印象が強いため、「学校/施設」とした方がわかりやすいと思います。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更		
			6-5	ベンダ	・住所地特例者の非該当予定日は、入所時に届出を義務付けることは難しいため、必須の管理項目ではないと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
			6-6	ベンダ	・施設区分について、管理していない団体も多く、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
			6-7	ベンダ	・施設名称について、宛名の住所が施設名称になっているケースも多く、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
			6-8	市区町村	現行システムは有効期限の入力は出来るが、被保険証の有効期限に反映していないため、喪失後の医療機関での誤使用を防げる	賛同いただきありがとうございます。	賛同		
			6-9	ベンダ	マル遠の非該当予定日にも未入力抑止の制御を行うのか。マル学と異なり、退所予定日が決まっていないケースは普通にあると考える。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
			7	2.1.2.6	<p>職権適用による退職の情報を登録できること。</p> <p>【管理項目】 ・該当日 ・非該当日 ・届出日 ・退職事由 ・本人扶養区分 ・本人の宛名番号</p>	<p>・退職者医療制度については、平成20年の原則廃止を行ったうえで経過措置が講じられており、令和2年3月末をもって経過措置も終了したため、当該機能を標準仕様として必須とするか否かについて、検討が必要と考えます。</p>	7-1		市区町村
7-2	ベンダ	・退職医療制度が廃止されているため退職に関する機能は必須ではないと考えます。					いただいたご意見については、7団体から必要との回答があり、理論上は令和7年度末まで対象者が存在する可能性があること、今後他市町村からの転入による退職被保険者等の発生を考慮しておく必要があること、遡及期間や経過措置に関する対応を考慮する必要があるものと考えているため、基準への反映は必要ないものと考えておりますが、標準仕様として反映する必要があるとお考えの場合は、具体的な背景や契機・目的（コード値や機能内容等）について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	質問	
7-2	ベンダ	・退職の管理が不要となった場合、機能は消す必要はありますか。					いただいたご意見については、業務全体や標準化の進め方等の方針に関するものと解釈しました。いただいたご意見については、必要に応じて検討会での議題とするか、今後事務局にて作成する標準仕様書の本紙に反映します。	本紙	
7-3	ベンダ	検討項目（論点案）に退職者医療制度が令和2年3月末をもって経過措置終了とありますが、実際には退職被保険者はまだ存在しているため、必要と考えます。					賛同いただきありがとうございます。	賛同	
7-4	ベンダ	退職者医療制度の遡及適用期間が終了するまでは、必須とすべきと考えます。					賛同いただきありがとうございます。	賛同	
7-5	市区町村	極めて稀なケースではありますが、理論上は令和7年度末まで対象者が存在する可能性があるため、認識しています。そのため、必須機能とするのが適当と考えます。					賛同いただきありがとうございます。	賛同	

8	2.1.2.7	<p>被保険者の申請をもとに、特定同一世帯所属者、旧被扶養者（65歳未満も含む）および非自発的失業者の情報を登録できること。</p> <p>【管理項目】 ・発効日 ・該当日 ・非該当日 ・申請年月日 ※非自発的失業者については、以下項目も含む。 ・離職年月日 ・離職理由</p> <p>※1. 保険料計算を考慮して、該当情報登録時に非該当予定日の自動設定を可能とする 例) 旧被扶養者：75歳到達誕生日 非自発的失業者：翌年3月31日 ※2. 一括で非該当登録ができること</p>	<p>・非自発的失業者については、保険料計算と高額療養費の判定における該当期間をそれぞれ管理する必要があるか否かについて、検討が必要と考えます。</p>
---	---------	--	--

7-6	ペンダ	委託先変更により過去の修正も必要になると想定します。	賛同いただきありがとうございました。	賛同
7-7	市区町村	新規登録については、退職振替による療給負担金の返還の期間等を考えても不要と考えます。	いただいたご意見については、7団体から必要との回答があり、理論上は令和7年度末まで対象者が存在する可能性があること、今後他市町村からの転入による退職被保険者等の発生を考慮しておく必要があること、遡及期間や経過措置に関する対応を考慮する必要があるものと考えているため、基準への反映は必要ないものと考えておりますが、標準仕様として反映する必要があるとお考えの場合は、具体的な背景や契機・目的（コード値や機能内容等）について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	質問
7-8	市区町村	一方2.2.1.3における管理・喪失は必要と考えます。	賛同いただきありがとうございました。	賛同
7-9	市区町村	現在も遡及して資格取得することがあるので、標準仕様必須がよいと思われる	賛同いただきありがとうございました。	賛同
7-10	市区町村	【意見】 退職被保険者は標準仕様作成時は保険給付に影響を及ぼす可能性のある過去5年以内に存在することとなるため職権適用は盛り込むとしていいのではないかと。	賛同いただきありがとうございました。	賛同
8-1	市区町村	保険料賦課（4～3月ベース）と高額判定（8～7月ベース）の対象期間のズレにより、特に高額計算誤り（過少交付）が生じる可能性があるため、それぞれ管理されることが望ましいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更
8-2	ペンダ	①機能・帳票要件等の記載について、非該当日（終了日）のような期間を管理する日付においてはその日付を含めて有効なのかを明確にすべき。	いただいたご意見については、業務全体や標準化の進め方等の方針に関するものと解釈しました。 いただいたご意見については、必要に応じて検討会での議題とするか、今後事務局にて作成する標準仕様書の本紙に反映します。	本紙
8-3	ペンダ	②旧被扶養者について、65歳未満の対象者については高額療養費の限度額が半額となる月中社保離脱、月中組合離脱のことを示していると思われるが、賦課の減免も含めて取り扱っている旧被扶養者とは分けて管理するべきではないかと。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更
8-4	ペンダ	③非自発的失業者について、賦課の非該当日と高額療養費の非該当日をそれぞれ管理するのが難しく、有効期間は離職日を元に自動判定が可能なので、非該当日については賦課と高額療養費の非該当日をどちらも強制的に終了する場合に入力する扱いとすべきではないかと。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更
8-5	ペンダ	【管理項目】にある発効日は弊システムでは管理していません。発効日の内容についてご教授ください。	いただいたご意見について、回答いたします。 特定同一世帯所属者、旧被扶養者（65歳未満も含む）および非自発的失業者の資格が効力を発揮する日として、発効日を記載しています。	質問
8-6	市区町村	【意見】 非自発的失業者の保険料計算と高額療養費の判定の該当期間は相関性があるため別管理は不要と考える。	いただいたご意見について、回答いたします。 保険料賦課（4～3月ベース）と高額判定（8～7月ベース）の対象期間のズレにより、特に高額計算誤り（過少交付）が生じる可能性があるため、それぞれ管理されるべきとの意見があったことから、オプション機能として記載しました。	質問
8-7	市区町村	【要件追加提案】 性同一性障害の登録ができること。	ご意見について、新規に「2.1.2.10」を追加し、基準に反映しました。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更
8-8	ペンダ	旧被扶養者は65歳以上である認識ですので、旧被扶養者の「（65歳未満も含む）」は実装オプションとするほうがよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション
8-9	ペンダ	非自発的失業者の非該当日は保険料計算と高額療養費の判定における該当期間をそれぞれ管理するほうがよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更

被保険者の申請をもとに、特定同一世帯所属者、旧被扶養者（65歳未満も含む）および非自発的失業者の情報を登録できること。

【管理項目】
・発効日 ・該当日 ・非該当日 ・申請年月日
※非自発的失業者については、以下項目も含む。
・離職年月日 ・離職理由 ・離職理由コード

※1. 保険料計算を考慮して、該当情報登録時に非該当予定日の自動設定を可能とする
例) 旧被扶養者：75歳到達誕生日
非自発的失業者：翌年3月31日
※2. 住記において削除（転出・死亡等）となった特定同一世帯所属者について、一括で非該当登録ができること
※3. 非自発的失業者については、保険料計算と高額療養費において、それぞれで管理できること
※4. 非該当日の修正ができること

				8-10	ベンダ	・旧被扶養者、非自発的失業者の発効日について、運用上、必須の管理項目ではないと考えます（いずれも該当日で充足していると考えます）。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。なお、標準システムでは、「発効日」を市町村内で該当した日、「該当日」を国保で旧被扶養者に該当した日として管理しています。	必須⇒オプション	
				8-11	ベンダ	・離職理由について、非自発的失業者とする判断に使用するものであり、非自発的失業者の管理において必要な項目ではないと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
				8-12	ベンダ	・非該当日は「保険料計算と高額療養費の判定」のそれぞれで管理した方がよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	
				8-13	ベンダ	・一括での非該当登録について、どのような運用を意図した機能が明記した方がよいと考えます。	いただいたご意見について、回答いたします。一括の非該当登録機能については、特定同一世帯所属者が住記において削除（転出・死亡等）された場合の非該当日を住記削除日に合わせて修正登録する機能を想定しております。上記の内容を基準に反映いたしますので、反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	
				8-14	市区町村	非自発的失業者について、保険料計算と高額療養費判定の該当期間をそれぞれ管理できることは、必須ではないと思いますが、あればより分かりやすいため、オプション機能とすることが適当と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	
				8-15	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございました。	賛同	
131		2.1.2.10							被保険者の申請をもとに、性同一性障害者の情報を登録・修正・削除・照会ができること。 【管理項目】 ・性同一性障害者宛番号 ・通称名 ※1.性同一性障害者情報が登録されている被保険者について、被保険者証に表示する氏名に通称名を出力できること ※2.性同一性障害者情報が登録されている被保険者について、被保険者証に表示する性別に「裏面参照」を出力できること
9		2.1.2.8	被保険者の資格情報（異動内容や履歴を含む）を一覧で確認できること。 ※1.被保険者の資格情報や資格異動に関する情報の一覧をEUC機能を利用して出力できること。	9-1	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございました。	賛同	被保険者の資格情報（異動内容や履歴を含む）を一覧で確認できること。
				9-2	ベンダ	左記の表記では、実現方法（画面、帳票）が曖昧と考えます。実現方法についての記載を入れたほうが良いと考えます。 ① 画面 ② 帳票 ③ 画面又は帳票	いただいたご意見について、基準に反映しておりません。いただいたご意見については、機能の実装方針は各システムのベンダによっても考え方が様々あることから、各システムに委ねられるべきものであるとし、標準仕様書としては指定しない方針とするものとするため、基準への反映は必要ないものと考えておりますが、標準仕様として実装する必要があるとお考えの場合は、具体的な背景や契機・目的（コード値や機能内容等）について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	質問	※1.被保険者の資格情報や資格異動に関する情報の一覧をEUC機能を利用して出力できること。
10		2.1.2.9	オンライン資格確認の運用開始後、中間サーバから返却される「資格重複状況結果一覧」を基に、資格異動訂正・職権削除の対応ができること。	10-1	市区町村	必須で良いと考える	賛同いただきありがとうございました。	賛同	オンライン資格確認の運用開始後、中間サーバから返却される「資格重複状況結果一覧」を基に、対象者ごとに資格異動訂正・職権削除の対応ができること。
			オンライン資格確認の運用開始後、中間サーバから返却される「資格重複状況結果一覧」を基に、資格異動訂正・職権削除を行えることが必要になることが想定され、当該機能を標準仕様として必須とするか否かについて、検討が必要と考えます。	10-2	ベンダ	誤入力等による資格異動訂正を行う機能とは別に、中間サーバから返却される「資格重複状況結果一覧」を基にした異動のみ行う機能ということでしょうか。	いただいたご意見について、回答いたします。中間サーバから返却される「資格重複状況結果一覧」のインタフェースを取り込み、自動での資格異動（適用終了）を実施する機能を想定しておりますが、インタフェースの連携可否を含め、連携項目については整理が必要となりますので、共通要件に反映し検討いたします。	共通要件	※1.一括で資格異動訂正・職権削除の対応ができること
				10-3	ベンダ	資格異動訂正で対応可能であれば、実装必須ではなく、実装オプションとするほうがよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	オプション追加・変更	
				10-4	ベンダ	・ファイルを取り込み、自動で履歴訂正が行われるような仕組みを想定されていますか。それとも、返却された情報をもとにして画面表示または帳票出力を行う機能を想定していますか。	いただいたご意見について、回答いたします。中間サーバから返却される「資格重複状況結果一覧」のインタフェースを取り込み、自動での資格異動（適用終了）を実施する機能を想定しておりますが、インタフェースの連携可否を含め、連携項目については整理が必要となりますので、共通要件に反映し検討いたします。	共通要件	

					10-5	市区町村	【意見】 国において、職権による資格喪失に関する結論を年内に得るとされており、その取扱いに合わせる必要があると考える。	いただいたご意見については、業務全体や標準化の進め方等の方針に関するものと解釈しました。 いただいたご意見については、必要に応じて検討会での議題とするか、今後事務局にて作成する標準仕様書の本紙に反映します。	本紙	
					10-6	ベンダ	「資格重複状況結果一覧」を基に手動でオンライン訂正を行う要件なのか、システムで自動訂正機能を設ける要件なのか不明。	いただいたご意見について、回答いたします。中間サーバから返却される「資格重複状況結果一覧」のインターフェースを取り込み、自動での資格異動（適用終了）を実施する機能を想定しておりますが、インターフェースの連携可否を含め、連携項目については整理が必要となりますので、共通要件に反映し検討いたします。	共通要件	
					10-7	市区町村	資格適正化のために効果的な機能であるため、必須機能が妥当と考えますが、運用にあたっては業務量の増加を伴いますので、実施時期等は各自自治体で慎重に判断することになると思っております。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。 論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
					10-8	市区町村	過誤返戻事務の軽減と資格の適正化（賦課・給付の適正化）が、オンライン資格確認によりすべての国民が共通で受けられる恩恵であることを踏まえると、当該機能は必須としていただきたい。その場合、その情報は情報集約システムから連携されるので、他システム連携（受領）情報一覧に追加が必要とします。	いただいたご意見については、機能全体に関わる基準となるものと解釈しました。 いただいたご意見については、「（別添1）国保（共通）他システム連携（受領）情報一覧」に基準として反映しました。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	共通要件	
					10-9	ベンダ	「資格重複状況結果一覧」を基に、手入力で資格異動訂正・職権削除を行う事が出来れば問題ないのではないかと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
11	2.1.3 被保険者証等 回収 登録	2.1.3.1 被保険者証等の返還（回収）状況情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・回収年月日 ・回収方法 ・回収事由 ※1. 回収事由は集約システムへ連携する資格情報個人ファイルの被保険者証等履歴の回収事由を管理できること。	当該基準について、必ずしも被保険者証等の返還をしなくてもよくなるよう、省令第7条の2等の条文を改正する方向とお聞きしております。 また、回収記録による医療機関でのレセプト返戻の判断についても、オンライン資格確認の普及により、必要性が低下するものと想定しております。 そのため、当該機能を標準仕様として必須とするか否かについて、検討が必要と考えます。	11-1	ベンダ	・設定する内容（コード体系）を精査すれば、回収方法と回収事由を別々の項目で管理する必要はなくなると考えます。	いただいたご意見について、基準に反映しておりません。 いただいたご意見については、コード体系の精査は機能・帳票要件の作成段階で定義するものではないものと考えているため、基準への反映は必要ないものと考えておりますが、標準仕様として実装する必要があるとお考えの場合は、具体的な背景や契機・目的（コード値や機能内容等）について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	質問	被保険者証等の返還（回収）状況情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・回収年月日 ・回収方法 ・回収事由 ・ 回収場所 ※1. 回収事由は集約システムへ連携する資格情報個人ファイルの被保険者証等履歴の回収事由を管理できること。 ※2.一括で回収情報を登録できること ※3.回収登録情報について、一覧に出力できること ※4.一定期間経過後に被保険者証等が返還されていない者に対し、返還勧奨通知を出力できること	
					11-2	ベンダ	・回収した場所の情報も管理する必要があると考えます。	ご意見を基準に反映しました。 標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	オプション追加・変更	
					11-3	市区町村	【検討項目について】 当該省令の改正は、有効期限切れの証に係るものであり、社会保険加入による資格喪失等については引き続き返還を求めると理解しています。よって必須機能とすべきと考えます。	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
					11-4	市区町村	【要望事項】 回収登録内容の確認用として、回収入力情報の一覧を出力する機能の記載を希望いたします。	ご意見を基準に反映しました。 標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	オプション追加・変更	
					11-5	市区町村	【当区におけるカスタマイズ】 当区では、資格喪失者のうち一定期間経過後に被保険者証等が返還されていない者に対し、返還勧奨通知を出力するカスタマイズを行い、証回収に努めています。 証回収をどの程度重視するかは自治体間で異なると想定されますので、自治体の運用に応じて柔軟に対応できるような仕様の記載を希望いたします。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	
					11-6	市区町村	・回収年月日はオンライン資格確認を用いたレセプト一次審査や資格確認において用いる情報であるため、標準仕様として必須と考えます。	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
					11-7	ベンダ	全ての要件で返還不要とはなっていないため、必須と考えます。	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
					11-8	市区町村	【意見】 有効期間内の資格喪失時は証回収管理が必要であるため必須機能とするべき。	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
					11-9	市区町村	【要件追加提案】 年次更新時は大量の返送が生じることから、回収情報は一括登録できること。 ※返送情報は、共通の方に記載しています。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	
					11-10	ベンダ	・現状、市区町村様で保険証回収を行った際、記録を残すため回収記録を登録している市区町村様もあるため、オプション機能は必要と考えます。	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
					11-11	市区町村	改正されるのは有効期限切れの被保険者証の返還の場合だ解釈している。返還（回収）状況情報の登録、修正等は必要と思われる	賛同いただきありがとうございます。	賛同	

12	2.1.4 各種異動連絡票・申請書作成	2.1.4.1 特定同一世帯所属者が他市町村へ転出する場合、特定同一世帯所属者証明書が発行できること。 <様式第1号の5の3(第12条の2関係)> ■帳票詳細要件 シート:資格-14■	12-1	市区町村	転出時に窓口で交付することは実務的に困難な面があり、定期的に対象者を抽出して証明書を出し、転出先市町村へ送付しているのが当区の運用です。 よって、「対象者を抽出し、一覧で出力できること」を機能として追加希望いたします。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	特定同一世帯所属者が他市町村へ転出する場合、特定同一世帯所属者証明書が発行できること。 <様式第1号の5の3(第12条の2関係)> ■帳票詳細要件 シート:資格-14■
			12-2	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	※1.対象者を抽出し、一覧で出力できること
13	2.1.4.2 旧被扶養者が他市町村へ転出する場合、旧被扶養者異動連絡票が発行できること。 ■帳票詳細要件 シート:資格-15■ (H30.12.25国民健康保険条例における旧被扶養者に係る条例減免の取扱い要領(例))		13-1	市区町村	転出時に窓口で交付することは実務的に困難な面があり、定期的に対象者を抽出して証明書を出し、転出先市町村へ送付しているのが当区の運用です。 よって、「対象者を抽出し、一覧で出力できること」を機能として追加希望いたします。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	旧被扶養者が他市町村へ転出する場合、旧被扶養者異動連絡票が発行できること。 ■帳票詳細要件 シート:資格-15■ (H30.12.25国民健康保険条例における旧被扶養者に係る条例減免の取扱い要領(例))
			13-2	ベンダ	・番号法に基づき、情報連携による情報照会および情報提供が推奨されている事務手続きであるため、必須機能ではないと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	※1.対象者を抽出し、一覧で出力できること
			13-3	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
14	2.1.4.3 70歳以上の被保険者が他市町村へ転出する場合、国民健康保険負担区分等証明書が発行できること。 ■帳票詳細要件 シート:資格-20■		14-1	市区町村	現在交付していないため、転入先の自治体から照会いただいている状況。証明発行出来るとよい	賛同いただきありがとうございます。	賛同	70歳以上の被保険者が他市町村へ転出する場合、国民健康保険負担区分等証明書が発行できること。 ■帳票詳細要件 シート:資格-20■
			14-2	ベンダ	負担区分等の判定は転出先でも行うため、必須ではなく実装オプションとするほうがよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
			14-3	ベンダ	・転出先における当該証明書の利用用途が明確ではなく、交付していない団体も多いため、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。 ※給付業務の外来年間合算についても、既に情報連携を用いた事務処理を行うこととされており、当該証明書は不要と考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
			14-4	ベンダ	当帳票は一部の自治体のみ使用している状況がある。 今回の標準化に伴って、各自治体の取り扱いについて統一することを検討できないか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。 論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
15	2.1.4.4 被保険者が死亡した場合、国民健康保険葬祭費支給申請書が発行できること。 ■帳票詳細要件 シート:資格-11■		15-1	ベンダ	・オンラインでの申請書出力ではなく、死亡者を検知し、勸奨通知と同時に申請書を自動作成する運用の方が事務負担軽減に繋がり、効率的と考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	被保険者が死亡した場合、国民健康保険葬祭費支給申請書が発行できること。 ■帳票詳細要件 シート:資格-11■ ※1.死亡した被保険者を抽出し、勸奨通知・申請書出力できること
			15-2	ベンダ	現状、HPより様式をダウンロードしたり、窓口にフランク用紙が用意されているため、それを申請時に利用しているため、システムで出力した申請書を利用する市区町村様はほとんどないため、オプション機能でよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
			15-3	ベンダ	帳票レイアウトの確認欄に「1.住民異動届による 2.確認者氏名」の記載があるが、これは記載誤りか?	いただいたご意見について、回答いたします。 自由記述欄となるため、記載誤りではありません。	質問	
			15-4	ベンダ	申請書について、システムからの出力を必須機能とするのか。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としていただいた内容については、他団体からいただいたご意見より、現状、HPより様式をダウンロードしていたり、窓口にフランク用紙が用意されていることを要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
			15-5	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
			15-6	ベンダ	帳票では、世帯主氏名が固定となっていますが、世帯主と葬祭者が異なる場合、問題はないでしょうか?弊社システムでは、選択できるようになっています。	いただいたご意見について、回答いたします。 国保資格上の世帯主を表示する欄となるため、問題ない想定です。	質問	

					15-7	ペンダ	また、喪失日と死亡日の両方を印字していますが、死亡日のみで良いのではないのでしょうか。	ご意見を基準に反映しました。標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	必須⇒オプション	
16	2.1.5 所得 情報 照会	2.1.5.1	被保険者の所得情報（住民税情報および他市町村照会所得情報）を確認できること。		16-1	ペンダ	所得照会は、従来の紙と中間サーバーでの照会の2つの方法が現状あると考えます。この2つの方法についてより具体的に記載をした方が良いと考えます。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	被保険者の住民税情報および他市町村照会所得情報（紙媒体・中間サーバ経由での照会結果）を含む所得情報を確認できること。
					16-2	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
					16-3	ペンダ	所得情報以外（その他連携情報の福祉情報等）については記載は不要か。	いただいたご意見については、機能全体に関わる基準となるものと解釈しました。いただいたご意見については、「1.9.1 市町村システム連携」に基準として反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	共通要件	
17	2.1.6 被保 険者 証等 作成	2.1.6.1	被保険者証（被保険者証兼高齢受給者証）・被保険者資格証明書・高齢受給者証・加入脱退証明書を発行できること。 <様式第一号（第六条関係）> ■帳票詳細要件 シート：資格-1■ <様式第一号の三（第六条関係）> ■帳票詳細要件 シート：資格-2■ <様式第一号の四（第七条の四関係）> ■帳票詳細要件 シート：資格-3■ <様式第七号（附則第七条関係）> ■帳票詳細要件 シート：資格-32■ <様式第一号の二の二（第六条関係）> ■帳票詳細要件 シート：資格-33■ ■帳票詳細要件 シート：資格-16■ ■		17-1	市区町村	被保険者証は宮崎県は県内統一の3連様式(1枚に3名分)を使用している。国民健康保険システムの帳票レイアウトは単票だが、外付けシステムを利用して、3連様式での出力は可能か。	いただいたご意見については、業務全体や標準化の進め方等の方針に関するものと解釈しました。いただいたご意見については、必要に応じて検討会での議題とするか、今後事務局にて作成する標準仕様書の本紙に反映します。意見：国民健康保険システムの帳票レイアウトに対し、外付けシステム等を利用してカスタマイズ対応を可能にするべきか	本紙	被保険者証（被保険者証兼高齢受給者証）・被保険者資格証明書・高齢受給者証・加入脱退証明書を発行できること。 <様式第一号（第六条関係）> ■帳票詳細要件 シート：資格-1■ <様式第一号の三（第六条関係）> ■帳票詳細要件 シート：資格-2■ <様式第一号の四（第七条の四関係）> <様式第一号の五（第七条の四関係）> ■帳票詳細要件 シート：資格-3■ <様式第七号（附則第七条関係）> ■帳票詳細要件 シート：資格-32■ <様式第一号の二の二（第六条関係）> ■帳票詳細要件 シート：資格-33■ ■帳票詳細要件 シート：資格-16■ ■
					17-2	市区町村	当区のシステムでは、外国人の被保険者証に出力する氏名について、通称名・本名を選択できる仕様となっております。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	
					17-3	ペンダ	・「資格-17.国民健康保険被保険者資格証明書」の用途を明確にした方がよいと考えます。	記載を修正しました。資格-17の帳票名称について、「国民健康保険被保険者資格証明書（世帯用）」に名称を変更しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	※1.外国人の被保険者について、被保険者証に出力する氏名を本名・通称名から選択できること ※2.高齢受給者証について、カード様式/紙様式のいずれかの証を出力できること
					17-4	ペンダ	・「資格-16.国民健康保険加入・脱退証明書」について、情報連携を推進し、廃止していくべき機能と考えるため、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
					17-5	ペンダ	資格-16（国民健康保険加入・脱退証明書）は転出先市町村等で必ず求められることもないので、必須ではなく実装オプションとするほうがよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
					17-6	ペンダ	資格-17（国民健康保険被保険者資格証明書）は中小規模の市町村では転入等の適用開始の届出があった際に、窓口で証発行することも多いので、必須ではなく実装オプションとするほうがよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
					17-7	ペンダ	・「加入脱退証明書」は特定個人情報照会で代替できるなら、オプション機能で良いと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
					17-8	ペンダ	資格-17の帳票名称が「国民健康保険被保険者資格証明書」となっているが資格-2の資格証明書と帳票名が被っている。帳票名称について見直しを行うべきではないか。	記載を修正しました。資格-17の帳票名称について、「国民健康保険被保険者資格証明書（世帯用）」に名称を変更しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
18		2.1.6.2	発行履歴を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・証交付日 ・有効開始日 ・有効期限日 ・証交付状況（新規交付、再交付、切替）		18-1	ペンダ	証交付状況ですが、弊社では証交付理由として管理しています。証交付理由としては、一括更新、再交付、全部取得、一部取得、一部喪失、世帯主変更、転居を保持しております。	ご意見を基準に反映しました。また、「3.4.4.2」・「5.2.4.1」の基準にも反映しました。標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	オプション追加・変更	発行履歴を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・証交付日 ・有効開始日 ・有効期限日 ・証交付状況（新規交付、再交付、切替） ・証交付理由（一括更新（年次）、一括更新（月次）、二斉更新、月次更新、再交付、全部取得、一部取得、一部喪失、世帯主変更、転居、月次更新） ・更新 ・窓口交付 ・年齢到達 ・交付場所
					18-2	ペンダ	発行履歴の修正は、証の発行実態と合わなくなる可能性があるため、容易な修正が出来る仕様は問題ないでしょうか？	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	

				18-3	ペンダ	誤発行の履歴の削除は分かるが、実際の出力物の履歴を改変（修正）する機能は危険と考えるのがいかがが。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	※1.被保険者証発行時に発行履歴が登録されること	
				18-4	ペンダ	発行した証自体を修正することはない（回収後、修正後の内容で再発行する）ので、発行履歴の修正・削除は実装オプションとするほうがよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
				18-5	ペンダ	発行履歴の管理項目「有効開始日」は発効期日を指しているのでしょうか。	いただいたご意見について、回答いたします。「有効開始日」については、「発効期日」と同義となります。	質問		
				18-6	市区町村	①以下の管理項目の追加を希望いたします。 ・更新 ・窓口交付 ・年齢到達（高齢受給者証発行に使用）	ご意見を基準に反映しました。標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	オプション追加・変更		
				18-7	市区町村	②証の発行処理と発行履歴の登録は、一体的に行われることが望ましく、発行処理の入力を行うことで、同時に発行履歴も登録される仕様とすることを希望いたします。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更		
				18-8	ペンダ	・発行履歴の修正について、修正することで実際に発行した証と履歴の内容に相違が発生する場合は考えられるため、修正機能は不要と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
				18-9	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同		
				18-10	ペンダ	・発行情報を自由に修正を行える場合、実際に発行した証と異なる情報となることもあり、データ上の矛盾につながるため、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。修正が必要なケースが運用上あれば、その状態に限定して利用するという前提を記載した方がよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
				18-11	ペンダ	・有効開始日について、被保険者証は「交付年月日以降有効」が一般的だと考えますので、必須の管理項目ではないと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
				18-12	ペンダ	・一斉更新処理の実施時期は自治体により異なることもあり、証交付状況は一斉更新や月次更新等より細分化し定義する必要があると考えます。	ご意見について、各自治体様、各社様のご意見を踏まえ、実装オプションの管理項目「証交付理由」として、基準に反映しました。また、「3.4.4.2」・「5.2.4.1」の基準にも反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更		
				18-13	ペンダ	・交付した場所の情報も管理する必要があると考えます。	ご意見を基準に反映しました。標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	オプション追加・変更		
19	2.1.6.3	市町村の運用に応じて、被保険者証兼高齢受給者証（高齢受給者証を兼ねた被保険者証および短期被保険者証）を出力するかを変更可能なこと。		19-1	ペンダ	・証一体化への切り替えは、一斉更新時期の変更を伴うことが多く、過渡期の運用（例：切り替え前は通常より長い有効期限の被保険者証で一斉更新をする等）を自治体として整理する必要性もあるため、システム導入時に選択ができることを要件とすべきと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更		市町村の運用に応じて、被保険者証兼高齢受給者証（高齢受給者証を兼ねた被保険者証および短期被保険者証）を出力するかを変更可能なこと。 ※1.被保険者証兼高齢受給者証との切替について、システム導入時に選択できること
				19-2	市区町村	現行、被保険者証兼高齢受給者証を交付している	賛同いただきありがとうございます。	賛同		
20	2.1.6.4	発行する被保険者証の国保適用開始年月日について、市町村の運用に応じて、以下の内容から設定可能なこと。 ・継続する適用開始年月日まで遡って設定する ・判定基準日からの直近の適用開始年月日まで遡って設定する ・同一被保険者証番号内で適用開始年月日まで遡って設定する ・退職非該当日を優先を優先し、継続する適用開始年月日まで遡って設定する ・退職非該当日を優先を優先し、判定基準日からの直近の適用開始年月日まで遡って設定する ・退職非該当日を優先を優先し、同一被保険者証番号内で適用開始年月日まで遡って設定する	・退職者医療制度については、平成20年の原則廃止を行ったうえで経過措置が講じられており、令和2年3月末をもって経過措置も終了したため、当該機能を標準仕様として必須とするか否かについて、検討が必要と考えます。	20-1	市区町村	【意見】 今後発行する証については、退職被保険者情報を記載することが無いため、退職被保険者に係る記載は不要と考える	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	発行する被保険者証の国保適用開始年月日について、市町村の運用に応じて、以下の内容から設定可能なこと。 ・継続する適用開始年月日まで遡って設定する ・判定基準日からの直近の適用開始年月日まで遡って設定する ・同一被保険者証番号内で適用開始年月日まで遡って設定する ・退職非該当日を優先を優先し、継続する適用開始年月日まで遡って設定する ・退職非該当日を優先を優先し、判定基準日からの直近の適用開始年月日まで遡って設定する ・退職非該当日を優先を優先し、同一被保険者証番号内で適用開始年月日まで遡って設定する	
				20-2	ペンダ	今回の標準化に伴って、各自治体の取り扱いについて統一することを検討できないか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論		

				20-3	市区町村	極めて稀なケースではありますが、理論上は令和7年度末まで対象者が存在する可能性がある と認識しています。そのため、必須機能とする のが適当と考えます。	賛同いただきありがとうございました。	賛同	
				20-4	ベンダ	・退職者医療制度については、廃止された制度 であり、必ずしも実装しなくてもよい機能と考 えます	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根 拠等について、要件作成における経緯として記 載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願い いたします。	必須⇒オプション	
				20-5	市区町村	現在も遡及して資格取得することがあるので、 標準仕様必須がよいと思われる	賛同いただきありがとうございました。	賛同	
				20-6	ベンダ	・退職者医療制度が廃止されているため退職に関 する機能は必須ではないと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根 拠等について、要件作成における経緯として記 載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願い いたします。	必須⇒オプション	
21		2.1.6.5	被保険者証有効期限について、マル学、マル 遠、住所地特例対象者の場合、非該当予定日を 優先して設定するかを選択できること。	21-1	ベンダ	非該当予定日を設定している場合は非該当予定 日を優先するのが適切と考えるが、設定済みの 非該当予定日を優先しない設定は必須機能とし て必要なのか。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根 拠等について、要件作成における経緯として記 載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願い いたします。	必須⇒オプション	被保険者証有効期限について、マル学、マル 遠、住所地特例対象者の場合、非該当予定日を 優先して設定できること。 ※1.被保険者証有効期限に非該当予定日を優先 して設定する/しないを選択できること
				21-2	市区町村	現行システムは有効期限の入力は出来るが、被 保険証の有効期限に反映していないため、喪失 後の医療機関での誤使用を防げる	賛同いただきありがとうございました。	賛同	
				21-3	ベンダ	・住所地特例者の非該当予定日は、入所時に届 出を義務付けることは難しく、被保険者証の有 効期限に反映することは困難であるため、必ず しも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根 拠等について、要件作成における経緯として記 載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願い いたします。	必須⇒オプション	
				21-4	ベンダ	・選択については、基本となる仕様を1つ定義し た上で、選択できる機能については、必ずしも 実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根 拠等について、要件作成における経緯として記 載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願い いたします。	必須⇒オプション	
22		2.1.6.6	被保険者証有効期限について、被保険者が外国 人の場合、在留期間終了日の翌日を有効期限と して設定できること。	22-1	ベンダ	・在留期間終了日を有効期限としている自治体 もあるため、必ずしも実装しなくてもよい機能 と考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根 拠等について、要件作成における経緯として記 載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願い いたします。	議論	被保険者証有効期限について、被保険者が外国 人の場合、在留期間終了日の翌日を有効期限と して設定できること。 ※1.市区町村の運用に合わせて、在留期間終了 日の当日または翌日を有効期限として設定でき ること
				22-2	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございました。	賛同	
23		2.1.6.7	被保険者証有効期限について、被保険者が年度 内に75歳到達する場合、75歳になる誕生日の前 日を有効期限として設定できること。	23-1	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございました。	賛同	被保険者証有効期限について、被保険者が年度 内に75歳到達する場合、75歳になる誕生日の前 日を有効期限として設定できること。
24	2.1.7 申請 書作 成	2.1.7.1	出生により被保険者となった場合、出産育児一 時金支給申請書が発行できること。 ■帳票詳細要件 シート：資格-10■	24-1	ベンダ	・直接支払制度の利用者が多いため、出生の届 出時点での申請書出力は、必ずしも実装しなく てもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根 拠等について、要件作成における経緯として記 載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願い いたします。	必須⇒オプション	出生により被保険者となった場合、出産育児一 時金支給申請書が発行できること。 ■帳票詳細要件 シート：資格-10■
				24-2	ベンダ	現状、HPより様式をダウンロードしたり、窓口 にプランク用紙が用意されていて、それを申請 時に利用しているため、システムで出力した申 請書を利用する市区町村様はほとんどないた め、オプション機能がよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根 拠等について、要件作成における経緯として記 載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願い いたします。	必須⇒オプション	
				24-3	ベンダ	帳票レイアウトの性別欄は、男・女となっており、 該当する性別欄に○をつける仕様と考えま す。 「印字編集条件など」欄の記載では、性別区分 =「1」の場合の記載がありません。また、性別区 分=「2」は、一般的に女を指すものと思われま すが、コード値の記載ではない方がよいと考えま す。	記載を修正しました。	必須追加・変更	
				24-4	ベンダ	申請書について、システムからの出力を必須機 能とするのか。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としていただいた内容については、他団 体様からいただいたご意見より、現状、HPより 様式をダウンロードしていたり、窓口プラン ク用紙が用意されていて、それを申請時に利用 している運用であることを要件作成における経 緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願い いたします。	必須⇒オプション	

					24-5	市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございました。	賛同	
25	2.2 資格 異動 訂正	2.2.1 資格 異動 訂正	2.2.1.1	<p>被保険者の資格情報（履歴を含む）について、異動内容の訂正および取消の入力ができること。</p> <p>【管理項目】 ・被保険者証番号 ・資格区分 ・資格異動事由 ・資格適用開始日 ・資格適用開始届出日 ・資格適用終了日 ・資格適用終了届出日 ・国保続柄 ・記載順位</p> <p>※1.異動更新の際、登録済みの資格情報との整合性チェックを行い、誤入力を抑止・注意喚起できること</p>	25-1	ベンダ	・他システムとのデータ連携の増加を見据えた場合、異動内容の取消は、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	必須⇒オプション	<p>被保険者の資格情報（履歴を含む）について、異動内容の訂正および取消の入力ができること。</p> <p>国保情報集約システムに連携済みの資格履歴の取消を行う場合は、物理削除は行わず、同日得喪による取消を基本とする。</p> <p>【管理項目】 ・被保険者証番号 ・資格区分 ・資格異動事由 ・資格適用開始日 ・資格適用開始届出日 ・資格適用終了日 ・資格適用終了届出日 ・国保続柄 ・記載順位 ・市区町村国保加入日</p> <p>※1.異動更新の際、登録済みの資格情報との整合性チェックを行い、誤入力を抑止・注意喚起できること</p>
					25-2	ベンダ	また、同日得喪による取消を基本要件として明記してはいかがでしょうか。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
					25-3	ベンダ	・個人証へ切替済の自治体が多いため、現状において、記載順位の変更は必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
					25-4	ベンダ	・被保険者証に編集する市区町村国保に加入した日付も管理項目に追加した方がよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	オプション追加・変更	
					25-5	ベンダ	資格情報の物理削除はしてはいけないことを明記する必要はないですか。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
					25-6	市区町村	現行、集約システムに取り込まれた後の取消し、訂正は出来ない。標準システムは集約システムに取り込まれた後に取消し、訂正が可能という認識でよろしいか。	いただいたご意見について、回答いたします。標準システムでは、集約システムへ連携した資格情報に対する訂正は可能となります。ただし、連携した資格情報について取り消しを行うことで、集約システムでクリティカルエラーとなる事象がございますので、資格情報を取り消しする際は、同日得喪として入力することを推奨いたします。	質問	
					25-7	ベンダ	「被保険者証番号」は自動で採番しているため、訂正することにより、将来番号に重複が発生する可能性があるため、被保険者証番号は訂正できない方がよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
					25-8	ベンダ	記載順位は証の記載順位と考えていますが問題ないでしょうか。	いただいたご意見について、回答いたします。お見込みのとおり、記載順位は被保険者証出力時の出力順やオンライン処理画面等における並び順等に活用することを目的とした管理項目を想定しております。	質問	
					25-9	ベンダ	記載順位の必要性は現在無いように考えますがいかがでしょうか。	ご意見を基準に反映しました。標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	必須⇒オプション	
26	2.2.1.2	<p>被保険者の資格情報（履歴を含む）について、マル学・マル遠・住所地特例の異動内容の訂正および取消の入力ができること。</p> <p>【管理項目】 ・該当日 ・非該当日 ・届出日 ・非該当予定日 ・学遠特例区分 ・施設名称 ・施設区分</p> <p>※1.異動更新の際、登録済みの資格情報との整合性チェックを行い、誤入力を抑止・注意喚起できること</p>	26-1	市区町村	問題無し 現行、メモに情報登録している	賛同いただきありがとうございました。	賛同	<p>被保険者の資格情報（履歴を含む）について、マル学・マル遠・住所地特例の異動内容の訂正および取消の入力ができること。</p> <p>国保情報集約システムに連携済みの資格履歴の取消を行う場合は、物理削除は行わず、同日得喪による取消を基本とする。</p> <p>【管理項目】 ・該当日 ・非該当日 ・届出日 ・非該当予定日 ・学遠特例区分 ・施設名称 ・施設区分</p> <p>※1.異動更新の際、登録済みの資格情報との整合性チェックを行い、誤入力を抑止・注意喚起できること</p>		
			26-2	ベンダ	・他システムとのデータ連携の増加を見据えた場合、異動内容の取消は、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	必須⇒オプション			
			26-3	ベンダ	また、同日得喪による取消を基本要件として明記してはいかがでしょうか。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更			
			26-4	ベンダ	・住所地特例者の非該当予定日は、入所時に届出を義務付けることは難しく、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション			
			26-5	ベンダ	・施設区分について、管理していない団体も多く、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション			
			26-6	ベンダ	・施設名称について、宛名の住所が施設名称になっているケースも多く、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション			
			27	2.2.1.3	<p>被保険者の資格情報（履歴を含む）について、退職の異動内容の訂正および取消の入力ができること。</p> <p>【管理項目】 ・該当日 ・非該当日 ・届出日 ・退職事由 ・本人扶養区分 ・本人の宛名番号</p>	<p>・退職者医療制度については、平成20年の原則廃止を行ったうえで経過措置が講じられており、令和2年3月末をもって経過措置も終了したため、当該機能を標準仕様として必須とするか否かについて、検討が必要と考えます。</p>	27-1		市区町村	現在も遡及して資格取得することがあるので、標準仕様必須がよいと思われる
27-2	市区町村	【意見】 2.1.2.6を盛り込む場合は、この項も盛り込む必要がある。	賛同いただきありがとうございました。	賛同						

※1.異動更新の際、登録済みの資格情報との整合性チェックを行い、誤入力を抑止・注意喚起できること

27-3	市区町村	・制度上は、今後も退職被保険者たる者が長期間残存していることが想定されるため、当該機能を標準機能として必須とすべきと考えます。現在、自市町村に退職被保険者等が存在しない場合においても、今後他市町村からの転入による退職被保険者等の発生を考慮しておく必要があります。	賛同いただきありがとうございました。	賛同	
27-4	市区町村	極めて稀なケースではありますが、理論上は令和7年度末まで対象者が存在する可能性があるため、必須機能とするのが適当と考えます。	賛同いただきありがとうございました。	賛同	
27-5	市区町村	また実務経路上、異動更新時の整合性チェックについては注意喚起にとどめ、処理続行可能な仕様とすることが望ましいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
27-6	市区町村	退職者医療制度の該当者は、国家公務員共済の繰上支給を受けている方が最長R4まで、地方公務員等共済の繰上支給の方が最長R8と認識しているが、事前にすべてなくなる可能性もあり、それは月報等でも把握可能であるが、厚生局指導監査による返還が複数年遡って行われること等もあるため、現在の資格管理とともに、過去の資格の管理ができる必要があると考えます。	賛同いただきありがとうございました。	賛同	
27-7	ベンダ	・退職者医療制度については、廃止された制度であり、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます	いただいたご意見については、7団体から必要との回答があり、理論上は令和7年度末まで対象者が存在する可能性があること、今後他市町村からの転入による退職被保険者等の発生を考慮しておく必要があること、遡及期間や経過措置に関する対応を考慮する必要があるものと考えているため、基準への反映は必要ないものと考えておりますが、標準仕様として反映する必要があるとお考えの場合は、具体的な背景や契機・目的（コード値や機能内容等）について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	必須⇒オプション	
27-8	ベンダ	・退職医療制度が廃止されているため退職に関する機能は必須ではないと考えます。	いただいたご意見については、7団体から必要との回答があり、理論上は令和7年度末まで対象者が存在する可能性があること、今後他市町村からの転入による退職被保険者等の発生を考慮しておく必要があること、遡及期間や経過措置に関する対応を考慮する必要があるものと考えているため、基準への反映は必要ないものと考えておりますが、標準仕様として反映する必要があるとお考えの場合は、具体的な背景や契機・目的（コード値や機能内容等）について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	必須⇒オプション	
27-9	ベンダ	退職者医療制度の遡及適用期間が終了するまでは、必須とすべきと考えます。	賛同いただきありがとうございました。	賛同	
27-10	ベンダ	委託先変更により過去の修正も必要になると想定します。	賛同いただきありがとうございました。	賛同	

※1.異動更新の際、登録済みの資格情報との整合性チェックを行い、誤入力を抑止または警告および注意喚起できること

28

2.2.1.4 被保険者の資格情報（履歴を含む）について、特定同一世帯所属者、旧被扶養者（65歳未満も含む）および非自発的失業者の異動内容の訂正および取消の入力ができること。

【管理項目】
・発効日 ・該当日 ・非該当日 ・申請年月日
※非自発的失業者については、以下項目も含む。
・離職年月日 ・離職理由

※1.異動更新の際、登録済みの資格情報との整合性チェックを行い、誤入力を抑止・注意喚起できること

28-1	市区町村	【要件追加提案】 性同一性障害情報の訂正および取消の入力ができること。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
28-2	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございました。	賛同	
28-3	ベンダ	・他システムとのデータ連携の増加を見据えた場合、異動内容の取消は、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	必須⇒オプション	
28-4	ベンダ	また、同日得喪による取消を基本要件として明記してはいかがでしょうか。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
28-5	ベンダ	・旧被扶養者、非自発的失業者の発効日について、該当日で充足しているため、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
28-6	ベンダ	・離職理由について、非自発的失業者とする判断に使用するものであり、非自発的失業者の管理において必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
28-7	ベンダ	・非該当日は「保険料計算と高額療養費の判定」のそれぞれで管理した方がよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	

被保険者の資格情報（履歴を含む）について、特定同一世帯所属者、旧被扶養者（65歳未満も含む）および非自発的失業者の異動内容の訂正および取消の入力ができること。
国保情報集約システムに連携済みの資格履歴の取消を行う場合は、物理削除は行わず、同日得喪による取消を基本とする。

【管理項目】
・発効日 ・該当日 ・非該当日 ・申請年月日
※非自発的失業者については、以下項目も含む。
・離職年月日 ・離職理由 ・離職理由コード

※1.異動更新の際、登録済みの資格情報との整合性チェックを行い、誤入力を抑止・注意喚起できること
※2.非自発的失業者については、保険料計算と高額療養費において、それぞれで管理できること

						28-8	市区町村	非自発的失業者については、雇用保険受給資格者証に記載される離職理由コード番号が該当するか否かの判断基準とされているため、コード番号とセットで管理できる必要がある。	ご意見を基準に反映しました。 なお、他団体様より離職理由については、非自発的失業者とする判断に使用するものであり、非自発的失業者の管理において必ずしも実装する必要はないとご意見をいただいております。離職理由をオプション化しているため、離職理由コードは実装オプションとして、基準に追加しております。 また、「2.1.2.7」にも離職理由コードを実装オプションとして追加しました。 項目を追加する際のご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	
29	2.3 資格 異動 確認	2.3.1 資格 異動 内容 確認 一覧 作成	2.3.1.1 一定期間内に異動の届出があった被保険者の資格異動処理結果について、一覧に出力できること。 ※1. 被保険者の資格情報や資格異動に関する情報の一覧をEUC機能を利用して出力できること。			29-1	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	一定期間内に異動の届出があった被保険者の資格異動処理結果について、一覧に出力できること。 ※1. 被保険者の資格情報や資格異動に関する情報の一覧をEUC機能を利用して出力できること。
						29-2	ペンダ	左記の表記では、実現方法（画面、帳票）が曖昧と考えます。実現方法についての記載を入れたほうが良いと考えます。 ① 画面 ② 帳票 ③ 画面又は帳票	いただいたご意見について、基準に反映しておりません。 いただいたご意見については、機能の実装方針は各システムのペンダによっても考え方が様々あることから、各システムに委ねられるべきものであるとし、標準仕様書としては指定しない方針とするものと考えておりますが、標準仕様として実装が必要であるとお考えの場合は、具体的な背景や契機・目的（コード値や機能内容等）について、改めてご意見を伺いたたく、お願いいたします。	質問	
30	2.4 資格 適用 適正 化	2.4.1 国保 資格 不整 合一 覧作 成	2.4.1.1 他システム連携によって登録された住民記録情報や国民年金情報をもとに、資格情報との不整合が生じている対象者の一覧を出力できること。 【観点】 ・住民記録において、転出、死亡、職権削除により削除された被保険者が国保において資格継続中となっていないか。 ・住民記録の消除日と国保適用終了日の整合確認。 ・国民年金1号被保険者について喪失している方が、国保において資格継続中となっていないか。			30-1	ペンダ	国民年金の強制適用は60才までであり、60～74歳までは国民年金喪失状態でも国保該当の場合があり、チェック条件に年齢要件が必要ではないでしょうか。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	他システム連携によって登録された住民記録情報や国民年金情報をもとに、資格情報との不整合が生じている対象者の一覧を出力できること。 ※1. 資格情報の適正化のため、以下のチェックを実施できること ・住民記録において、転出、死亡、職権削除により削除された被保険者（特定同一世帯所属者を含む）が国保において資格継続中となっていないか ・住民記録の消除日と国保適用終了日の整合が取れているか ・国民年金1号被保険者のうち、60才未満の被保険者について喪失している方が、国保において資格継続中となっていないか ・外国人の被保険者について、最新の被保険者証発行日以降に在留期間が延長されていないか
						30-2	ペンダ	また、3号適用者は年金側で国年1号資格喪失入力（種別変更）が遅れる場合がありますが、一律でチェックする必要があるでしょうか。	いただいたご意見について、回答いたします。 国年1号資格の喪失入力（種別変更）時にチェックすることで問題ない認識です。	質問	
						30-3	市区町村	問題なし	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
						30-4	市区町村	外国人の在留期間が延長された場合、被保険者証の有効期限を延長して交付する事務処理を行っています。そのため、以下の観点の追加を希望いたします。 外国人について、最新の被保険者証発行日以降に在留期間が延長されていないか。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	
						30-5	市区町村	【要件追加提案】 住基との整合性については、特定同一世帯所属者も対象とする。	ご意見を基準に反映しました。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
						30-6	市区町村	【意見】 国民年金喪失情報は紙媒体でありデータで自動連携できない自治体があり、前述の資格重複状況結果一覧による職権処理が可能となれば年金情報を使う必要はなくなる。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
						30-7	ペンダ	国民年金1号被保険者の情報については、事務分掌上、必須機能としてよろしいのでしょうか。	ご意見を基準に反映しました。 標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたたく、お願いいたします。	必須⇒オプション	
						31		2.4.1.2 オンライン資格確認の運用開始後は、中間サーバから返却される「資格重複状況結果一覧」を基に資格異動訂正・職権消除の対応ができること。	オンライン資格確認の運用開始後は、資格の適正化に係る他業務連携情報の主体は中間サーバから返却される「資格重複状況結果一覧」となり、それを基に資格異動訂正・職権消除を行うようになると想定し、当該機能を標準仕様として必須とするか否かについて、検討が必要と考えます。		
31-2	市区町村	資格適正化のために効果的な機能であるため、必須機能が妥当と考えますが、運用にあたっては業務量の増加を伴いますので、実施時期等は各自自治体で慎重に判断することになると思います。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。 論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論							
31-3	市区町村	2.1.2.9と同じ	いただいたご意見については、業務全体や標準化の進め方等の方針に関するものと解釈しました。 いただいたご意見については、必要に応じて検討会での議題とするか、今後事務局にて作成する標準仕様書の本紙に反映します。	本紙							
31-4	ペンダ	誤入力等による資格異動訂正を行う機能とは別に、中間サーバから返却される「資格重複状況結果一覧」を基にした異動のみ行う機能ということでしょうか。	いただいたご意見について、回答いたします。 中間サーバから返却される「資格重複状況結果一覧」のインタフェースを取り込み、自動での資格異動（適用終了）を実施する機能を想定しておりますが、インタフェースの連携可否を含め、連携項目については整理が必要となりますので、共通要件に反映し検討いたします。	共通要件							
31-5	ペンダ	資格異動訂正で対応可能であれば、実装必須ではなく、実装オプションとするほうがよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたたく、お願いいたします。	オプション追加・変更							

32	2.5 75歳到達 国保資格 喪失	2.5.1 75歳到達 国保資格 喪失	2.5.1.1	75歳到達者について、資格情報の異動更新（資格適用終了）が行えること。 【管理項目】 ・資格適用終了日 ・資格適用終了届出日 ・適用終了事由 ※1.異動更新の際、登録済みの資格情報との整合性チェックを行い、誤入力を抑止・注意喚起できること ※2.異動更新は基本的に自動での更新とすること ※3.一括登録もできること		31-6	市区町村	2.1.2.9と同様。	2.1.2.9と同様。	共通要件	75歳到達者について、資格情報の異動更新（資格適用終了）が行えること。 【管理項目】 ・資格適用終了日 ・資格適用終了届出日 ・適用終了事由 ※1.異動更新の際、登録済みの資格情報との整合性チェックを行い、誤入力を抑止・注意喚起できること ※2.異動更新は基本的に自動での更新とすること ※3.75歳到達者が世帯主の場合、擬制世帯主として登録できること ※4.世帯に被保険者が残る場合は、特定同一世帯所属者として登録できること ※5.一括登録もできること
				32-1		ペンダ	「※2.異動更新は基本的に自動での更新とすること」はバッチによる一括更新とは異なると解釈しましたが、異動更新時に異動日等が自動で初期設定されることを指すでしょうか。	いただいたご意見について、回答いたします。実装方法について定義しておりませんが、月次でのバッチ処理等を想定しています。	質問		
				32-2		市区町村	【要件追加提案】 世帯に被保険者が残る場合は、一括登録時に特定同一世帯所属者として登録できること	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた内容については、標準システムにおいても実装しており、様々な市町村での活用実績もあることから、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更		
				32-3		市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同		
				32-4		市区町村	75歳到達者のうち特定同一世帯所属者となる者は、特定同一世帯所属者として自動設定されることが必要と考えます。（他の項目で定義済みでしたらご容赦ください）	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた内容については、標準システムにおいても実装しており、様々な市町村での活用実績もあることから、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更		
				32-5		ペンダ	・75歳到達者について、現状月末に一括で資格喪失処理を行っております。当機能については、随時で異動処理を実施する想定でしょうか。	いただいたご意見について、回答いたします。実装方法について定義しておりませんが、「※2」の記載により、月次でのバッチ処理等を想定しています。	質問		
				32-6		ペンダ	資格喪失者が世帯主だった場合、擬主の登録を行う機能も含めるべきではないか。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた内容については、標準システムにおいても実装しており、様々な市町村での活用実績もあることから、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更		
				32-7		ペンダ	また、特定同一世帯所属者の登録を行う機能も含めるべきではないか。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた内容については、標準システムにおいても実装しており、様々な市町村での活用実績もあることから、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更		
33	2.6 65歳到達 退職非該 当登録	2.6.1 65歳到達 退職非該 当登録	2.6.1.1	65歳到達により退職非該当となる被保険者について、資格情報の異動更新（退職非該当）が行えること。 【管理項目】 ・非該当日 ・届出日 ・退職事由 ※1.異動更新の際、登録済みの資格情報との整合性チェックを行い、誤入力を抑止・注意喚起できること ※2.異動更新は基本的に自動での更新とすること ※3.一括登録もできること	・退職者医療制度については、平成20年の原則廃止を行ったうえで経過措置が講じられており、令和2年3月末をもって経過措置も終了したため、当該機能を標準仕様として必須とするか否かについて、検討が必要と考えます。	33-1	ペンダ	・退職者医療制度については、廃止された制度であり、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます	いただいたご意見について、回答いたします。基準の内、各自治体様、各社様のご意見を踏まえ、自動更新・一括登録に関する部分について、基準に反映しました。なお、機能全体については、5団体から必要との回答があり、理論上は令和7年度末まで対象者が存在する可能性があること、今後他市町村からの転入による退職被保険者等の発生を考慮しておく必要があること、遡及期間や経過措置に関する対応を考慮する必要があるものと考えておりますが、標準仕様として反映する必要があるとお考えの場合は、具体的な背景や契機・目的（コード値や機能内容等）について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	65歳到達により退職非該当となる被保険者について、資格情報の異動更新（退職非該当）が行えること。 【管理項目】 ・非該当日 ・届出日 ・退職事由 ※1.異動更新の際、登録済みの資格情報との整合性チェックを行い、誤入力を抑止・注意喚起できること ※2.異動更新は基本的に自動での更新とすること ※3.一括登録もできること
				33-2		ペンダ	「退職事由」とは他にどのような事由を想定しているか。 （退職制度廃止の背景とは別に）管理の必要があるか。	いただいたご意見について、回答いたします。退職事由につきましては、以下を想定しております。 ・退職該当（本人）・退職該当（家族） ・退職非該当（本人）・退職非該当（家族） 上記事由は、集約システムへ連携する資格情報の変更事由等に利用することを想定しております。	質問		
				33-3		市区町村	【意見】 新たに非該当となる者はいない（遡及期間適用のみ）ため、自動更新・一括登録は不要と考える。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
				33-4		ペンダ	委託先変更により過去の修正も必要になると想定します。	賛同いただきありがとうございます。	賛同		
				33-5		市区町村	現在も遡及して資格取得することがあるので、標準仕様必須がよいと思われる。	賛同いただきありがとうございます。	賛同		
				33-6		ペンダ	「※2.異動更新は基本的に自動での更新とすること」 2.5.1 75歳到達国保資格喪失と同様の確認	いただいたご意見について、回答いたします。実装方法について定義しておりませんが、月次でのバッチ処理等を想定しています。	質問		
				33-7		市区町村	2.2.1.3と同様。	賛同いただきありがとうございます。	賛同		

					35-6	ベンダ	・国保情報集約システムへ連携する前の確認は事務量が増えることも考えられるため、資格情報一括作成エラーリストの出力は必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
					35-7	市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
					35-8	ベンダ	「資格情報一括作成エラーリストを出力できること」とありますが、中小規模の市町村では集約システムのチェック結果を確認し、エラーがあれば、対応するという運用を現状行っているため、実装オプションとするほうがよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
					35-9	ベンダ	「【管理項目】国保情報集約システムとのインタフェースに準拠」とありますが、オールインワンパッケージの場合は宛名システム等で管理する個人情報（個人番号、住所、氏名等）を国保システムでは保持しないため、個人情報（個人番号、住所、氏名等）は実装オプションとするほうがよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	
36	2.7.3 資格情報 (世帯・個人) データ照会	2.7.3.1	国保情報集約システムへ提供した資格情報や国保情報集約システムから提供された資格情報について、確認できること。		36-1	ベンダ	「国保情報集約システムから提供された資格情報」とありますが、国保情報集約システムから提供された資格情報は被保険者ID、取得年月日、喪失年月日等の認識です。資格情報（世帯・個人）データ作成後の処理として、これらの項目を確認することがあるのでしょうか。	いただいたご意見について、回答いたします。当該の基準については、国保情報集約システムとの相互の連携情報を照会できることを基準としております。資格情報（世帯・個人）データ作成後の処理として、必ず「国保情報集約システムから提供された資格情報」を照会する想定ではなく、照会機能として必要に応じて「国保情報集約システムから提供された資格情報」の内容も照会できることを基準として定義しています。	質問	国保情報集約システムへ提供した資格情報や国保情報集約システムから提供された資格情報について、確認できること。
					36-2	ベンダ	提供された資格情報を確認する処理はフローとしては、小項目2.7.7.1の次に該当するものではないでしょうか。	いただいたご意見について、回答いたします。当該の基準については、国保情報集約システムとの相互の連携情報を照会できることを基準としております。資格情報（世帯・個人）データ作成後の処理として、必ず「国保情報集約システムから提供された資格情報」を照会する想定ではなく、照会機能として必要に応じて「国保情報集約システムから提供された資格情報」の内容も照会できることを基準として定義しています。	質問	
					36-3	ベンダ	・提供された資格情報について、具体的なファイル名等を明記した方がよいと考えます。	いただいたご意見について、回答いたします。「2.7.6 国保情報集約システム連携データ取込」に記載しています。	質問	
					36-4	ベンダ	左記の表記では、実現方法（画面、帳票）が曖昧と考えます。実現方法についての記載を入れたほうが良いと考えます。 ① 画面 ② 帳票 ③ 画面又は帳票	いただいたご意見について、回答いたします。いただいたご意見については、機能の実装方針は各システムのベンダによっても考え方が様々あることから、各システムに委ねられるべきものであるとし、標準仕様書としては指定しない方針とするものと考えておりますが、標準仕様として実装する必要があるとお考えの場合は、具体的な背景や契機・目的（コード値や機能内容等）について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	質問	
					36-5	ベンダ	・直近情報以外も履歴として管理することを想定されていますか。この場合、データが蓄積して、システムパフォーマンスが落ちることが想定されるため、保管期限を決めたほうが良いと考えます。	いただいたご意見について回答いたします。データの保管期間等については、機能全体に関わる基準となるものと解釈しました。いただいたご意見については、国民健康保険の共通要件として、検討いたします。	共通要件	
					36-6	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
					36-7	ベンダ	国保情報集約システムへ提供した資格情報の内容は、資格情報（世帯・個人）ファイルで確認可能と考えるが、システムで照会可能とする必要があるのか。	いただいたご意見について、回答いたします。国保情報集約システムへ提供した資格情報の照会については、標準システムにおいて実装しており、様々な市町村での活用実績もあることから、基準として記載しています。	質問	
37	2.7.4 資格情報 (世帯・個人) データ修正	2.7.4.1	作成した資格情報（世帯）データと資格情報（個人）データについて、強制的に内容を修正できること。 【管理項目】 ○ 国保情報集約システムとのインタフェースに準拠		37-1	市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	作成した資格情報（世帯）データと資格情報（個人）データについて、強制的に内容を修正できること。 システム上で保持していない情報を強制的に作成する必要がある場合（旧システムで管理していた情報の移行漏れの対応等）において、暫定的に国保情報集約システムにデータ送付する必要がある場合に使用する。
					37-2	ベンダ	・強制的な内容の修正をすることで、実際の資格情報と異なる可能性があるため、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
					37-3	ベンダ	修正が必要なケースが運用上あれば、その状態に限定して利用するという前提を記載した方がよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	【管理項目】 ○ 国保情報集約システムとのインタフェースに準拠
					37-4	ベンダ	作成した資格情報（世帯）データ、資格情報（個人）データの内容を強制的に修正することは、自庁システムと連携先システムの間で情報の不一致が発生することになり危険と考えるがいかがか。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	

38	2.7.5 資格情報（世帯・個人）連携用ファイル作成	2.7.5.1	作成した資格情報（世帯）データと資格情報（個人）データを国保情報集約システムが定義するインタフェースレイアウトに出力できること。 【管理項目】 ○ 資格情報（世帯）ファイル、資格情報（個人）ファイルインタフェース（※）に準拠 ※ 令和3年6月24日に提示された「国保情報集約システム 外部インタフェース仕様書」のインタフェース仕様	37-5	ベンダ	・連携データを強制的に修正した結果、システム内の資格情報データと不整合が発生するリスクがあるため、修正機能は不要と考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	作成した資格情報（世帯）データと資格情報（個人）データを国保情報集約システムが定義するインタフェースレイアウトに出力できること。 【管理項目】 ○ 資格情報（世帯）ファイル、資格情報（個人）ファイルインタフェース（※）に準拠 ※ 令和3年6月24日に提示された「国保情報集約システム 外部インタフェース仕様書」のインタフェース仕様 ※1 異動分として資格情報が作成されていない対象者について、任意に「資格情報（世帯）ファイル」、「資格情報（個人）ファイル」の再作成が可能なこと ※2 「資格情報（世帯）ファイル」、「資格情報（個人）ファイル」に出力されたデータ件数を確認可能な一覧を出力できること
				37-6	ベンダ	資格情報（世帯）データと資格情報（個人）データの強制修正が可能であると、国民健康保険システムで管理している情報と集約システムのデータ乖離が発生するため、基本的には国民健康保険システムの情報を修正するものと考えます。そのため、実装必須である必要はないと考えます	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
				38-1	市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございました。	賛同	
				38-2	ベンダ	・連携用ファイル作成の手順として、資格情報（世帯・個人）データ作成⇒資格情報（世帯・個人）連携用ファイル作成になるかと思いますが、データ連携用PCを導入した運用も意識した流れになっているのでしょうか。	いただいたご意見について、回答いたします。お見込みのとおり、連携用ファイル作成の手順として、資格情報（世帯・個人）データ作成⇒資格情報（世帯・個人）連携用ファイル作成となります。データ連携用PCを導入されている場合は、作成した資格情報（世帯・個人）連携用ファイルをデータ連携用PCに転送することで運用可能と考えております	質問	
				38-3	ベンダ	・作成したデータの件数を確認する機能は不要でしょうか。	ご意見を基準に反映しました。 標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	オプション追加・変更	
				38-4	ベンダ	・外字変換について、国保連合会様で行っている場合と、自庁システムで行う場合があり、各県で違いがあります。 （外字変換機能が必要となります）	いただいたご意見について回答いたします。他システム連携における外字変換については、機能全体に関わる基準となるものと解釈しました。いただいたご意見については、国民健康保険の共通要件として、検討いたします。	共通要件	
				38-5	ベンダ	・国保連合会様よりデータ再送信の指示が来る場合があるため、異動がない対象者を再送信する機能は必要ではないでしょうか。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
		38-6	ベンダ	・現状、国保総合システムに連携していた旧フォーマットの被保険者マスタ（KD_IF020、KD_IF021）を使用して、他システムへ連携している市区町村様がいるため、当該機能もオプションとして必要と考えます。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。 論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論			
39	2.7.6 国保情報集約システム連携データ取込	2.7.6.1	国保情報集約システムより連携される国保資格取得喪失年月日連携データ、市町村被保険者ID連携データの各ファイルを取り込みチェックおよび取り込みができること。 また、取り込み結果について、連携データ取込リストを出力できること。 【管理項目】 ○ 国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイルインタフェース（※）に準拠 ※ 令和3年6月24日に提示された「国保情報集約システム 外部インタフェース仕様書」のインタフェース仕様	39-1	ベンダ	帳票で確認との記載ですが、電子データ（CSV）での確認でも良いのではないかと考えます。	いただいたご意見について、回答いたします。連携データ取込リストについては、帳票に限定したのではなく、電子データ（CSV）も含まれます。 機能の実装方針は各システムのベンダによっても考え方が様々あることから、各システムに委ねられるべきものであるとし、標準仕様書としては指定しない方針とするものと考え、基準には追加していません。	質問	国保情報集約システムより連携される国保資格取得喪失年月日連携データ、市町村被保険者ID連携データの各ファイルを取り込みチェックおよび取り込みができること。 また、取り込み時にエラーとなった対象について、連携データ取込エラーリストを出力できること。 【管理項目】 ○ 国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイルインタフェース（※）に準拠 ※ 令和3年6月24日に提示された「国保情報集約システム 外部インタフェース仕様書」のインタフェース仕様 ※1 取り込み結果について、連携データ取込リストを出力できること
				39-2	市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございました。	賛同	
				39-3	ベンダ	・取り込み結果を全てリストに出力し確認する場合、事務量が増えることが考えられるため、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
				39-4	ベンダ	取り込みチェックにてエラーとなったもののみを確認するリストを出力する要件に変更した方がよいと考えます。	取り込み結果のリストにつきまして、取り込みチェックにてエラーとなったもののみを確認するリストを出力する要件に記載を修正しました。	必須追加・変更	
				39-5	ベンダ	連携データ取込リストと「2.7.7 国保情報集約システム連携データ反映」の連携データ取込結果リストはほぼ同じになるのではないのでしょうか。	いただいたご意見について、回答いたします。連携データ取込リストと「2.7.7 国保情報集約システム連携データ反映」の連携データ取込結果リストは同等になるものと想定しております。 本基準につきまして、取り込みチェックでエラーとなった対象者を確認するリストを出力する基準に修正し、「2.7.7 国保情報集約システム連携データ反映」では、国民健康保険システムに登録されたデータを確認するリストに基準を修正いたします。	必須追加・変更	
				39-6	ベンダ	取り込みチェックのエラーリストが出力できるほうがよいのではないのでしょうか。	取り込み結果のリストにつきまして、取り込みチェックにてエラーとなったもののみを確認するリストを出力する要件に記載を修正しました。	必須追加・変更	

40		2.7.7 国保 情報 集約 シス テム 連携 デー タ反 映	2.7.7.1 取込を行った国保資格取得喪失年月日連携データ、市町村被保険者ID連携データについて、国民健康保険システムに反映できること。また、反映結果について、連携データ取込結果リストを出力できること。		40-1	ベンダ	・弊社では取込から反映まで1つの処理で実施しています。機能を取込と反映で2つに分ける必要はありませんでしょうか。	ご意見を基準に反映しました。取り込みチェックとシステム反映を1つの機能(処理)として実施することが可能である場合、取込処理と反映処理をそれぞれで実施しなくても良い旨を実装オプションとして記載しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	取込を行った国保資格取得喪失年月日連携データ、市町村被保険者ID連携データについて、国民健康保険システムに反映できること。また、反映結果について、連携データ取込結果リストを出力できること。 ※1.反映時に「2.7.6.1」の取込チェックを行う場合は、取込処理と反映処理を同時に一つの処理として実施することもできる
					40-2	ベンダ	帳票で確認との記載がありますが、電子データ(CSV)での確認でも良いのではないかと考えます。	いただいたご意見について、回答いたします。連携データ取込リストについては、帳票に限定したのではなく、電子データ(CSV)も含まれます。機能の実装方針は各システムのベンダによっても考え方が様々あることから、各システムに委ねられるべきものであるとし、標準仕様書としては指定しない方針とするものとするため、基準には追加しておりません。	質問	
					40-3	ベンダ	・取込と反映の2段階にする必要はないと考えます。	ご意見を基準に反映しました。取り込みチェックとシステム反映を1つの機能(処理)として実施することが可能である場合、取込処理と反映処理をそれぞれで実施しなくても良い旨を実装オプションとして記載しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	
					40-4	市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
41	2.8 国保 資格 情報 他シ ステ ム連 携 フア イル 作成	2.8.1 市町村住民記録システムに反映するための国保資格情報連携データが作成できること。また、市町村介護保険システムに反映するための被保険情報が作成できること。 【管理項目】 ・国保資格情報連携データ ・被保険情報		41-1	ベンダ	個別事項反映のための情報と推測するが、決まったインターフェースはあるものなのか。	いただいたご意見について、回答いたします。お見込みのとおり、個別事項反映のための情報となります。連携項目については整理が必要となりますので、共通要件に反映し検討いたします。	共通要件	市町村住民記録システムに反映するための国保資格情報連携データが作成できること。 また、市町村介護保険システムに反映するための被保険情報が作成できること。 【管理項目】 ・国保資格情報連携データ ・被保険情報	
				41-2	市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同		
				41-3	ベンダ	オールインワンパッケージでは不要な機能のため、実装オプションとするほうがよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
42	2.9 国保 資格 情報 副本 デー タ作 成	2.9.1 資格情報や被保険者証交付情報に異動が発生し、副本登録する必要のある対象者を抽出し、登録用データを作成できること。 ※1. 副本データ作成時の被保険者証記号・番号については、市町村ごとの運用に応じて、桁数・前ゼロ有無・付加記号・全角半角を設定できること。		42-1	市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	資格情報や被保険者証交付情報に異動が発生し、副本登録する必要のある対象者を抽出し、登録用データを作成できること。 ※1. 副本データ作成時の被保険者証記号・番号については、市町村ごとの運用に応じて、桁数・前ゼロ有無・付加記号を設定できること。	
				42-2	ベンダ	被保険者番号は、副本のレイアウトでは全角ではないでしょうか？	ご意見を基準に反映しました。ご指摘のとおり、副本のレイアウトでは被保険者番号は全角となりますので、「全角半角」の記載を修正しました。	必須追加・変更		
43		2.9.2 国保 資格 情報 副本 転送 結果 確認	2.9.2.1 中間サーバに転送した副本について、転送処理結果を確認できること。		43-1	市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	中間サーバに転送した副本について、転送処理結果を確認できること。
44	3 申請 者管 理	3.1 限度 額認 定・ 標準 負担 額減 額認 定	3.1.1 被保険者の申請をもとに、限度額適用・標準負担額減額認定申請書を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：資格-6■ (H18.9.29保国発0929002号国保課長通知) ■帳票詳細要件 シート：資格-18■ (H6.9.9保国発114号国保課長通知)	限度額適用・標準負担額減額認定を行う上で、境界層に該当する対象者について、標準仕様として管理する必要があるか否かについて、検討が必要と考えます。	44-1	ベンダ	オンライン資格確認の導入により、限度額・減額認定の申請は不要になった認識のため、認定申請書ではなく交付申請書が必要になるのではないかと。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	被保険者の申請をもとに、限度額適用・標準負担額減額認定申請書を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：資格-6■ (H18.9.29保国発0929002号国保課長通知) ■帳票詳細要件 シート：資格-18■ (H6.9.9保国発114号国保課長通知) ※1.境界層該当者について、境界層情報(適用開始年月日、適用終了年月日、境界層区分、措置後基準(段階・区分等))を管理できること
					44-2	ベンダ	境界層については介護保険の標準仕様にも記載があるので、標準仕様とすべきではないかと。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	
					44-3	市区町村	【要件追加提案】境界層対象者を管理する機能は必須では無いが、証に(境)の文字が表記できる機能は必須と考える。	ご意見を「3.1.4.1」の基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	
					44-4	ベンダ	申請書について、システムからの出力を必須機能とするのか。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としていただいた内容については、他団体様からいただいたご意見より、現状、HPより様子をダウンロードしていたり、窓口にプランク用紙が用意されていて、それを申請時に利用している運用であることを要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
					44-5	市区町村	現行システムにおいては境界層を入力、管理しているが、該当件数は少ない。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	

						44-6	市区町村	境界層措置については、自動判定される区分よりも下の区分で発行されるものであり、開始されたオンライン資格確認の登録上も齟齬があると問題が生じる可能性があるが、少数という認識。 そのため、標準仕様としては、境界層措置用の管理というよりも、限度額証全般の管理の中で修正等の対応が可能としてはどうか。(境界層適用等のメニュー管理ができること)	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	
						44-7	市区町村	・限認証に係るフローチャートに滞納情報に係る項目が記載されていないが、必要ではないか。	ご意見を基準(業務フロー)に反映しました。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
						44-8	市区町村	・限認証の交付可否判断に滞納要件を加味するか否か、どの程度の滞納額で可否を判断するかについては市町村により様々であると考えられるが、多くの市町村において滞納要件が交付可否判断のひとつであることが想定される。特に市町村から勧奨を行う場合において、交付要件を満たさない世帯に対する勧奨通知の出力は不要であると考えられる。そのため、①申請書出力以前に滞納情報と連携すること ②任意の滞納情報に応じた申請書出力有無を設定できること	いただいたご意見について、回答いたします。 申請書および勧奨通知の出力の際に、滞納情報および未納情報を参照して申請書の出力可否を判定する機能等につきましては、各社様に実装オプションとして実装可能かをヒアリングしてご回答いたします。	オプション追加・変更	
						44-9	ベンダ	・随時発生する被保険者の申出に基づく申請情報のシステム管理(システム管理のために業務量が増えることも考えられる)は、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。 ※年次更新は3.1.2.1を想定	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
						44-10	ベンダ	・境界層該当については、少なくとも(境)を記載した証の交付履歴は管理すべきと考えます。	ご意見を「3.1.4.1」の基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	
45	3.1.2 勧奨通知等作成	3.1.2.1	認定申請の対象となる被保険者を抽出して、有効期間が満了を迎える被保険者に対して、勧奨通知および申請書を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：資格-6■ (H18.9.29保国発0929002号国保課長通知) ■帳票詳細要件 シート：資格-18■ (H6.9.9保国発114号国保課長通知) ※1.一括出力もできること ※2.認定更新申請の対象者(抽出済対象者を含む)一覧をEUC機能を利用して出力できること			45-1	ベンダ	・標準負担額減額差額は、減額に係る認定の確認を受けなかったことがやむを得ないものと市町村が認める場合に支払うものであるため、有効期限満了に伴う勧奨時に、「資格-18(国民健康保険食費療養費標準負担額減額差額支給申請書)」を発行する機能は必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	認定申請の対象となる被保険者を抽出して、有効期間が満了を迎える被保険者に対して、勧奨通知および申請書を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：資格-6■ (H18.9.29保国発0929002号国保課長通知) ■帳票詳細要件 シート：資格-18■ (H6.9.9保国発114号国保課長通知)
						45-2	市区町村	現行システム下においては、勧奨通知、申請書の一括出力は行っていないが、対象者の抽出等は必要な機能であると考えます。	賛同いただきありがとうございました。	賛同	※1.一括出力もできること ※2.認定更新申請の対象者(抽出済対象者を含む)一覧をEUC機能を利用して出力できること
46	3.1.3 審査結果登録	3.1.3.1	限度額適用・標準負担額減額の申請・認定について、以下の限度額申請・認定情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・限度額申請日 ・限度額状態(申請受理、却下、認定等) ・限度額認定日 ・限度額開始日(発効期日) ・限度額終了日(解除日) ・長期入院該当年月日 ・適用区分 ・理由 ※1.一括登録できること	限度額適用・標準負担額減額の申請・認定に必要な管理項目について、不足がないか、検討が必要と考えます。		46-1	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございました。	賛同	限度額適用・標準負担額減額の申請・認定について、以下の限度額申請・認定情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・対象年度 ・限度額申請日 ・限度額状態(申請受理、却下、認定等) ・限度額認定日 ・限度額開始日(発効期日) ・限度額終了日(解除日) ・長期入院該当年月日 ・適用区分 ・理由 ・却下理由 ・長期該当申請日 ・長期該当終了日 ※1.一括登録できること
						46-2	ベンダ	「理由」とはどのような入力を想定しているか。 弊社システムでは、審査の結果、認定された対象のみを登録する仕様であるが、「限度額状態」「(限度額)認定日」は必要とするのか。	いただいたご意見について、回答いたします。 「理由」につきましては、申請却下とした理由(メモ情報等)を管理する目的で追加した項目です。 また、認定された対象以外の管理については、実装オプションとして基準を修正しました。	必須⇒オプション	
						46-3	ベンダ	年度単位となるため、対象年度は必要と考えます。 また、却下理由は却下通知(No.49 資格-22)の項目にあるため、必要な管理項目ではないでしょうか。	ご意見を基準に反映しました。 対象年度を管理項目に追加しました。 また、却下理由は、理由として定義しておりましたが却下理由に変更いたしました。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
						46-4	ベンダ	オンライン資格確認の導入により、限度額・減額認定の申請は不要になった認識のため、却下の使用用途が不明。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。 論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
						46-5	ベンダ	・申請情報のシステム管理(システム管理のために業務量が増えることも考えられる)は、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
						46-6	ベンダ	・管理項目については、3.1.4.2の交付履歴も含めて検討すべきと考えます。	いただいたご意見について、回答いたします。 発効期日、適用区分、長期入院年月日などの証の発行に必要な情報も本基準の管理項目に追加しております。 ご意見に記載の管理項目として追加が必要な項目がございましたら、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	質問	
						46-7	市区町村	長期該当申請日等について被保険者や医療機関等から照会を受けることや、レセプト点検等において証の所持日が判断に必要となることが想定されるため、管理項目に「長期該当申請日」「長期該当終了日」「限認証回収日」の項目を追加していただきたい。	ご意見を基準に反映しました。 なお、限度証回収日は「3.1.4.2」の管理項目に追加いたします。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	

47	3.1.4 認定証等作成	3.1.4.1 限度額適用・標準負担額減額の認定証を出力できること。 ＜様式第一号の六（第二十六条の三関係）＞ ＜様式第一号の六の三（第二十六条の六の四関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-4■ ＜様式第一号の九（第二十七条の十四の五関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-5■ ＜様式第一号の八の三（第二十七条の十四の四関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-12■ ＜様式第一号の八（第二十七条の十四の二関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-13■ ※1.一括登録できること	47-1	ベンダ	・認定情報をもとに出力を行うため、「一括登録できること」は必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	いただいたご意見について、回答いたします。当該記載はオプション機能のため、現在の記載で問題ない想定です。	質問	限度額適用・標準負担額減額の認定証を出力できること。 ＜様式第一号の六（第二十六条の三関係）＞ ＜様式第一号の六の三（第二十六条の六の四関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-4■ ＜様式第一号の九（第二十七条の十四の五関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-5■ ＜様式第一号の八の三（第二十七条の十四の四関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-12■ ＜様式第一号の八（第二十七条の十四の二関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-13■ ※1.一括登録できること ※2.外部委託用ファイルを出力できること ※3.境界層該当者について、認定証に（境）を出力できること
			47-2	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
			47-3	市区町村	【要件追加提案】 外部出力用ファイルを作成できること。	ご意見を基準に反映しました。標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	オプション追加・変更	
			47-4	ベンダ	限度額認定証は高齢者と若年者で様式が分かれているが、限度額・減額認定証はなぜ分かれていないのか。	いただいたご意見について、回答いたします。限度額・減額認定証のレイアウトは官報の様式例を参考に作成しておりますが、裏面の記載事項を含め高齢者と若年者で様式に差異が無いため、統一様式としております。	質問	
48	3.1.4.2 発行履歴を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・証交付日 ・有効開始日 ・有効期限日 ・証交付状況（新規交付、再交付、切替）	48-1	ベンダ	弊社では、・交付時の適用区分を管理しています。	ご意見を基準に反映しました。適用区分を管理項目に追加しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	発行履歴を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・証交付日 ・有効開始日 ・有効期限日 ・証交付状況（新規交付、再交付、切替） ・証回収日 ・適用区分 ・長期該当適用日 ・長期該当終了日（解除日）	
			48-2	ベンダ	・発行証の印字内容（適用区分、長期該当日等）及び、終了日（解除日）や回収日等も発行履歴と紐づけて管理を行うべきと考えます。	ご意見を基準に反映しました。適用区分、長期該当適用日、長期該当終了日（解除日）、回収日を管理項目に追加しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。		必須追加・変更
			48-3	市区町村	長期該当の適用開始日を遡及登録したり、手動で長期該当の適用を一度終了させ新たな履歴を作成したりすることが想定されるため、管理項目に「長期該当適用日」「長期該当申請日」「長期該当終了日」を追加していただきたい。	ご意見を基準に反映しました。適用区分、長期該当適用日、長期該当終了日（解除日）、回収日を管理項目に追加しました。なお、長期該当申請日につきましては、「3.1.4.1」で管理しております。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。		必須追加・変更
			48-4	ベンダ	誤発行の履歴の削除は分かるが、実際の出力物の履歴を改変（修正）する機能は危険と考えるがいかがか。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。		必須⇒オプション
			48-5	市区町村	現行システムにおいては回収日に登録・修正が可能であり、標準システムにおいても返還（回収）状況情報の登録、修正等は必要と思われる。	ご意見を基準に反映しました。回収日を管理項目に追加しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。		必須追加・変更
			48-6	ベンダ	2.1.6.2と同様。発行した証自体を修正することはない（回収後、修正後の内容で再発行する）ので、発行履歴の修正・削除は実装オプションとするほうがよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。		必須⇒オプション
			48-7	ベンダ	・発行履歴の修正について、修正することで実際に発行した証と履歴の内容に相違が発生する場合は考えられるため、修正機能は不要と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。		必須⇒オプション
49	3.1.5 通知書作成	3.1.5.1 限度額減額の申請・認定についての「通知書」（却下）を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：資格-22■ ■帳票詳細要件 シート：資格-30■ ■帳票詳細要件 シート：資格-31■ ※1.一括出力もできること	49-1	ベンダ	・申請情報のシステム管理（システム管理のために業務量が増えることも考えられる）は、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	限度額減額の申請・認定についての「通知書」（却下）を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：資格-22■ ■帳票詳細要件 シート：資格-30■ ■帳票詳細要件 シート：資格-31■ ※1.一括出力もできること
			49-2	ベンダ	弊社システムでは、審査の結果、認定された対象のみを登録する仕様であるが、認定（却下）結果の通知書のシステムからの出力を必須機能とするのか。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
			49-3	市区町村	却下通知書については現行システム下では出力していない。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
			49-4	ベンダ	・現状、システム出力した通知書を利用している市区町村様はないため、オプション機能で良いと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	

						49-5	ベンダ	オンライン資格確認の導入により、限度額・減額認定の申請は不要になった認識のため、却下の使用用途が不明。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
50	3.2 特定 疾病 療養 受療 者管 理	3.2.1 申請 書出 力	3.2.1.1 被保険者の申請をもとに、国民健康保険特定疾病認定申請書を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：資格-9■		50-1	ベンダ	・申請情報のシステム管理（システム管理のために業務量が増えることも考えられる）は、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	被保険者の申請をもとに、国民健康保険特定疾病認定申請書を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：資格-9■	
					50-2	ベンダ	すでに印刷された用紙を用意している場合も多く、システムから作成する場合でもシステムから印字する項目も少なく、住民に記入してもらうことも可能であるため、実装オプションとするほうがよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
					50-3	ベンダ	・現状、HPより様式をダウンロードしたり、窓口にフランク用紙が用意されていて、それを申請時に利用しているため、システムで出力した申請書を利用する市区町村様はないため、オプション機能で良いと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
					50-4	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同		
					50-5	ベンダ	申請書について、システムからの出力を必須機能とするのか。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた内容については、他団体様からいただいたご意見より、現状、HPより様式をダウンロードしていたり、窓口にフランク用紙が用意されていて、それを申請時に利用している運用であることを要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
51	3.2.2 審査 結果 登録	3.2.2.1	特定疾病の申請・認定について、以下の特定疾病に関する申請・認定情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・特定疾病申請日 ・特定疾病状態（申請受理、却下、認定等） ・特定疾病認定日 ・特定疾病開始日（発効期日） ・特定疾病終了日（解除日） ・特定疾病認定区分（人工透析、血友病等） ・自己負担額 ・理由		51-1	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	特定疾病の申請・認定について、以下の特定疾病に関する申請・認定情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・特定疾病申請日 ・特定疾病状態（申請受理、却下、認定等） ・特定疾病認定日 ・特定疾病開始日（発効期日） ・特定疾病終了日（解除日） ・特定疾病認定区分（人工透析、血友病等） ・自己負担額 ・理由	
					51-2	ベンダ	弊システムでは、審査の結果、認定された対象のみを登録する仕様であるが、申請情報からの管理を必須機能とするのか。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
					51-3	ベンダ	・申請情報のシステム管理（システム管理のために業務量が増えることも考えられる）は、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
					51-3	ベンダ	・管理項目については、3.2.3.2の交付履歴も含めて検討すべきと考えます。	いただいたご意見について、回答いたします。発効期日、特定疾病認定区分、自己負担額などの証の発行に必要な情報も本基準の管理項目に追加しております。ご意見に記載の管理項目として追加が必要な項目がございましたら、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	質問		
52	3.2.3 特定 疾病 療養 受療 証等 作成	3.2.3.1	国民健康保険特定疾病療養受療証を出力できること。 <様式第一号の七（第二十七条の十三関係）> ■帳票詳細要件 シート：資格-8■ ※1. 70歳以上の被保険者の場合は、有効期限を「**年**月**日」に設定できること ※2. 一括登録できること		52-1	ベンダ	70歳未満の慢性腎不全以外の疾病においても有効期限を「**年**月**日」で設定すべきではないか。	記載を修正しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	国民健康保険特定疾病療養受療証を出力できること。 <様式第一号の七（第二十七条の十三関係）> ■帳票詳細要件 シート：資格-8■ ※1. 70歳以上の被保険者・70歳未満の人工透析（慢性腎不全）以外の疾病に該当する被保険者の場合は、有効期限を「**年**月**日」に設定できること ※2. 一括登録できること ※3. 外部委託用ファイルを出力できること	
					52-2	ベンダ	・認定情報をもとに出力を行うため、「一括登録できること」は必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
					52-3	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同		
					52-4	市区町村	【要件追加提案】 外部出力用ファイルを作成できること。	ご意見を基準に反映しました。標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	オプション追加・変更		
53		3.2.3.2	発行履歴を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・証交付日 ・有効開始日 ・有効期限日 ・証交付状況（新規交付、再交付、切替）		53-1	ベンダ	・発行証の印字内容（認定疾病名、自己負担限度額）及び、終了日（解除日）や回収日等も発行履歴と紐づけて管理を行うべきと考えます。	ご意見を基準に反映しました。認定疾病名、自己負担限度額、終了日（解除日）、回収日、回収理由を管理項目に追加しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	発行履歴を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・証交付日 ・有効開始日 ・有効期限日 ・証交付状況（新規交付、再交付、切替） ・認定疾病名 ・自己負担限度額 ・終了日（解除日） ・回収日 ・回収理由	
					53-2	ベンダ	・発行履歴の修正について、修正することで実際に発行した証と履歴の内容に相違が発生する場合がございます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		

					53-3	市区町村	現行システムにおいては回収日に登録・修正が可能であり、標準システムにおいても返還(回収)状況情報の登録、修正等は必要と思われる。	ご意見を基準に反映しました。回収日、回収理由を管理項目に追加しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
					53-4	ベンダ	回収日、回収理由発生日は必要ではないか。	ご意見を基準に反映しました。回収日、回収理由を管理項目に追加しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
					53-5	ベンダ	誤発行の履歴の削除は分かるが、実際の出力物の履歴を改変(修正)する機能は危険と考えるのがいかがか。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
					53-6	ベンダ	2.1.6.2と同様。発行した証自体を修正することはない(回収後、修正後の内容で再発行する)ので、発行履歴の修正・削除は実装オプションとするほうがよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
54	3.2.4 通知書作成	3.2.4.1	特定疾病の申請・認定についての「通知書」(却下)を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート:資格-21■		54-1	市区町村	却下通知書については現行システム下では出力していない。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	特定疾病の申請・認定についての「通知書」(却下)を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート:資格-21■
					54-2	ベンダ	・申請情報のシステム管理(システム管理のために業務量が増えることも考えられる)は、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
					54-3	ベンダ	弊社システムでは、審査の結果、認定された対象のみを登録する仕様であるが、認定(却下)結果の通知書のシステムからの出力を必須機能とするのか。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
55	3.3 一部負担金減免申請管理	3.3.1 申請書出力	3.3.1.1 被保険者の申請をもとに、一部負担金減免等申請書を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート:資格-29■ (S34.3.30「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱期間の一部負担金の取扱について」)		55-1	ベンダ	申請書について、システムからの出力を必須機能とするのか。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としていただいた内容については、他団体様からいただいたご意見より、現状、HPより様子をダウンロードしていたり、窓口にプラック用紙が用意されていて、それを申請時に利用している運用であることを要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	被保険者の申請をもとに、一部負担金減免等申請書を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート:資格-29■ (S34.3.30「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱期間の一部負担金の取扱について」)
					55-2	市区町村	現行の申請書では本人及び世帯員の資産、収入、所得の状況等について関係機関に報告を求めることについての同意書を兼ねている。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。	議論	
					55-3	ベンダ	すでに印刷された用紙を用意している場合も多く、システムから作成する場合でもシステムから印字する項目も少なく、住民に記入してもらうことも可能であるため、実装オプションとするほうがよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
					55-4	ベンダ	・一部負担金減免機能については、対象者も多くなく、また、システム対応していない自治体も多く、システム管理を行うことで、業務量が増えることも考えられるため、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
56	3.3.2 審査結果登録	3.3.2.1	一部負担金減免等の申請・認定について、以下の一部負担金減免等に関する申請・認定情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・一部負担金減免等申請日 ・一部負担金減免等状態(申請受理、却下、認定) ・一部負担金減免等認定日 ・一部負担金減免等開始日 ・一部負担金減免等終了日 ・減免割合 ・減免区分 ・理由		56-1	市区町村	現行システム下では出力していないが、必要な項目は含まれており、意見無し。	賛同いただきありがとうございます。	賛同	一部負担金減免等の申請・認定について、以下の一部負担金減免等に関する申請・認定情報を登録・修正・削除・照会できること。
					56-2	ベンダ	・一部負担金減免機能については、対象者も多くなく、また、システム対応していない自治体も多く、システム管理を行うことで、業務量が増えることも考えられるため、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	【管理項目】 ・一部負担金減免等申請日 ・一部負担金減免等状態(申請受理、却下、認定) ・一部負担金減免等認定日 ・一部負担金減免等開始日 ・一部負担金減免等終了日 ・減免割合 ・減免区分(1:減額 2:免除 3:徴収猶予 4:一部負担金等免除) ・理由
					56-3	ベンダ	減免区分の設定内容について、検討すべきではないか。	いただいたご意見について、回答いたします。減免区分の設定内容は、情報集約システムに連携する資格情報の一部負担金減免等証明書の証明区分を想定しております。1:減額 2:免除 3:徴収猶予 4:一部負担金等免除 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	
57	3.3.3 一部負担金減免証明書作成	3.3.3.1	一部負担金減免の申請・認定についての証明書、「通知書」(決定)を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート:資格-25■ (S34.3.30「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱期間の一部負担金の取扱について」)		57-1	ベンダ	・一部負担金減免機能については、対象者も多くなく、また、システム対応していない自治体も多く、システム管理を行うことで、業務量が増えることも考えられるため、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	一部負担金減免の申請・認定についての証明書、「通知書」(決定)を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート:資格-25■ (S34.3.30「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱期間の一部負担金の取扱について」)

			成	■帳票詳細要件 シート：資格-27■ ※1.一括登録できること	57-2	市区町村	現行システム下では出力していないが、必要な項目は含まれており、意見無し。	賛同いただきありがとうございます。	賛同	■帳票詳細要件 シート：資格-27■ ※1.一括登録できること
58		3.3.4	通知書作成	3.3.4.1 一部負担金減免の申請・認定についての「通知書」（取消・却下）を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：資格-26■ ■帳票詳細要件 シート：資格-28■	58-1	ベンダ	一部負担金減免機能については、対象者も多くなく、また、システム対応していない自治体も多く、システム管理を行うことで、事務量が増えることも考えられるため、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	一部負担金減免の申請・認定についての「通知書」（取消・却下）を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：資格-26■ ■帳票詳細要件 シート：資格-28■
					58-2	市区町村	現行システム下では出力していないが、必要な項目は含まれており、意見無し。	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
59		3.4	基準収入額適用申請管理	3.4.1 申請書出力 3.4.1.1 被保険者の申請をもとに、国民健康保険基準収入額適用申請書を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：資格-7■ (H14.9.24保総発0924001号総務課長通知)	59-1	ベンダ	システムからの出力ではなく、窓口業務の負担軽減の観点において、HP上から印刷した上で事前記入やオンライン申請等にて対応可能であり、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	必須⇒オプション	被保険者の申請をもとに、国民健康保険基準収入額適用申請書を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：資格-7■ (H14.9.24保総発0924001号総務課長通知)
					59-2	ベンダ	申請書について、システムからの出力を必須機能とするのか。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としていただいた内容については、他団体様からいただいたご意見より、現状、HPより様子をダウンロードしていたり、窓口で印刷用紙が用意されていて、それを申請時に利用している運用であることを要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
					59-3	市区町村	現行システム下では出力していないが、必要な項目は含まれており、意見無し。	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
60		3.4.2	勸奨通知等作成	3.4.2.1 基準収入額適用申請の対象となる被保険者を抽出して、勸奨通知および申請書を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：資格-7■ (H14.9.24保総発0924001号総務課長通知) ■帳票詳細要件 シート：資格-23■ ※1.一括出力もできること	60-1	市区町村	現行システム下では出力していないが、必要な項目は含まれており、意見無し。	賛同いただきありがとうございます。	賛同	基準収入額適用申請の対象となる被保険者を抽出して、勸奨通知および申請書を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：資格-7■ (H14.9.24保総発0924001号総務課長通知) ■帳票詳細要件 シート：資格-23■ ※1.一括出力もできること
					60-2	ベンダ	弊社ユーザでは年次ごみの団体や月次でも出力されている団体、また、月次ごとに非該当となる対象者をチェックする運用をされている団体も存在する。今回の標準化で運用の統一が図れないか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
					60-3	ベンダ	自治体により差し込み文書の様式は異なる（例：申請書とチラシ等）ため、勸奨通知と申請書の両方の出力は、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
61		3.4.3	審査結果登録	3.4.3.1 基準収入額適用の申請・認定について、以下の基準収入額適用申請・認定情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・基準収入額適用申請日 ・基準収入額適用状態（申請受理、却下等） ・基準収入額適用認定日 ・基準収入額適用開始日（発効期日） ・基準収入額適用終了日 ・適用区分（一般） ・負担割合 ・理由 ※1.一括登録できること	61-1	ベンダ	申請があった収入額を管理すべきであり、適用区分や負担割合は管理項目から除き、業務利用の都度、当該収入額より自動判定すべきと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	基準収入額適用の申請・認定について、以下の基準収入額適用申請・認定情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・基準収入額適用申請日 ・基準収入額適用状態（申請受理、却下等） ・基準収入額適用認定日 ・基準収入額適用開始年月（発効期日） ・基準収入額適用終了年月 ・負担割合 ・基準収入額 ・理由 ※1.一括登録できること
					61-2	ベンダ	終了日について、事務負担軽減のため、システムによる自動判定の方がよいと考えるため、必須管理項目ではないと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。また、終了日は終了年月で管理する基準とします。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
					61-3	ベンダ	開始日について、日付での管理より「当月から」「翌月から」のような区分管理の方が簡便だと考えます。	いただいたご意見より、開始日を開始年月の管理とする基準に記載を修正しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
					61-4	ベンダ	負担割合と適用区分（一般）を別々の項目で管理する必要はないと考えます。	いただいたご意見より、負担割合のみ管理する基準に記載を修正しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
					61-5	ベンダ	申請却下の管理をするためには申請情報のシステム管理（システム管理のために事務量が増えることも考えられる）が必要となり、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
					61-6	ベンダ	一括登録用のパンチデータを作成する程の件数は想定されず、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	いただいたご意見について、回答いたします。当該記載はオプション機能のため、現在の記載で問題ない想定です。	質問	
					61-7	ベンダ	適用期間の管理が日付となっているが、年月での管理の方が良いのではないかと。	いただいたご意見より、開始日を開始年月とし、終了日を終了年月の管理とする基準に記載を修正しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
					61-8	市区町村	現行システム下では出力していないが、必要な項目は含まれており、意見無し。	賛同いただきありがとうございます。	賛同	

62	3.4.4 受給者証等作成	3.4.4.1 高齢受給者証（被保険者証兼高齢受給者証）が出力できること。 <様式第一号の四（第七条の四関係）> ■帳票詳細要件 シート：資格-3■ <様式第一号の二の二（第六条関係）> ■帳票詳細要件 シート：資格-33■ ※1.一括登録できること	62-1	ペンダ	・「一括登録」は「一括出力」の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおり、誤植のため一括出力に基準を修正しました。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	記載修正	高齢受給者証（被保険者証兼高齢受給者証）が出力できること。 <様式第一号の四（第七条の四関係）> <様式第一号の五（第七条の四関係）> ■帳票詳細要件 シート：資格-3■ <様式第一号の二の二（第六条関係）> ■帳票詳細要件 シート：資格-33■ ※1.一括出力できること ※2.外部委託用ファイル出力できること ※3.高齢受給者証について、カード様式/紙様式のいずれかの証を出力できること
			62-2	ペンダ	・弊社では被保険者証兼高齢受給者証の発行は、「2.1.6被保険者証等作成」で実現していますが、「3.4.4 受給者証等作成」でも作成可能とすべきでしょうか。	いただいたご意見について、回答いたします。 被保険者証兼高齢受給者証の発行を一括で出力する機能を実装オプションとして定義します。	必須⇒オプション	
			62-3	市区町村	【要件追加提案】 外部出力用ファイルを作成できること。	ご意見を基準に反映しました。 標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	オプション追加・変更	
			62-4	市区町村	被保険者証は宮崎県は県内統一の3連様式(1枚に3名分)を使用している。国民健康保険システムの帳票レイアウトは単票だが、外付けシステムを利用して、3連様式での出力は可能か。	いただいたご意見については、業務全体や標準化の進め方等の方針に関するものと解釈しました。 いただいたご意見については、必要に応じて検討会での議題とするか、今後事務局にて作成する標準仕様書の本紙に反映します。 意見：国民健康保険システムの帳票レイアウトに対し、外付けシステム等を利用してカスタマイズ対応を可能にするべきか。	本紙	
			62-5	ペンダ	カード様式の高齢受給者証（様式第一号の五（第七条の四関係））については記載がありませんが、実装不可になるのでしょうか。	ご意見を基準に反映しました。 カード様式の高齢受給者証（様式第一号の五（第七条の四関係））を追加いたしました。 また、高齢受給者証を発行する箇所として、「2.1.6.1」・「5.2.1.1」・「5.2.3.1」・「5.7.3.1」・「5.9.1.1」にも同様の基準を追加しました。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
63	3.4.4.2 発行履歴を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・証交付日 ・有効開始日 ・有効期限日 ・証交付状況（新規交付、再交付、切替）		63-1	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	発行履歴を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・交付日年月日 ・発行期日 ・有効期限 ・証交付状況（新規交付、再交付、切替） ・証交付理由（一括更新（年次）、一括更新（月次）、一斉更新、月次更新、再交付、全部取得、一部取得、一部喪失、世帯主変更、転居、月次更新） ・負担割合 ・負担区分 ・交付方法 ・交付理由 ・交付場所
			63-2	ペンダ	誤発行の履歴の削除は分かるが、実際の出力物の履歴を改変（修正）する機能は危険と考えるがいかがか。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
			63-3	ペンダ	・発行情報を自由に修正を行える場合、実際に発行した証と異なる情報となることもあり、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。修正が必要なケースが運用上あれば、その状態に限定して利用するという前提を記載した方がよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
			63-4	ペンダ	・有効開始日について、被保険者証は「交付年月日以降有効」が一般的だと考えますので、必須の管理項目ではないと考えます。（発効期日の誤りでしょうか。）	いただいたご意見について、回答いたします。 有効開始日は「発効期日」となります。 ご意見を基準に反映しました。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
			63-5	ペンダ	・一斉更新処理の実施時期は自治体により異なることもあり、証交付状況は一斉更新や月次更新等より細分化し定義する必要があると考えます。	ご意見について、各自治体様、各社様のご意見を踏まえ、実装オプションの管理項目「証交付理由」として、基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	
			63-6	ペンダ	・証に印字した負担割合や、交付した場所の情報も管理する必要があると考えます。	ご意見を基準に反映しました。 券面記載事項（負担割合等）については必須項目として基準に追加いたします。なお、交付した場所の情報は実装オプションの項目として定義いたします。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
			63-7	ペンダ	管理項目に負担区分は不要か。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	
			63-8	ペンダ	2.1.6.2と同様。 発行した証自体を修正することはない（回収後、修正後の内容で再発行する）ので、発行履歴の修正・削除は実装オプションとするほうがよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
64	3.4.5 通知書作成	3.4.5.1 基準収入額適用申請についての「通知書」（却下）を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：資格-24■ ※1.一括出力もできること	64-1	市区町村	対象者以外には申請書を送付していないため、却下通知書については現行システム下では出力していない。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	基準収入額適用申請についての「通知書」（却下）を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：資格-24■ ※1.一括出力もできること

					64-2	ベンダ	・申請却下の管理をするためには申請情報のシステム管理（システム管理のために事務量が増えることも考えられる）が必要となり、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
					64-3	ベンダ	弊社システムでは、審査の結果、基準収入額適用された対象のみを登録する仕様であるが、認定（却下）結果の通知書のシステムからの出力を必須機能とするのか。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
65	3.5 被保険者証等再発行	3.5.1 被保険者証等作成	3.5.1.1	被保険者証の再交付および発行履歴を登録できること。	65-1	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございました。	賛同	被保険者証の再交付および発行履歴を登録できること。
66	3.6 各種申請者確認	3.6.1 各種申請者作成	3.6.1.1	各種申請者の申請状況を一覧で出力できること。	66-1	ベンダ	左記の表記では、実現方法（画面、帳票）が曖昧と考えます。実現方法についての記載を入れたほうが良いと考えます。 ① 画面 ② 帳票 ③ 画面又は帳票	いただいたご意見について、基準に反映しておりません。いただいたご意見については、機能の実装方針は各システムのベンダによっても考え方が様々あることから、各システムに委ねられるべきものであるとし、標準仕様書としては指定しない方針とするものと考えているため、基準への反映は必要ないものと考えておりますが、標準仕様として実装する必要があるとお考えの場合は、具体的な背景や契機・目的（コード値や機能内容等）について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	質問	各種申請者の申請状況を一覧で出力できること。
					66-2	市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございました。	賛同	
					66-3	ベンダ	・大規模自治体においては、一覧への出力対象者も多く、確認作業の事務負担が増えることが考えられるため、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
67	3.7 特定健診受診券発行	3.7.1 特定健診受診者登録	3.7.1.1	特定健診受診券申し込み者の登録ができること。	67-1	市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございました。	賛同	特定健診受診券申し込み者の登録ができること。
					67-2	ベンダ	・市区町村によっては受診券でなく償還で実施していたり、国保と後期で一緒に事業を実施していたりして、運用がバラバラであるため、受診券機能は必須でなくても良いと考えます。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。特定健診に関する業務について、健康管理で出力等、運用が自治体様毎に異なるケースがあることから、標準仕様として対応する範囲を明確にする必要があります。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
					67-3	ベンダ	特定健診に係る事務は、市町村システム（健康管理システム）での管理が多いと考えます。オプション機能としてはいかがでしょうか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。特定健診に関する業務について、健康管理で出力等、運用が自治体様毎に異なるケースがあることから、標準仕様として対応する範囲を明確にする必要があります。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
					67-4	市区町村	下記の内容は一人分を対応でき、また複数人数分も一括で対応できること。 ・受診券発行時に、国民健康保険や後期高齢者健康診査開始日や喪失日に応じて自動的に受診券整理番号の付番（11桁・年度別）を行うこと。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。特定健診に関する業務について、健康管理で出力等、運用が自治体様毎に異なるケースがあることから、標準仕様として対応する範囲を明確にする必要があります。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
					67-5	市区町村	【要件追加提案】 受診券の発行は申込制ではなく年齢等で該当する者すべてに発行していることから、年齢、住所、国保加入状況等の要件から対象者として一括登録ができること。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。特定健診に関する業務について、健康管理で出力等、運用が自治体様毎に異なるケースがあることから、標準仕様として対応する範囲を明確にする必要があります。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
					67-6	市区町村	特定健診受診券は、対象者に受診券を一斉送付することも多くある。その場合の対象者の管理までするという趣旨か。その場合、自己負担額も一律ではない場合もあるので、そうした管理も必要となる。（一斉送付をしている場合に受診券の申し込みをする人というのは、年度途中の加入者等が当たることになるので、想定している運用と用語の定義も明らかにする必要がありと思いま	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。特定健診に関する業務について、健康管理で出力等、運用が自治体様毎に異なるケースがあることから、標準仕様として対応する範囲を明確にする必要があります。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	

					67-7	ベンダ	・国民健康保険システム外の国保連システムで対応している事例も多く、国民健康保険システムに、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。特定検診に関する業務について、健康管理で出力等、運用が自治体様毎に異なるケースがあることから、標準仕様として対応する範囲を明確にする必要があります。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
					67-8	ベンダ	国保連委員会への委託も可能であり、中小規模の市町村では、国保連委員会へ委託していることが多いため、実装オプションとするほうがよいと考えます。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。特定検診に関する業務について、健康管理で出力等、運用が自治体様毎に異なるケースがあることから、標準仕様として対応する範囲を明確にする必要があります。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
					67-9	ベンダ	特定健診機能を市町村システムの必須機能とするのか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。特定検診に関する業務について、健康管理で出力等、運用が自治体様毎に異なるケースがあることから、標準仕様として対応する範囲を明確にする必要があります。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
					67-10	ベンダ	特定健診については、健康管理で出力等、運用が自治体様毎に異なるケースがあるものと考えています。必須機能とすべきについては、議論が必要と考えます。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。特定検診に関する業務について、健康管理で出力等、運用が自治体様毎に異なるケースがあることから、標準仕様として対応する範囲を明確にする必要があります。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
68	3.7.2 特定 健診 受診 券発 行	3.7.2.1	特定健診受診券申し込み者に対し、特定健診受診券の発行ができること。		68-1	ベンダ	・国民健康保険システム外の国保連システムで対応している事例も多く、国民健康保険システムに、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。特定検診に関する業務について、健康管理で出力等、運用が自治体様毎に異なるケースがあることから、標準仕様として対応する範囲を明確にする必要があります。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	特定健診受診券申し込み者に対し、特定健診受診券の発行ができること。
					68-2	市区町村	・健診の受診券のみならず、脳ドック受診券や保健指導の利用券などの帳票も随時作成できること。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。特定検診に関する業務について、健康管理で出力等、運用が自治体様毎に異なるケースがあることから、標準仕様として対応する範囲を明確にする必要があります。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
					68-3	市区町村	今後、帳票の種類が増えた場合でも作成できるような帳票機能であること。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。特定検診に関する業務について、健康管理で出力等、運用が自治体様毎に異なるケースがあることから、標準仕様として対応する範囲を明確にする必要があります。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
					68-4	市区町村	下記の内容は一人分を出力でき、また複数人数分も一括で出力できること。 1.対象者の資格状況に応じて、受診券の内容をシステムで自動的に把握し、受診券の作成ができること。(内容が誤りがあった場合に、手動でも修正機能ができること)	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。特定検診に関する業務について、健康管理で出力等、運用が自治体様毎に異なるケースがあることから、標準仕様として対応する範囲を明確にする必要があります。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
					68-5	市区町村	下記の内容は一人分を出力でき、また複数人数分も一括で出力できること。 2.受診券の有効期間を自動で設定できること。(内容が誤りがあった場合に、手動でも修正機能ができること)	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。特定検診に関する業務について、健康管理で出力等、運用が自治体様毎に異なるケースがあることから、標準仕様として対応する範囲を明確にする必要があります。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	

68-6	市区町村	下記の内容は一人分を出力でき、また複数人数分も一括で出力できること。 3. 国保連合会へ登録するための受診券データが出力できること。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。 特定検診に関する業務について、健康管理で出力等、運用が自治体様毎に異なるケースがあることから、標準仕様として対応する範囲を明確にする必要があります。 論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論
68-7	市区町村	下記の内容は一人分を出力でき、また複数人数分も一括で出力できること。 4. 受診券発行時に同時受診可能ながん検診（肺がん、大腸がん、前立腺がん・肝炎ウイルス）を選択し料金も資格に応じて判別できること。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。 特定検診に関する業務について、健康管理で出力等、運用が自治体様毎に異なるケースがあることから、標準仕様として対応する範囲を明確にする必要があります。 論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論
68-8	市区町村	下記の内容は一人分を出力でき、また複数人数分も一括で出力できること。 5. 受診券発行時に発送状況を管理するため送付履歴をつけられること。（受診券作成日、帳票名、自由記載）	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。 特定検診に関する業務について、健康管理で出力等、運用が自治体様毎に異なるケースがあることから、標準仕様として対応する範囲を明確にする必要があります。 論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論
68-9	市区町村	下記の内容は一人分を出力でき、また複数人数分も一括で出力できること。 6. 受診券発送時に郵便区内特別の対象となるよう受診券に「カスタマーバーコード」が表示され、「郵便区内特別」の文字印字が選択制でできること。船橋市の規模では、印刷業者へ受診券や結果通知の封入封緘発送を委託している為、業者へ引き渡すための管理番号が付けられるとよい。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。 特定検診に関する業務について、健康管理で出力等、運用が自治体様毎に異なるケースがあることから、標準仕様として対応する範囲を明確にする必要があります。 論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論
68-10	市区町村	特定健診等について、通番119以下に意見、要望を記載。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。 特定検診に関する業務について、健康管理で出力等、運用が自治体様毎に異なるケースがあることから、標準仕様として対応する範囲を明確にする必要があります。 論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論
68-11	ベンダ	特定検診に係る事務は、市町村システム（健康管理システム）での管理が多いと考えます。オプション機能としてはいかがでしょうか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。 特定検診に関する業務について、健康管理で出力等、運用が自治体様毎に異なるケースがあることから、標準仕様として対応する範囲を明確にする必要があります。 論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論
68-12	市区町村	【要件追加提案】 受診券の発行を外部委託することが可能なよう、発行対象者についての外部出力用データを作成できること。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。 特定検診に関する業務について、健康管理で出力等、運用が自治体様毎に異なるケースがあることから、標準仕様として対応する範囲を明確にする必要があります。 論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論
68-13	ベンダ	特定健診機能を市町村システムの必須機能とするのか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。 特定検診に関する業務について、健康管理で出力等、運用が自治体様毎に異なるケースがあることから、標準仕様として対応する範囲を明確にする必要があります。 論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論
68-14	ベンダ	特定健診については、健康管理で出力等、運用が自治体様毎に異なるケースがあるものと考えています。必須機能とすべきについては、議論が必要と考えます。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。 特定検診に関する業務について、健康管理で出力等、運用が自治体様毎に異なるケースがあることから、標準仕様として対応する範囲を明確にする必要があります。 論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論

						68-15	ベンダ	・市区町村によっては国保と後期で一緒に事業を実施していたり、受診券でなく償還で実施していたりする場合もあり、単純に申込者に受診券を発行するわけに行かない場合があり、運用がバラバラであるため、受診券機能は必須でなくとも良いと考えます。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。特定検診に関する業務について、健康管理で出力等、運用が自治体様毎に異なるケースがあることから、標準仕様として対応する範囲を明確にする必要があります。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論		
						68-16	市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同		
69	4 滞納者管理	4.1 滞納情報取込	4.1.1 滞納情報取込	4.1.1.1	滞納者の情報を登録・修正・削除できること。 【管理項目】 ・被保険者※1（被保険者証番号、宛名番号、氏名、住所、電話番号） ・滞納期別（賦課年度※2、調定年度※2、期別、収納額、滞納額、納期限、督促手数料、督促手数料収納額、延滞金、延滞金収納額、不納欠損有無（保険料・督促手数料・延滞金）） ・滞納処分状況（滞納処分年月日、滞納処分区分（差押／交付要求）） ※1.被保険者に関する情報は、住民記録情報等と連携している場合は登録・修正・削除の処理は対象外 ※2.総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠 ・賦課年度：保険料賦課の対象となる年度 ・調定年度：保険料を徴収する年度		69-1	ベンダ	10.27の第1回WTの質疑応答でレジ庁の回答で滞納は、税とは別に個別で考えたいと思います。との回答であったため、滞納情報の取込自体が不要になるのではないのでしょうか。税務システム等標準化仕様書案の取・滞納では滞納データを渡す業務フローはないため不整合が発生していますが、あえて残すのでしょうか。	いただいたご意見について、回答いたします。保険料滞納については、国民健康保険の標準仕様の中で検討を行います。（国保単独収納機能）滞納情報は上記を参照する方針となるため、業務フローの見直しを検討します。	質問	滞納者の情報を登録・修正・削除できること。 【管理項目】 ・被保険者※1（被保険者証番号、宛名番号、氏名、住所、電話番号） ・滞納期別（賦課年度※2、調定年度※2、期別、収納額、滞納額、納期限、督促手数料、督促手数料収納額、延滞金、延滞金収納額、不納欠損有無（保険料・督促手数料・延滞金）） ・滞納処分状況（滞納処分年月日、滞納処分区分（差押／交付要求）） ※1.被保険者に関する情報は、住民記録情報等と連携している場合は登録・修正・削除の処理は対象外 ※2.総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠 ・賦課年度：保険料賦課の対象となる年度 ・調定年度：保険料を徴収する年度
						69-2	ベンダ	市町村システム（収納システム、滞納システム）での管理が多いと考えます。オプション機能としてはいかがでしょうか。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
						69-3	ベンダ	滞納者と判定する条件は保険者によって異なるが、一定の条件で判定する機能は無くてもよいか。（判定の条件を今後統一していくような流れにはならないか）	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論		
						69-4	ベンダ	・市区町村様の規模により、収納担当が滞納事務を担っており、国保担当は対象者だけを管理している場合もあるため、管理項目にあるような詳細項目を国保システムで必須として管理する必要はないと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
						69-5	市区町村	・分割納付の履行状況を分かるようにしていただきたい。（作成した分割納付書の内、どの納付書が使用されたのか） ・以下5つの項目の最終内容を把握したい。 ①折衝日、②催告日、③催告種類、④納付日、⑤納付額	いただいたご意見について、回答いたします。保険料滞納については、国民健康保険の標準仕様の中で検討を行います。（国保単独収納機能）賦課業務のたたき台に反映しますのでご確認をお願いいたします。	質問		
						69-6	市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同		
						69-7	ベンダ	収納システムで情報を管理し、随時照会可能な機能をもって要件を満たしていると考えて差し支えないか。	いただいたご意見については、業務全体や標準化の進め方等の方針に関するものと解釈しました。いただいたご意見については、必要に応じて検討会での議題とするか、今後事務局にて作成する標準仕様書の本紙に反映します。	本紙		
70				4.1.1.2	滞納情報の取り込み後、以下の条件によって、国民健康保険システム側で滞納者を再判定できること。 ・納期限判定日開始、終了 ・未納判定金額 ・未納判定期数 ※1.滞納者を再判定する場合、世帯主のみで判定を行うか、世帯員全員で判定を行うかを選択可能なこと		70-1	ベンダ	・直近に加入した世帯を除外するような条件（例：賦課有無等）を設けている自治体も多い認識です。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	滞納情報の取り込み後、以下の条件によって、国民健康保険システム側で滞納者を再判定できること。 ・納期限判定日開始、終了 ・未納判定金額 ・未納判定期数 ・保険料(税)賦課有無 ※1.滞納者を再判定する場合、世帯主のみで判定を行うか、世帯員全員で判定を行うかを選択可能なこと
						70-2	ベンダ	・世帯員全員での判定は必要な機能でしょうか。現世帯主（納付義務者）にとって関係ない未納を抽出条件にする点に疑義があります。当該世帯員の未納について、現世帯主との接触による納付相談を行っている自治体があるとは考えにくいので、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
						70-3	ベンダ	「※1.滞納者を再判定する場合、世帯主のみで判定を行うか、世帯員全員で判定を行うかを選択可能なこと」と記載がありますが、国民健康保険法第九条3において、保険料を滞納している世帯主に対して、被保険者証の返還を求めるとされていますので、選択可能とするのではなく、世帯主のみで判定を行うほうがよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
						70-4	ベンダ	市町村システム（収納システム、滞納システム）での管理が多いと考えます。オプション機能としてはいかがでしょうか。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
						70-5	市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同		
						70-6	ベンダ	未申告者の判定条件については、年齢要件、扶養要件など自治体様毎に条件が異なっている状況です。扶養管理については、データ管理の精度により自治体によって使用の有無が異なります。各自自治体様の状況により統一化は難しいかもしれませんが、判定パターンを明示しその範囲での判定に限定していただく事により標準化出来ないかと考えております。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論		
71	4.2 滞納	4.2.1 滞納	4.2.1.1	滞納者の情報を照会できること。		71-1	市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	滞納者の情報を照会できること。	

72	処分通知書作成	者情報確認	4.2.2 滞納処分通知書等作成	4.2.2.1 滞納情報より、納付相談対象者を抽出して、滞納処分に関する各種通知書（納付相談通知書、弁明書）を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：資格-34■ ■帳票詳細要件 シート：資格-35■ ※1.一括で出力できること	71-2 市区町村	【要件追加提案】 資格、賦課で管理している次の項目も確認できること。 ・減免、軽減世帯 ・居所不明、不現住世帯 ※資格、賦課、給付の先頭画面で、滞納有無が確認できることが望ましい。	ご意見を基準に反映しました。 標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	オプション追加・変更	※1.減免、軽減世帯、居所不明、不現住世帯の情報を照会できること
					71-3 ベンダ	市町村システム（収納システム、滞納システム）での管理が多いと考えます。オプション機能としてはいかがでしょうか。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
73	納付相談状況登録	4.2.3 納付相談状況登録	4.2.3.1 被保険者からの納付相談に対して、納付相談状況を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・相談年月日 ・相談内容 ・決定被保険者証種別	72-1 ベンダ	市町村システム（収納システム、滞納システム）での管理が多いと考えます。オプション機能としてはいかがでしょうか。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	滞納情報より、納付相談対象者を抽出して、滞納処分に関する各種通知書（納付相談通知書、弁明書）を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：資格-34■ ■帳票詳細要件 シート：資格-35■ ※1.一括で出力できること ※2.外部委託用ファイルを出力できること	
				72-2 市区町村	①一括出力は印刷委託に対応できるようCSV出力を希望します	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更		
				72-3 市区町村	②当区では、基準となる収納率や賦課条件・収納条件を定め、システム上で判定するカスタマイズを行っています。 基準については、自治体間で様々な方針の違いがあると思われまますので、各自治体の運用に柔軟に対応できるよう、仕様書に盛り込むことを希望いたします。	いただいたご意見については、業務全体や標準化の進め方等の方針に関するものと解釈しました。 いただいたご意見については、必要に応じて検討会での議題とするか、今後事務局にて作成する標準仕様書の本紙に反映します。	本紙		
				72-4 市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございました。	賛同		
				73-1 市区町村	・分割納付書と誓約書を作成したい。	いただいたご意見について、回答いたします。 保険料滞納については、国民健康保険の標準仕様の中で検討を行います。（国保単独収納機能） 賦課業務のたたき台に反映しますのでご確認をお願いいたします。	質問		被保険者からの納付相談に対して、納付相談状況を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・相談年月日 ・相談内容 ・決定被保険者証種別
73-2 市区町村	・滞納明細を出力したい。（滞納期別や金額など）	いただいたご意見について、回答いたします。 保険料滞納については、国民健康保険の標準仕様の中で検討を行います。（国保単独収納機能） 賦課業務のたたき台に反映しますのでご確認をお願いいたします。	質問						
73-3 ベンダ	市町村システム（収納システム、滞納システム）での管理が多いと考えます。オプション機能としてはいかがでしょうか。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション						
73-4 市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございました。	賛同						
74	滞納証関連通知書作成	4.2.4 滞納証関連通知書作成	4.2.4.1 滞納者に対して、被保険者証の返還を求める通知書や短期被保険者証有効期限切れ通知書を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：資格-36■ ■帳票詳細要件 シート：資格-37■	74-1 ベンダ	市町村システム（収納システム、滞納システム）での管理が多いと考えます。オプション機能としてはいかがでしょうか。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	滞納者に対して、被保険者証の返還を求める通知書や短期被保険者証有効期限切れ通知書を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：資格-36■ ■帳票詳細要件 シート：資格-37■ ※1.一括で出力できること ※2.外部委託用ファイルを出力できること	
				74-2 市区町村	資格者証交付予告、弁明の機械の付与、資格者交付の通知については滞納世帯に係る処分の実施規則、要綱等で様式を定めている自治体がある。本市もレイアウトを変更し、規則の様式にあわせる予定	いただいたご意見について、回答いたします。 実施規則、要綱等に即した様式の見直しについては、帳票詳細要件および帳票レイアウトへのご意見を踏まえ、検討いたします。	質問		
				74-3 市区町村	①一括出力は印刷委託に対応できるようCSV出力を希望します	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更		
				74-4 市区町村	②当区では、基準となる収納率や賦課条件・収納条件を定め、システム上で判定するカスタマイズを行っています。 基準については、自治体間で様々な方針の違いがあるため、各自治体の運用に対応できるよう、基準に盛り込むことを希望。	いただいたご意見については、業務全体や標準化の進め方等の方針に関するものと解釈しました。 いただいたご意見については、必要に応じて検討会での議題とするか、今後事務局にて作成する標準仕様書の本紙に反映します。	本紙		
				74-5 市区町村	③被保険者資格証明書については、各自治体の交付までの運用（被保険者証の返還を求める事前通知（弁明の機会の付与通知）→被保険者証の返還通知・被保険者資格証明書交付）にも対応できるよう、基準に盛り込むことを希望します。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見について、業務フローの見直しを行いました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更		
				74-6 市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございました。	賛同		

75	4.3 短期被 険者証 等対象 把握	4.3.1 短期被 険者証 ・保 険者 資格 証明 書対 象世 帯登 録	4.3.1.1 滞納情報と納付相談の状況より、次回の被 険者証の更新において、短期被 険者証、被 険者 資格証明書を発行する対象者の登録・修正・ 削除ができること。 【管理項目】 ・証予定種別 ・証有効期限 ・滞納情報（未納期数、未納金額） ・納付状況（滞納あり、完納） ※1.短期被 険者証、被 険者資格証明書の出 力候補者の証種別を決定して、一括で登録でき ること	75-1	市区町村	当区では、交付する証種別ごとに基準となる取 納率や賦課条件・収納条件を定め、各被 険者 の証種別をシステム上で判定するカスタマイズ を行っています。 交付基準については、自治体間で様々な方針の 違いがあると思われるので、各自治体の運用 に柔軟に対応できるように、仕様書に盛り込むこ とを希望いたします。	いただいたご意見については、業務全体や標準 化の進め方等の方針に関するものと解釈しまし た。 いただいたご意見については、必要に応じて検 討会での議題とするか、今後事務局にて作成す る標準仕様書の本紙に反映します。	本紙	滞納情報と納付相談の状況より、次回の被 険者証の更新において、短期被 険者証、被 険者 資格証明書を発行する対象者の登録・修正・ 削除ができること。 滞納者の判定については、滞納証世帯の抑制の 観点から、市区町村の運用に応じた実施周期で 再判定を行う。 【管理項目】 ・証予定種別 ・証有効期限 ・滞納情報（未納期数、未納金額） ・納付状況（滞納あり、完納） ※1.短期被 険者証、被 険者資格証明書の出 力候補者の証種別を決定して、一括で登録でき ること
				75-2	ベンダ	市町村システム（収納システム、滞納システ ム）での管理が多いと考えます。オプション機 能としてはいかがでしょうか。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根 拠等について、要件作成における経緯として記 載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願い いたします。	必須⇒オプション	
				75-3	ベンダ	・他システムとのデータ連携の増加を見据えた 場合、削除は、必ずしも実装しなくてもよい機 能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根 拠等について、要件作成における経緯として記 載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願い いたします。	必須⇒オプション	
				75-4	ベンダ	また、同日得喪による取消を基本要件として明 記してはいかがでしょうか。	いただいたご意見について、回答いたします。 本項目については、資格得喪期間等の削除とは 異なり、短期被 険者証、被 険者資格証明書を発行する対象者情報の削除を指すため、同日 得喪の記載は不要と考えます。	質問	
				75-5	ベンダ	・証有効期限、滞納情報、納付状況を当該情報 に紐つけて管理しなければならぬ理由はある でしょうか。	いただいたご意見について、回答いたします。 証有効期限（証予定種別）と滞納情報、納付状 況を必ず紐つけて管理する必要はありません が、標準システムでは関連（根拠）情報として 管理しているため、管理項目としました。 滞納情報、納付状況は実装オプションに変更い たします。	必須⇒オプション	
				75-6	ベンダ	・滞納証世帯の抑制の観点により、短期被 険者証、被 険者資格証明書の世帯情報は、開始 日、終了日を用いた期間管理の上、一定のサイ クルにて再判定等を行う運用を実現した方が適 切かと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根 拠等について、要件作成における経緯として記 載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願い いたします。	オプション追加・変更	
				75-7	市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
				76	4.4 国保 情報集 約シス テム連 携（随 時）	4.4.1 滞納 者一 覧作 成	4.4.1.1 滞納者の納付状況を一覧で出力できること。	76-1	
76-2	ベンダ	4.4.2.1を判定するための滞納者の一覧という解 釈で問題ないか。	いただいたご意見について、回答いたします。 お見込みのとおり、4.4.2.1を判定するための滞 納者の一覧となります。					質問	
76-3	ベンダ	・オンライン資格確認のFAQにおいても、国保則 第27条の14の2第2項に沿って適切に運用すべ き（特別な事情が無い限り、認定を行うことは できない）とありますので、「Z：限度額適用不 可」の設定は自動で実施した上で、特別な事情 の該当有無（滞納はあるが、適用区分認定を行 う）を管理すべきではないでしょうか。	いただいたご意見について、回答いたします。 国保則第27条の14の2第2項について、 「4.4.2.1」の基準に反映しました。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願い いたします。					質問	
76-4	ベンダ	滞納者として抽出するための条件の指定はでき るか。	いただいたご意見について、回答いたします。 滞納者の判定は、未納期数や未納金額等から抽 出することが可能と考えております。					質問	
76-5	ベンダ	市町村システム（収納システム、滞納システ ム）での管理が多いと考えます。オプション機 能としてはいかがでしょうか。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根 拠等について、要件作成における経緯として記 載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願い いたします。					必須⇒オプション	
76-6	市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございます。					賛同	
77	4.4.2 限度 額適 用不 可情 報登 録	4.4.2.1 国保情報集約システムに連携する資格情報の限 度額適用区分に限度額適用不可（適用区分 「Z」）とする対象者を判定して、適用区分を 登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・適用区分 ・開始年月日 ・終了年月日	77-1					市区町村	意見無し
			77-2	ベンダ	「対象者の判定」とは、短期証または資格証対 象ではないが、限度額認定は行いたくない保険 料未納がある対象という解釈で問題ないか。	いただいたご意見について、回答いたします。 お見込みのとおり、「対象者の判定」とは、短 期証または資格証対象ではないが、限度額認定 は行いたくない保険料未納がある対象となりま す。	質問		
			77-3	ベンダ	判定してとの記載があるが、自治体によって判 断基準が異なることが予想されるため、統一も しくは条件候補を決めておくべきではないか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要 と考えます。 論点案に追加しましたので、ご確認をお願い いたします。	議論		

80		5.1.1.3	マル学・マル遠・住所地特例者の有効期限を設定する際に、非該当予定日を有効期限に設定できること。		80-1	市区町村	現行システムは有効期限の入力は出来るが、被保険証の有効期限に反映していないため、喪失後の医療機関での誤使用を防げる	賛同いただきありがとうございました。	賛同	マル学・マル遠・住所地特例者の有効期限を設定する際に、非該当予定日を有効期限に設定できること。
					80-2	ペンダ	・住所地特例者の非該当予定日は、入所時に届出を義務付けることは難しく、被保険者証の有効期限に反映することは困難であるため、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
81	被保険者証作成	5.1.2.1	被保険者証(被保険者証兼高齢受給者証)・短期被保険者証・被保険者資格証明書を一括出力できること。 <様式第一号(第六条関係)> ■帳票詳細要件 シート:資格-1■ <様式第一号の三(第六条関係)> ■帳票詳細要件 シート:資格-2■ <様式第七号(附則第七条関係)> ■帳票詳細要件 シート:資格-32■ <様式第一号の二の二(第六条関係)> ■帳票詳細要件 シート:資格-33■ ■帳票詳細要件 シート:資格-17■ ※1.被保険者資格証明書世帯または短期被保険者証(6か月未満)世帯における高校生以下の世帯員に6か月短期被保険者証を出力できること。		81-1	市区町村	【要件追加提案】 外部出力用ファイルを作成できること。区画整理、住居表示等の大規模な住基異動へ対応するため、任意の被保険者について一括発行・外部出力用ファイルを作成できること。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	<様式第一号(第六条関係)> ■帳票詳細要件 シート:資格-1■ <様式第一号の三(第六条関係)> ■帳票詳細要件 シート:資格-2■ <様式第七号(附則第七条関係)> ■帳票詳細要件 シート:資格-32■ <様式第一号の二の二(第六条関係)> ■帳票詳細要件 シート:資格-33■ ■帳票詳細要件 シート:資格-17■ ※1.被保険者資格証明書世帯または短期被保険者証(6か月未満)世帯における高校生以下の世帯員に6か月短期被保険者証を出力できること ※2.外部委託用ファイルを出力できること ※3.被保険者証送付対象者を、任意の郵便番号および住所により集計できること
					81-2	市区町村	・被保険者証送付対象者を、任意の郵便番号及び住所により集計可能とすること(市内に郵便局が2つありそれぞれ担当地区が異なっている。担当地区毎に証を分け各局に持参しなければならぬため、本市では「郵便番号前3桁」、「市外」による条件で対象者を集計し、発送物を振分け、発送を行っている)。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	
					81-3	ペンダ	※1について自治体によっては12か月の有効期限で出力している場合もある。条件で選択できるようにするか、運用統一を図るかを検討する必要がある。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
					81-4	市区町村	被保険者証は宮崎県は県内統一の3連様式(1枚に3名分)を使用している。国民健康保険システムの帳票レイアウトは単票だが、外付けシステムを利用して、3連様式での出力は可能か。	いただいたご意見については、業務全体や標準化の進め方等の方針に関するものと解釈しました。いただいたご意見については、必要に応じて検討会での議題とするか、今後事務局にて作成する標準仕様書の本紙に反映します。	本紙	
					81-5	ペンダ	※1記載の資格証世帯の高校生以下で短期6か月証が出力された対象者が一覧等で把握ができるか。	いただいたご意見について、回答いたします。標準システムでは、処理パラメータで資格証世帯の高校生以下の被保険者を選択して証出力が可能となり対象者のリスト(GSV)を出力可能としております。	質問	
					81-6	ペンダ	・「資格-17.国民健康保険被保険者資格証明書」について、一括で出力している団体もなく、オンラインでの出力でも問題ないと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
					82	被保険者証抜取対象者一覧作成	5.1.3.1	被保険者証(被保険者証兼高齢受給者証)・短期被保険者証・被保険者資格証明書に変更のあった対象者を抽出し、証の差し替えが必要な対象者を一覧で出力できること。	82-1	
82-2	ペンダ	・作成から発送までの期間を短縮し、差し替えの作業負担を軽減している(実質、差し替えを実施していない)自治体も多くあるため、必須機能ではないと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション						
83	差替分被保険者証作成	5.1.4.1	被保険者証(被保険者証兼高齢受給者証)・短期被保険者証・被保険者資格証明書の発行情報から、宛名情報および資格情報に変更のあった対象者を抽出し、差し替え用の証を出力できること。 ※被保険者証一括出力から発送までに変更のあった対象者の差し替えを行う。 <様式第一号(第六条関係)> ■帳票詳細要件 シート:資格-1■ <様式第一号の三(第六条関係)> ■帳票詳細要件 シート:資格-2■ <様式第七号(附則第七条関係)> ■帳票詳細要件 シート:資格-32■ <様式第一号の二の二(第六条関係)> ■帳票詳細要件 シート:資格-33■ ■帳票詳細要件 シート:資格-17■		83-1	市区町村	・抜取フラグを設定した世帯及び被保険者における差替え用の被保険者証等を出力できること。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	被保険者証(被保険者証兼高齢受給者証)・短期被保険者証・被保険者資格証明書の発行情報から、宛名情報および資格情報に変更のあった対象者を抽出し、差し替え用の証を出力できること。 ※被保険者証一括出力から発送までに変更のあった対象者の差し替えを行う。 <様式第一号(第六条関係)> ■帳票詳細要件 シート:資格-1■ <様式第一号の三(第六条関係)> ■帳票詳細要件 シート:資格-2■ <様式第七号(附則第七条関係)> ■帳票詳細要件 シート:資格-32■ <様式第一号の二の二(第六条関係)> ■帳票詳細要件 シート:資格-33■ ■帳票詳細要件 シート:資格-17■ ※1.宛名情報および資格情報に変更のあった対象者以外に、抜取フラグを設定した世帯及び被保険者に対して、差替え用の被保険者証等を出力できること
					83-2	ペンダ	・作成から発送までの期間を短縮し、差し替えの作業負担を軽減している(実質、差し替えを実施していない)自治体も多くあるため、必須機能ではないと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
					83-3	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございました。	賛同	
84	被保険者証交付履歴登録	5.1.5.1	被保険者証(被保険者証兼高齢受給者証)・短期被保険者証・被保険者資格証明書の発行情報が登録できること。 【管理項目】 ・証種別 ・交付年月日 ・適用年月日 ・有効期限 ・交付方法 ・交付理由		84-1	市区町村	発行情報の登録は、一括で行えるよう仕様書に記載を希望いたします。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	被保険者証(被保険者証兼高齢受給者証)・短期被保険者証・被保険者資格証明書の発行情報が一括登録できること。 抜取・差替を行わない場合は、一括出力の際に履歴登録が行えること。 【管理項目】 ・証種別 ・交付年月日 ・適用年月日 ・有効期限
					84-2	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございました。	賛同	
					84-3	ペンダ	No82を行うにあたり、宛名情報と資格情報を管理項目に追加するべきではないか。	ご意見を基準に反映しました。No.82に管理項目を追加しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	

			※1. 抜取・差替を考慮した履歴登録ができること。		84-4	ベンダ	「抜取・差替を考慮した履歴登録」について、詳細を聞かせていただきたい。 「抜取を考慮した履歴」とは、発行履歴自体の削除、「差替を考慮した履歴」とは、差替前の履歴は削除し、差替後の履歴のみを残すということか。	いただいたご意見について、回答いたします。 「抜取・差替を考慮した履歴登録」とは、発送時点の情報で証交付履歴を管理できることを指しております。 標準システムの実装では、抜取・差替を実施した時点で初めて交付履歴の登録を実施しますので、発行履歴の削除や履歴の差し替えは発生しません。	質問	・有効期限 ・交付方法 ・交付理由	※1. 抜取・差替を考慮した履歴登録ができること。 ※2. 外部委託先で作成した被保険者証等一括更新分の発行履歴から、発行情報が登録できること。
					84-5	ベンダ	・交付方法の管理が必須となっておりますが、交付方法とはどのようなものを想定しておりますでしょうか。	いただいたご意見について、回答いたします。 交付方法については、「郵送」「簡易書留」「窓口交付」などのどのように交付したかを管理する項目として定義しております。	質問		
					84-6	ベンダ	・国保連合会様で作成した年次の保険証一括更新分の発行履歴を、一括処理で取込を行っているため、オプションとして盛り込んでいただきたい。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更		
					84-7	ベンダ	・作成から発送までの期間を短縮し、抜き取りや差し替えの作業負担を軽減している（実質、抜き取りや差し替えを実施していない）自治体も多くあるため、発行情報の登録は一括出力と同じタイミングの方がよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更		
					84-8	ベンダ	・適用年月日を当該情報に紐づけて管理しなければならない理由はあるでしょうか。	いただいたご意見について、回答いたします。 適用年月日は、券面に記載する「資格適用開始年月日」および「発効期日」となります。 情報集約システムの連携を考慮し管理項目として定義しております。	質問		
					84-9	ベンダ	・設定する内容（コード体系）を精査すれば、交付方法と交付理由を別々の項目で管理する必要はなくなると考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
85	5.1.6 発行履歴確認	5.1.6.1	発行履歴を照会できること。		85-1	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同		発行履歴を照会できること。
86	5.2 高齢受給者証作成（年次）	5.2.1 高齢受給者証作成	5.2.1.1 高齢受給者証を出力できること。 <様式第一号の四（第七条の四関係）> ■帳票詳細要件 シート：資格-3■ ■帳票詳細要件 シート：資格-38■		86-1	市区町村	被保険者証兼高齢受給者証を出力	いただいたご意見について、回答いたします。 被保険者証兼高齢受給者証の出力につきましては、「5.1.2.1」の基準で定義しております。本基準は高齢受給者証単体の証発行に関する基準となります。	質問		高齢受給者証を出力できること。 <様式第一号の五（第七条の四関係）> ■帳票詳細要件 シート：資格-3■
					86-2	市区町村	委託用ファイルについては、事業者側でのデータ件数確認用として、出力件数を以下の区分別に集計した一覧表をシステムから出力し、事業者へ提出しています。 ①送付先住所の郵便番号、②世帯内対象者数、③負担割合 委託業務において、データ件数の確認は必須であると思われる。また、どのような区分で集計が必要かは、自治体の契約内容によって異なると想定されますので、各自自治体の実態に応じて柔軟にデータ件数の集計ができる機能の記載を希望いたします。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更		■帳票詳細要件 シート：資格-38■ ※1. 一括で出力できること ※2. 外部委託用ファイルを出力できること ※3. 外部委託用ファイルについて、委託先での振分・集計に使用する任意の項目を設定および出力できること ※3. 高齢受給者証について、カード様式/紙様式のいずれかの証を出力できること
					86-3	ベンダ	・「資格-38.国民健康保険高齢受給者証の交付について」について、自治体により差し込み文書の方法は異なる（例：高齢受給者証の台紙に通知相当の文章記載）ため、当該通知物の出力は必須機能ではないと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
					86-4	市区町村	【要件追加提案】 外部出力用ファイルを作成できること。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更		
					86-5	市区町村	【要件追加提案】 区画整理、住居表示等の大規模な住基異動へ対応するため、任意の被保険者について一括発行・外部出力用ファイルを作成できること。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更		
					86-6	ベンダ	■帳票詳細要件 シート：資格-38■ 基本的に高齢受給者証を送付すると想定されますので、資格-38（国民健康保険高齢受給者証の交付について）は実装オプションとするほうがよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		

87	5.2.2 高齢受給者証 抜取対象者 一覧作成	5.2.2.1	高齢受給者証の発行情報から、宛名情報および資格情報に変更のあった対象者を抽出し、証の差し替えが必要な対象者を一覧で出力できること。	87-1	市区町村	高齢受給者証一括発行から抜取対象者一覧の間に、70歳到達、所得更正等の理由により負担割合が変更となる対象者について、No.105の機能を業務フローに追記が必要と考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見について、業務フローの見直しを行いました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	高齢受給者証の発行情報から、宛名情報および資格情報に変更のあった対象者を抽出し、証の差し替えが必要な対象者を一覧で出力できること。	
				87-2	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同		
				87-3	ベンダ	・作成から発送までの期間を短縮し、差し替えの作業負担を軽減している（実質、差し替えを実施していない）自治体も多くあるため、必須機能ではないと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
88	5.2.3 差替 分高齢受給者証 作成	5.2.3.1	高齢受給者証の発行情報から、宛名情報および資格情報に変更のあった対象者を抽出し、差し替え用の証を出力できること。 ※高齢受給者証一括出力から発送までに変更のあった対象者の差し替えを行う。 <様式第一号の四（第七条の四関係）> ■帳票詳細要件 シート：資格-3■ ■帳票詳細要件 シート：資格-38■	88-1	市区町村	差替え証に限らず、オンラインで証を出力する場合、発効期日を個別に設定できることが必要です。	ご意見を基準に反映しました。 標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	オプション追加・変更	高齢受給者証の発行情報から、宛名情報および資格情報に変更のあった対象者を抽出し、差し替え用の証を出力できること。 ※高齢受給者証一括出力から発送までに変更のあった対象者の差し替えを行う。 <様式第一号の四（第七条の四関係）> <様式第一号の五（第七条の四関係）> ■帳票詳細要件 シート：資格-3■ ■帳票詳細要件 シート：資格-38■ ※1.発効期日を個別に設定できること ※2.高齢受給者証について、カード様式/紙様式のいずれかの証を出力できること	
				88-2	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同		
				88-3	ベンダ	・作成から発送までの期間を短縮し、差し替えの作業負担を軽減している（実質、差し替えを実施していない）自治体も多くあるため、必須機能ではないと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
				88-4	ベンダ	・「資格-38.国民健康保険高齢受給者証の交付について」について、自治体により差し込み文書の方法は異なる（例：高齢受給者証の台紙に通知相当の文章記載）ため、当該通知物の出力は必須機能ではないと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
89	5.2.4 高齢受給者証 交付履歴 登録	5.2.4.1	高齢受給者証の発行情報を登録できること。 【管理項目】 ・負担割合 ・負担区分 ・交付年月日 ・発効期日 ・有効期限 ・交付方法 ・交付理由 ※1. 抜取・差替を考慮した履歴登録ができること。	89-1	ベンダ	No63の機能と同じだが、管理項目に相違があるため、合わせるべきではないか。	ご意見を「No63」と合わせて基準に反映しました。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	高齢受給者証の発行情報を登録できること。 抜取・差替を行わない場合は、一括出力の際に履歴登録が行えること。 【管理項目】 ・交付年月日 ・発効期日 ・有効期限 ・証交付状況（新規交付、再交付、切替） ・証交付理由（一括更新（年次）、一括更新（月次）、一斉更新、月次更新、再交付、全部取得、一部取得、一部喪失、世帯主変更、転居、月次更新） ・負担割合 ・負担区分 ・交付方法 ・交付理由 ・交付場所 ※1. 抜取・差替を考慮した履歴登録ができること。	
				89-2	ベンダ	交付方法で想定する内容についてご教授ください。	いただいたご意見について、回答いたします。 交付方法については、「郵送」「簡易書留」「窓口交付」などのどのよう交付したかを管理する項目として定義しております。	質問		
				89-3	ベンダ	「抜取・差替を考慮した履歴登録」について、詳細を聞かせていただきたい。 「抜取を考慮した履歴」とは、発行履歴自体の削除、「差替を考慮した履歴」とは、差替前の履歴は削除し、差替後の履歴のみのを残すということか。	いただいたご意見について、回答いたします。 「抜取・差替を考慮した履歴登録」とは、発注時点の情報で証交付履歴を管理できることを指しております。 標準システムの実装では、抜取・差替を実施した時点で初めて交付履歴の登録を実施しますので、発行履歴の削除や履歴の差し替えは発生しません。	質問		
				89-4	ベンダ	・「（別紙1）国保業務フロー_01_資格管理_05_被保険者証等交付」に「有効期限切れの高齢受給者証を一括で回収登録する場合もあり。」の記載がありますが、実際に回収を行っている履歴に対して回収記録の登録は必要でしょうか。	いただいたご意見について、回答いたします。 標準システムを利用されている自治体様において、一斉更新前に交付済みの証履歴に対して、回収登録を実施されている運用をされていることから、コメントを補足しております。 実態に合わせて運用されている自治体様もごいますので、必須機能ではないと解釈しております。	質問		
				89-5	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同		
				89-6	ベンダ	管理項目の負担区分は「一般」、「現役並み」等と想定しますが、証に出力する項目ではないため、高齢受給者証交付履歴としては実装必須である必要はないと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
				89-7	ベンダ	・作成から発送までの期間を短縮し、抜き取りや差し替えの作業負担を軽減している（実質、抜き取りや差し替えを実施していない）自治体も多くあるため、発行情報の登録は一括出力と同じタイミングの方がよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更		
				89-8	ベンダ	・負担割合のみで、高齢受給者証の管理項目としては充足しているため、負担区分の管理は必須機能ではないと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
				89-9	ベンダ	・設定する内容（コード体系）を精査すれば、交付方法と交付理由を別々の項目で管理する必要はなくなると考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
90	5.3 限度	5.3.1 限度	5.3.1.1	「3.1 限度額認定・標準負担額減額認定」参照	90-1	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	「3.1 限度額認定・標準負担額減額認定」参照

	額適用認定証・標準負担額減額認定証作成(年次)	額認定・標準負担額減額認定			90-2	ベンダ	年次切替時に考慮する要件があり、仕様について詳細化が必要と考えます。 <詳細化例> ・前年度認定証交付済かつ国保資格現存者に対し、一括で認定証関連の申請書や認定証発行が可能か。 ・対象者の年齢要件を絞ることは可能か(全年齢、70歳未満のみ) ・即時交付分を除くことが可能か。 ・滞納判断により認定証の区分を変えることが可能か。 ・長期入院該当情報を引き継ぐか否かの選択が可能か。 ・認定証交付記録の登録を合わせて実施することが可能か。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	※1.前年度認定証交付済かつ国保資格現存者に対し、一括で認定証関連の申請書や申請動奨通知・認定証を出力できること ※2.対象者の年齢を限定して出力できること ※3.窓口交付分を除いて出力できること ※4.滞納判断により、前年度申請から認定証の適用区分を変更できること ※5.前年度申請の長期入院該当情報を引き継ぐか選択できること ※6.発行履歴を一括登録できること
					90-3	ベンダ	3.1.2~3.1.4の記載と同様です。	3.1.2~3.1.4に回答いたしました。	質問	
91	5.4 特定疾病療養受療証一括作成(年次)	5.4.1 特定疾病療養受療証作成	5.4.1.1 「3.2.3 特定疾病療養受療証等作成」参照 ※1.特定疾病療養受療者の情報が登録されている被保険者のうち、70歳未満の者、70歳到達によって新たに有効期限「**年**月**日」の証を発行する必要がある者に対してのみ、特定疾病療養受療証が一括作成されること		91-1	ベンダ	・業務要件として、特定疾病療養受療証の有効期限が必要な者は「自己負担限度額(1万円/2万円)の切り替えがある70歳未満の人工透析(慢性腎不全)登録がある者」になると考えています。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	「3.2.3 特定疾病療養受療証等作成」参照 ※1.特定疾病療養受療者の情報が登録されている被保険者のうち、70歳未満の人工透析(慢性腎不全)登録がある者、70歳到達によって新たに有効期限「**年**月**日」の証を発行する必要がある者に対してのみ、特定疾病療養受療証が一括作成されること ※2.特定疾病療養受療証交付済かつ国保資格現存者に対し、一括で特定疾病療養受療証を出力できること ※3.窓口交付分を除いて出力できること ※4.発行履歴を一括登録できること
					91-2	ベンダ	・基準仕様について、特定疾病認定区分(人工透析、血友病等)による有効期限制御について詳細化が必要と考えます。	ご意見を「3.2.3.1」の基準に反映しました。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
					91-3	ベンダ	・通番90と同様に年次切替時に考慮する要件を明示する必要があると考えます。	ご意見を基準に反映しました。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	
					91-4	市区町村	システムに一括登録されるだけでなく、任意の対象者の帳票を一括出力(印刷)できるような仕様としていただきたい。	ご意見を基準に反映しました。 標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	オプション追加・変更	
					91-5	市区町村	特定疾病療養受療証の更新の際、現状中野区では特定疾病認定者全員に対して新しい証を発行しています。中野区の運用と異なる点であったため一応報告させていただきます。	いただいたご意見について、回答いたします。 特定疾病療養受療者の特定疾病証の更新については、有効期限の更新が必要なものに限って発行する機能と基準としております。	質問	
					91-6	ベンダ	3.2.3の記載と同様です。	3.2.3に回答いたしました。	質問	
					91-7	ベンダ	中小規模の市町村では対象も多くないと想定されるため、標準仕様としては一括作成機能は実装オプションとするほうがよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
					91-8	市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
92	5.5 高齢受給者証発行準備	5.5.1 資格照会資料作成	5.5.1.1 転入者に対して、前年12月31日時点の国保資格状況(世帯主の該当状況、年少被保険者数)を他市町村へ問い合わせするための資格照会資料を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート:資格-19■		92-1	市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	転入者に対して、前年12月31日時点の国保資格状況(世帯主の該当状況、年少被保険者数)を他市町村へ問い合わせするための資格照会資料を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート:資格-19■
					92-2	ベンダ	・該当件数も少なく、文書のやりとりではなく電話による問い合わせ等を実施している自治体もあることから、当該帳票の出力は必須機能ではなく、リストを出力する機能の方が適切と考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
					92-3	ベンダ	・特定個人情報の照会機能で代替できれば、この機能は必須でなくても良いと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
					92-4	ベンダ	弊社システムでは照会文書の出力はサポートしていないが、必要な機能か。	いただいたご意見について、回答いたします。 構成員の皆さまからのご意見の中に、特定個人情報の照会機能で代替できれば、この機能は必須でなくても良いといったご意見や該当件数も少なく、文書のやりとりではなく電話による問い合わせ等を実施している自治体もあることから、実装オプションに基準を修正します。	質問	
93	5.5.2 年少被保険者登録	5.5.2.1 資格照会資料の結果および前年12月31日時点の世帯主である者に対し、年少被保険者の人数を把握して登録・修正・削除・照会ができること。 【管理項目】 ・年少被保険者数(16歳未満) ・年少被保険者数(16歳以上19歳未満)			93-1	ベンダ	弊社システムでは、人数の登録ではなく、変更となった個人所得区分の管理を行っているが、人数の把握までを必須機能とするのか。	いただいたご意見について、回答いたします。 人数を把握することで、課税標準額からの控除額を判定可能であることから、人数の管理としております。	質問	資格照会資料の結果および前年12月31日時点の世帯主である者に対し、年少被保険者の人数を把握して登録・修正・削除・照会ができること。 【管理項目】 ・年少被保険者数(16歳未満) ・年少被保険者数(16歳以上19歳未満) ・登録日 ・照会状況
					93-2	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
					93-3	ベンダ	・登録した日や他庁照会状況も管理項目に追加した方がよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	オプション追加・変更	
					93-4	ベンダ	・12月31日時点で住居者の方については、世帯構成等から自動判定すべきであり、誤入力を抑止する観点からも登録等は必須機能ではないと考えます。	ご意見を基準に反映しました。 ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。 反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
94	5.6 負担	5.6.1 負担	5.6.1.1 被保険者の負担割合判定において、以下の負担割合情報が登録・修正・削除・照会できるこ		94-1	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	被保険者の負担割合判定において、以下の負担割合情報が登録・修正・削除・照会できるこ

	割合判定	割合判定	と。 【管理項目】 ・対象年度 ・負担割合 ・負担区分 ・開始年月日（適用年月日） ※1.被保険者に関する情報は、住民記録情報と連携している場合は登録・修正・削除の処理は対象外	94-2	ベンダ	負担割合は証券発行時に負担区分から判断可能なため、負担区分は実装オプションとするほうがよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	と。
				94-3	ベンダ	負担区分のみの管理で負担割合の管理は必要でしょうか？	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	【管理項目】 ・対象年度 ・負担割合 ・負担区分 ・開始年月日（適用年月日）
				94-4	ベンダ	また、※1に記載されている内容との関連が良くわかりません。	いただいたご意見について、回答いたします。申し訳ありません。ご指摘の※1箇所は誤記となります。記載を修正しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	記載修正	
				94-5	ベンダ	「※1.被保険者に関する情報は、住民記録情報と連携している場合は登録・修正・削除の処理は対象外」は、管理項目と関係ないため、誤記か。	いただいたご意見について、回答いたします。申し訳ありません。ご指摘の※1箇所は誤記となります。記載を修正しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	記載修正	
				94-6	ベンダ	・負担割合や負担区分を任意に修正できると、問題が生じる場合があるため、修正・削除は不要と考えます。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
				94-7	ベンダ	「登録・修正・削除・照会できること」との記載は、任意の区分を職員が設定できるように読み取れてしまうため、「（世帯構成や所得状況から）判定した結果を表示できること」とした上で、「強制修正も可能であること」をオプション機能としてはいかがでしょうか。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
95		5.6.1.2	負担割合の現役並み所得者の判定根拠とする課税所得について、肉用牛売買による免税所得を含めるか否かを設定可能なこと。	95-1	市区町村	以下、5.6.1.6までと、6.5.1.2及び6.5.1.31について、保険料の賦課・給付の負担に関する項目であるが、標準仕様においてパラメータを設けることとし、市町村により負担が異なる（公平性を損なう）ことを許容されるというのはいかがか。 これらの項目は、曖昧に整理され、市町村によって解釈・運用に揺れがあると承知しているが、曖昧なまま標準仕様とすることは不適切と考える。法令や通知に照らし、厚労省と事務局で適切に判断したいと考えています。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	負担割合の現役並み所得者の判定根拠とする課税所得について、肉用牛売買による免税所得を含めて計算できること。 ※1.市区町村の運用に合わせて、課税所得に肉用牛売買による免税所得を含めるか否かを設定可能なこと
				95-2	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
				95-3	ベンダ	・標準仕様としては、基本（主流）となる考え方を“実装すべき機能”として定義した上で、その他の運用へのパラメータによる切替は“オプション機能”として定義してはいかがでしょうか。	ご意見を基準に反映しました。本基準は個人住民税システムの仕様に合わせて、選択できるようにするため標準システムで選択可能とした設定となります。標準仕様としては、基本の考え方を示し、その他の運用へのパラメータによる切替は“オプション機能”として定義いたします。	必須追加・変更	
				95-4	ベンダ	負担割合の判定根拠とする課税所得に肉用牛売買による免税所得を含める認識です。個人住民税システムの仕様に合わせて、選択できるようにするものと想定されますが、オールインワンパッケージでは、切り替える必要はないため、実装オプションとするほうがよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。お見込みのとおり、本基準は個人住民税システムの仕様に合わせて、選択できるようにするため標準システムで選択可能とした設定となります。標準仕様としては、基本の考え方を示し、その他の運用へのパラメータによる切替は“オプション機能”として定義いたします。	オプション追加・変更	
				95-5	ベンダ	・市区町村様により負担割合判定が変わってしまうため、標準化として、どちらかに統一したほうが良いのではないのでしょうか。	ご意見を基準に反映しました。本基準は個人住民税システムの仕様に合わせて、選択できるようにするため標準システムで選択可能とした設定となります。標準仕様としては、基本の考え方を示し、その他の運用へのパラメータによる切替は“オプション機能”として定義いたします。	必須追加・変更	
				95-6	ベンダ	選択式にはしないべき（含める）かと思えます。	ご意見を基準に反映しました。本基準は個人住民税システムの仕様に合わせて、選択できるようにするため標準システムで選択可能とした設定となります。標準仕様としては、基本の考え方を示し、その他の運用へのパラメータによる切替は“オプション機能”として定義いたします。	必須追加・変更	
				95-7	ベンダ	システムの設定に依存するところではなく、明文化が必要な条件と考えるのがいかがか。	ご意見を基準に反映しました。本基準は個人住民税システムの仕様に合わせて、選択できるようにするため標準システムで選択可能とした設定となります。標準仕様としては、基本の考え方を示し、その他の運用へのパラメータによる切替は“オプション機能”として定義いたします。	オプション追加・変更	
96		5.6.1.3	未申告者が存在する世帯の場合、負担割合判定を申告者のみで行うか、未申告者を課税者とみなして判定を行うかを設定可能なこと。	96-1	ベンダ	70歳以上の現役並み所得の判定のことだと想定されるが、未申告者を課税とみなしたところで負担割合の判定結果が変わることはないのではないか。負担区分のことを記載されているのか。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	未申告者が存在する世帯の場合、負担割合判定における負担区分の判定において、未申告者を課税者とみなして判定ができること。 ※1.未申告者が存在する世帯の負担割合判定における負担区分の判定を申告者のみで行うか、未申告者を課税者とみなして判定を行うかを設

			96-2	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございました。	賛同	設定可能なこと
			96-3	ベンダ	未申告者の判定条件については、年齢要件、扶養要件など自治体様毎に条件が異なっている状況です。扶養管理については、データ管理の精度により自治体によって使用の有無が異なります。各自治体様の状況により統一化は難しいかもしれませんが、判定パターンを明示しその範囲での判定に限定していただく事により標準化出来ないかと考えています。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
			96-4	ベンダ	「負担割合判定を申告者のみで行う」は運用上ありえないと考えるのがいいか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
			96-5	市区町村	上記と同様、給付額に影響がでる項目について、標準仕様においてこのような曖昧な設定が許容されるのでしょうか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
			96-6	ベンダ	・市区町村様により負担割合判定が変わってしまうため、標準化として、どちらかに統一したほうが良いのではないのでしょうか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
			96-7	ベンダ	・標準仕様としては、基本（主流）となる考え方を“実装すべき機能”として定義した上で、その他の運用へのパラメタによる切替は“オプション機能”として定義してはいいかがでしょうか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
			96-8	ベンダ	標準化において、選択可能とするのではなくいずれかに固定とすることはできないのでしょうか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
97	5.6.1.4	扶養情報がある未申告者を、「低Ⅱ」「低Ⅰ」のどちらとみなして判定を行うかを設定可能なこと。	97-1	市区町村	5.6.1.3と同じ。	5.6.1.3に回答しました。	質問	
			97-2	ベンダ	・市区町村様により負担区分判定が変わってしまうため、標準化として、統一したほうが良いのではないのでしょうか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
			97-3	ベンダ	標準化において、選択可能とするのではなくいずれかに固定とすることはできないのでしょうか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
			97-4	ベンダ	・標準仕様としては、基本（主流）となる考え方を“実装すべき機能”として定義した上で、その他の運用へのパラメタによる切替は“オプション機能”として定義してはいいかがでしょうか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
			97-5	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございました。	賛同	
98	5.6.1.5	未申告世帯の判定において、判定に含める対象者の年齢を設定可能なこと。	98-1	市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございました。	賛同	未申告世帯の判定において、判定に含める対象者の下限年齢・上限年齢を設定可能なこと。
			98-2	ベンダ	年齢については、下限・上限の設定を行って自治体様があります。標準仕様としては、より詳細に「下限年齢・上限年齢が設定可能であること。」といった記載が望ましいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
			98-3	ベンダ	・標準仕様としては、基本（主流）となる考え方を“実装すべき機能”として定義した上で、その他の運用へのパラメタによる切替は“オプション機能”として定義してはいいかがでしょうか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
			98-4	市区町村	5.6.1.3と同じ。	5.6.1.3に回答しました。	質問	
99	5.6.1.6	判定対象が未申告世帯の場合に、適用する負担割合を以下から選択可能なこと。 ・現役並みⅢ ・現役並みⅡ ・現役並みⅠ ・一般	99-1	ベンダ	・市区町村様により所得区分判定が変わってしまうため、標準化として、統一したほうが良いのではないのでしょうか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	判定対象が未申告世帯の場合に、負担割合判定において適用する負担区分を以下から選択可能なこと。 ・現役並みⅢ ・現役並みⅡ ・現役並みⅠ ・一般
			99-2	市区町村	5.6.1.3と同じ。	5.6.1.3に回答しました。	質問	
			99-3	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございました。	賛同	
			99-4	ベンダ	・標準仕様としては、基本（主流）となる考え方を“実装すべき機能”として定義した上で、その他の運用へのパラメタによる切替は“オプション機能”として定義してはいいかがでしょうか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
			99-5	市区町村	・今後の制度改革等を考慮し、一般以上の区分を任意に選択可能とすること。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
			99-6	ベンダ	負担割合の選択としては3割もしくは2割となるのではないかと。負担区分について記載されていると考えてよいのか。	いただいたご意見について、回答いたします。ご指摘のとおり、負担区分に関する記載の誤りとなります。基準を修正しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	

						99-7	ベンダ	未申告世帯に適用する所得区分を、自治体の裁量で決めていいという法的根拠はないと考えるのがいいか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
						99-8	ベンダ	70歳以上の負担区分について、未申告世帯であっても「現役並みⅠ～Ⅲ」を選択している団体はありません。「一般」または「低Ⅱ」のいずれかを選択している状況です。「低Ⅱ」については、実務として申告の結果が「低Ⅱ」であることが多いことから、「低Ⅱ」としているお客様が一部存在します。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
						99-9	ベンダ	標準化において、選択可能とするのではなくいづれかに固定とすることはできないでしょうか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
100	5.7 返送分被保険者証再発行	5.7.1 返送情報登録	5.7.1.1	被保険者証等の発送後に返送された郵便物の返送情報を登録・修正・削除できること。 【管理項目】 ・返送日 ・返送区分 ・返送理由（宛先不明、保管期間切れ）		100-1	市区町村	【要件追加提案】 世帯単位、個人単位での登録別を選択できること。一括で登録できること。	ご意見を基準に反映しました。標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	オプション追加・変更	被保険者証等の発送後に返送された郵便物の返送情報を登録・修正・削除できること。 【管理項目】 ・返送日 ・返送区分（宛先不明、保管期間切れ） ・返送理由（宛先不明、保管期間切れ） ・帳票名 ・返送状態（郵送前、郵送済、保管期間切れ、居所確認中、不現住、送達済、返送、調査中、不能、再送、留置き、その他） ・発送方法 ・追跡番号 ・受付場所 ※1.一括で登録できること ※2.世帯単位、個人単位での登録別を選択できること ※3.郵便物に返戻情報用のQRコードの印字・読み取りができること
					100-2	市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同		
					100-3	ベンダ	・返送区分の内容について詳細が必要と考えます。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更		
					100-4	ベンダ	・返戻管理については、発送・返戻から始まり不現住判定まで管理している自治体様があるものと考えています。弊社では、返戻区分を状況判断用の区分として位置づけ（発送、返戻、調査中、不能、再送、留置きなど）を管理しています。標準化での範囲について議論すべきと考えます。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更		
					100-5	市区町村	・追跡可能な郵送方法である場合を考慮し、発送方法、追跡番号等を管理項目に加えること。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更		
					100-6	ベンダ	・返送区分について、何を意図した項目か明記した方がよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更		
					100-7	ベンダ	・返送を受付た場所の情報も管理する必要があると考えます。	ご意見を基準に反映しました。標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	オプション追加・変更		
					100-8	市区町村	①管理する郵便物は被保険者証のほか数種類想定されますので、管理項目に「帳票名」を追加する必要があると考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更		
					100-9	市区町村	②当区のシステムには、郵便物に返戻情報のQRコードを印字しておき、返戻情報の登録をQRコード読み取りにより行う機能が備わっています。入力誤りのおそれが無く効率的であるため、オプション機能として仕様書に記載を希望いたします。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更		
101		5.7.2 返送分被保険者証一覧作成	5.7.2.1	返送情報から、被保険者証の再交付が必要な対象者を一覧で出力できること。		101-1	市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	返送情報から、被保険者証の再交付が必要な対象者を一覧で出力できること。
					101-2	ベンダ	・再交付ではなく、返戻分を再送付する自治体の運用もあるため、必須機能ではないと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
102		5.7.3 返送分被保険者証作成	5.7.3.1	返送情報から、被保険者証等を出力できること。 ＜様式第一号（第六条関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-1■ ＜様式第一号の三（第六条関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-2■ ＜様式第一号の四（第七条の四関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-3■ ＜様式第七号（附則第七条関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-32■ ＜様式第一号の二の二（第六条関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-33■ ■帳票詳細要件 シート：資格-17■		102-1	ベンダ	・再交付ではなく、返戻されたものを再送付する自治体の運用もあるため、必須機能ではないと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	返送情報を基に、被保険者証等を一括出力できること。 ＜様式第一号（第六条関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-1■ ＜様式第一号の三（第六条関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-2■ ＜様式第一号の四（第七条の四関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-3■ ＜様式第七号（附則第七条関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-32■ ＜様式第一号の二の二（第六条関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-33■ ■帳票詳細要件 シート：資格-17■
					102-2	ベンダ	・「資格-17.国民健康保険被保険者資格証明書」の用途を明確にした方がよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。「資格-17.国民健康保険被保険者資格証明書」については、名称を「国民健康保険被保険者資格証明書（世帯用）」に変更しました。本帳票は世帯単位での出力を想定した様式となります。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更		
					102-3	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同		

						102-4	ペンダ	・返送情報をもとに一括出力する機能と考えましたがその認識で問題ないでしょうか。左記の記載では、判断が難しいと考えます。	いただいたご意見について、回答いたします。お見込みのとおり、返送情報をもとに一括出力する機能となります。基準について記載を修正しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	※1.高年齢受給者証について、カード様式/紙様式のいずれかの証を出力できること
					102-5	ペンダ	中小規模の市町村では対象も多くないと想定されるため、標準仕様としては一括作成機能は実装オプションとするほうがよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
					102-6	市区町村	【意見】 返送された証を保管し、申し出等により交付するため、出力機能は必須では無いと考える	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション		
103	5.7.4 被保険者証交付履歴登録	5.7.4.1	発行履歴を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・証交付日 ・有効開始日 ・有効期限日 ・証交付状況（新規交付、再交付、切替）			103-1	ペンダ	・再交付ではなく、返戻されたものを再送付する自治体の運用もあるため、必須機能ではないと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	発行履歴を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・証交付日 ・有効開始日 ・有効期限日 ・証交付状況（新規交付、再交付、切替、一斉更新、月次更新） ・交付場所 ・証交付理由（一括更新、再交付、全部取得、一部取得、一部喪失、世帯主変更、転居）
						103-2	ペンダ	・他システムとのデータ連携の増加を見据えた場合、発行履歴の修正や削除は、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
						103-3	ペンダ	・有効開始日について、被保険者証は「交付年月日以降有効」が一般的だと考えますので、必須の管理項目ではないと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
						103-4	ペンダ	・一斉更新処理の実施時期は自治体により異なることもあり、証交付状況は一斉更新や月次更新等より細分化し定義する必要があると考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	
						103-5	ペンダ	・交付した場所の情報も管理する必要があると考えます。	ご意見を基準に反映しました。標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	オプション追加・変更	
						103-6	ペンダ	通番18と同様	ご意見を基準に反映しました。	オプション追加・変更	
						103-7	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
104	5.8 短期被保険者証更新作成	5.8.1	有効期限が切れた短期被保険者証について、新たな有効期限を設定して作成できること。 ＜様式第一号（第六条関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-1■			104-1	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	有効期限が切れた短期被保険者証について、新たな有効期限を設定して作成できること。 ＜様式第一号（第六条関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-1■
105	5.9 高齢受給者証変更作成	5.9.1	70歳到達、所得更正等の理由により負担割合が変更となる被保険者の高齢受給者証、または被保険者証兼高齢受給者証を作成できること。 ＜様式第一号の四（第七条の四関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-3■ ＜様式第一号の二の二（第六条関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-33■ ■帳票詳細要件 シート：資格-38■			105-1	ペンダ	・「資格-38.国民健康保険高齢受給者証の交付について」について、自治体により差し込み文書の方法は異なる（例：高齢受給者証の台紙に通知相当の文章記載）ため、当該通知物の出力は必須機能ではないと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	70歳到達、所得更正等の理由により負担割合が変更となる被保険者の高齢受給者証、または被保険者証兼高齢受給者証を作成できること。 ＜様式第一号の四（第七条の四関係）＞ ＜様式第一号の五（第七条の四関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-3■ ＜様式第一号の二の二（第六条関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-33■ ■帳票詳細要件 シート：資格-38■ ※1.一括で対象者の抽出および証出力できること ※2.負担区分判定に必要な所得・収入情報を含む対象者の一覧を出力できること ※3.高齢受給者証について、カード様式/紙様式のいずれかの証を出力できること
						105-2	市区町村	以下の記載の追記を希望します。 「対象者の抽出及び証作成を一括処理できること。また、対象者の一覧を帳票に出力できること。」	ご意見を基準に反映しました。なお、標準仕様書では実装方法について、基準として定義しないため、「対象者の一覧を出力できること」として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	
						105-3	ペンダ	他の要件では「※1.一括出力もできること」とあり、同様に一括出力の要件が必要ではないか。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	
						105-4	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
						105-5	ペンダ	負担区分の判定を行うために必要な所得や収入などの情報が記載された一覧が出力されるか（職員がこの一覧だけで判定ができること）	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更	
106	5.10 被保険者証作成（退職非該当	5.10.1	65歳到達により退職非該当となる被保険者について、被保険者証を作成できること。 ＜様式第一号（第六条関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-1■ ＜様式第一号の三（第六条関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-2■			106-1	市区町村	2.2.1.3と同様。	2.2.1.3に回答しました。	賛同	65歳到達により退職非該当となる被保険者について、被保険者証を作成できること。
						106-2	ペンダ	委託先変更により過去の修正も必要になると想定しますが、被保険者証については不要かと考えます。	ご意見を基準に反映しました。標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	必須⇒オプション	＜様式第一号（第六条関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-1■ ＜様式第一号の三（第六条関係）＞ ■帳票詳細要件 シート：資格-2■

				■帳票詳細要件 シート：資格-17■							■帳票詳細要件 シート：資格-17■ ※1.一括で出力できること
					106-3 市区町村	現在も遡及して資格取得することがあるので、標準仕様必須がよいと思われる。	賛同いただきありがとうございます。	賛同			
					106-4 ベンダ	・退職者医療制度については、廃止された制度であり、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション			
					106-5 市区町村	極めて稀なケースではありますが、理論上は令和7年度末まで対象者が存在する可能性があるためと認識しています。そのため、必須機能とするのが適当と考えます。	賛同いただきありがとうございます。	賛同			
					106-6 市区町村	【意見】今後新たに非該当となる者がいないことから、この要件は不要と考える	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション			
					106-7 市区町村	・制度上は、今後も退職被保険者たる者が長期間残存していることが想定されるため、当該機能を標準機能として必須とすべきと考えます。現在、自市町村に退職被保険者等が存在しない場合においても、今後他市町村からの転入による退職被保険者等の発生を考慮しておく必要があります。	賛同いただきありがとうございます。	賛同			
					106-8 ベンダ	他の要件では「※1.一括出力もできること」とあり、同様に一括出力の要件が必要ではないか。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更			
					106-9 ベンダ	・退職医療制度が廃止されているため退職に関する機能は必須ではないと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション			
107	5.11 証交付状況一覧作成	5.11.1 証交付状況一覧作成	5.11.1.1	被保険者証等の交付状況について、一覧で出力できること。							
					107-1 市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同			
					107-2 ベンダ	・「被保険者証等」の「等」を明確にする必要があると考えます。	いただいたご意見について、回答いたします。被保険者証等（被保険者証、資格証明書、高齢受給者証、特定疾病証、標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証）の交付状況について、一覧で出力できること。	オプション追加・変更			
					107-3 市区町村	【要件追加提案】オンライン資格確認に影響があることから、未交付者（住基異動、資格異動による変更後の証が発行されていない者等）の一覧が出力できること	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	オプション追加・変更			
					107-4 ベンダ	・大規模自治体においては、一覧への出力対象者も多く、確認作業の事務負担が増えることが考えられるため、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション			
108	6 統計・報告等	6.1 報告資料作成	6.1.1 統計資料作成	6.1.1.1	厚生労働省へ報告する国民健康保険事業状況報告の集計根拠データが作成できること。						
					108-1 市区町村	転入及び転出には同一都道府県内からの転入及び転出による異動数も統計上必要となる。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更			
					108-2 市区町村	・操作誤り等による誤った資格得喪を修正した場合、ログを物理削除できないことから、本市では事由「その他」により処理しており、統計資料上集計される異動事由の内訳が実態に即さないことがある。この場合において、統計資料上、実態に即し、相殺後の数を集計できるようにしていただきたい。 例：3人（夫、妻、子）家族。夫及び子は社保、妻は国保である世帯において、転入に伴う国保加入処理時に、誤って夫と子も転入の事由で加入させてしまう。その後、誤りに気づき夫と子の資格を遡及して喪失させることとなるが、同日得喪であってもログを物理削除できないことから、事由：その他により喪失処理を行う。月末において統計資料を作成する際に、当該者が転入及びその他喪失に計上されてしま	いただいたご意見について、回答いたします。誤入力による資格訂正については、情報集約システムへの連携可否により、物理削除が出来ず同日得喪として処理を行うケースがございます。このようなデータを相殺して集計することが出来るか（同日得喪のデータは集計対象外とすることが可能か）など各社様にヒアリングが必要となります。なお、標準システムにおいても相殺して集計することはできませんが、異動事由を訂正する機能がございますので、当該者をその他取得、その他喪失として集計することは可能です。	質問			
					108-3 市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同			
109		6.1.2 報告資料作成	6.1.2.1	厚生労働省へ報告する国民健康保険事業状況報告に使用する事業月報が作成できること。 ＜集計対象情報＞ 事業月報A表（国民健康保険毎月事業状況報告書） 事業月報F表（国民健康保険毎月事業状況報告書）							
					109-1 ベンダ	・情報集約システムからの抽出し報告している自治体もあるため、必須機能ではないと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション			

						113-2	ペンダ	滞納区分データの連携は不要とする都道府県もあり、EUC機能で作成したファイルを加工することで対応可能なため、実装オプションとするほうがよいと考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
						113-3	市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
						113-4	ペンダ	・国保総合システムで必須ではないのでオプションでよいのではないのでしょうか。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	
						113-5	ペンダ	自治体によって判断基準が異なることが予想されるため、統一もしくは条件候補を決めておくべきではないか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
114	6.4 特定 疾患 管理	6.4.1 特定 疾患 管理 情報 登録	6.4.1.1 特定疾患対象者の情報を都道府県から受け取り、特定疾患情報を登録できること。また、特定疾患管理対象者を一括登録できること。 【管理項目】 ・特定疾患情報			114-1	ペンダ	・新規に該当する対象者は多くなく、一括登録（パンチデータの取込を想定）は、必ずしも実装しなくてもよい機能と考えます。	ご意見を基準に反映しました。ご意見としてお示しいただいた背景等および根拠等について、要件作成における経緯として記載します。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須⇒オプション	特定疾患対象者の情報を都道府県または自庁の他部署から受け取り、特定疾患情報を登録できること。 【管理項目】 ・特定疾患情報 ※1.一括で登録できること
						114-2	市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
						114-3	市区町村	【意見】 政令市だけかもしれないが、情報は都道府県のみではなく自市他部署から受け取る場合もあるため、書きぶりを修正した方がよい。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
115		6.4.2 特定 疾患 報告 資料 作成	6.4.2.1 特定疾患対象者一覧をCSVで出力できること。また、対象年度中に有効な特定疾患情報を持つ対象者のうち、課税区分または負担区分が変更となった対象を出力できること。			115-1	ペンダ	・CSV出力に限定する必要はないのではないのでしょうか。「特定疾患対象者一覧を出力できること。」との記載が適していると考えます。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	特定疾患対象者一覧を出力できること。また、対象年度中に有効な特定疾患情報を持つ対象者のうち、課税区分または負担区分が変更となった対象を出力できること。
						115-2	市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
116	6.5 所得 区分 判定	6.5.1 所得 区分 判定	6.5.1.1 被保険者の所得区分について、以下の所得区分情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・対象年度 ・所得区分 ・被保険者（被保険者番号、住所、氏名、フリガナ、生年月日、性別） ・負担割合 ・開始年月日 ・終了年月日 ※1.被保険者に関する情報は、住民記録情報等と連携している場合は登録・修正・削除の処理は対象外			116-1	ペンダ	データ仕様になりますが、所得区分は年月単位の方が管理に適していると考えます。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	被保険者の所得区分について、世帯構成や所得状況から判定した結果を表示できること。 【管理項目】 ・対象年度 ・所得区分 ・被保険者番号 ・負担割合 ・開始年月 ・終了年月 ※1.判定した所得区分について、強制修正（登録・修正・削除）が可能であること。 ※2.現年を含めて6年分の判定ができること
						116-2	市区町村	意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
						116-3	ペンダ	・判定の遡り年を決める必要があるのではないのでしょうか。（現年を含めて6年分等）	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
						116-4	ペンダ	・世帯ごとではなく個人ごとに所得区分を管理する必要はありますでしょうか。	いただいたご意見について、回答いたします。所得区分の管理は、世帯単位に管理する方針として整理しました。	質問	
						116-5	ペンダ	開始年月日、終了年月日は所得区分の該当期間を指しているのでしょうか。所得区分は月初の世帯の状況より判定するため、月毎の状況を管理ができるほうがよいのではないのでしょうか。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
						116-6	ペンダ	管理項目に宛名情報が混ざっているため、2重管理となる。	いただいたご意見について、回答いたします。管理項目の宛名情報は誤植となります、基準を修正いたしました。	必須追加・変更	
						116-7	ペンダ	また、所得区分は月ごとの判定、管理する項目のため、期間の管理が日付単位となっているが、年月単位の方がよいのではないかと。	ご意見を基準に反映しました。反映後の基準の内容について、ご確認をお願いいたします。	必須追加・変更	
						116-8	ペンダ	・「登録・修正・削除・照会できること」との記載は、任意の区分を職員が設定できるように読み取れてしまうため、「（世帯構成や所得状況から）判定した結果を表示できること」とした上で、「強制修正も可能であること」をオプション機能としてはいかがでしょうか。	いただいたご意見について、背景・必要とする根拠等が具体的に読み取れなかったことから、基準に反映しておりません。標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	必須⇒オプション	
117			6.5.1.2 未申告世帯の判定において、擬制世帯主のみが未申告の場合に、世帯の合計所得に応じて判定を行うか、未申告世帯として判定を行うかを設定可能なこと。			117-1	ペンダ	・標準仕様としては、基本（主流）となる考え方を“実装すべき機能”として定義した上で、選択は“オプション機能”として定義してはいかがでしょうか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	未申告世帯の判定において、擬制世帯主のみが未申告の場合に、世帯の合計所得に応じて判定を行うか、未申告世帯として判定を行うかを設定可能なこと。
						117-2	ペンダ	擬制世帯主は課税非課税判定には考慮するが、その所得はア～エの判定には考慮されないため、「世帯の合計所得に応じて判定を行う」一択になると考えるのがいかがか。	いただいたご意見について、回答いたします。未申告者以外の世帯の合計所得で算定した課税区分がより上位の場合、算定結果を優先します。	質問	
						117-3	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
						117-4	市区町村	【意見】 必須ではないため、オプション機能でいいのではないかと。	いただいたご意見について、背景・必要とする根拠等が具体的に読み取れなかったことから、基準に反映しておりません。標準仕様として基準を定義する上で、背景等を明確とするため、必要とする根拠等について、改めてご意見を伺いたく、お願いいたします。	必須⇒オプション	

						117-5	ベンダ	未申告者の判定条件については、年齢要件、扶養要件など自治体様毎に条件が異なっている状況です。扶養管理については、データ管理の精度により自治体によって使用の有無が異なります。各自自治体様の状況により統一化は難しいかもしれませんが、判定パターンを明示しその範囲での判定に限定していただく事により標準化出来ないかと考えております。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
						117-6	ベンダ	標準化において、選択可能とするのではなくいずれかに固定とすることはできないでしょうか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
						117-7	ベンダ	未申告世帯の判定方法について自治体ごとに異なっている状況のため、運用を統一するか、パターンを明確に記載すべきではないか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
						117-8	ベンダ	・市区町村様により所得区分判定が変わってしまうため、標準化として、統一したほうが良いのではないのでしょうか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
						117-9	市区町村	5.6.1.3と同じ。	5.6.1.3に回答しました。	質問	
118			6.5.1.3	判定対象が未申告世帯の場合に、適用する所得区分を以下から選択可能なこと。 ・課税上位ア ・課税上位イ ・課税一般ウ ・課税一般エ		118-1	ベンダ	・標準仕様としては、基本（主流）となる考え方を“実装すべき機能”として定義した上で、選択は“オプション機能”として定義してはいかがでしょうか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	判定対象が未申告世帯の場合に、適用する所得区分を以下から選択可能なこと。 ・課税上位ア ・課税上位イ ・課税一般ウ ・課税一般エ
						118-2	ベンダ	・市区町村様により所得区分判定が変わってしまうため、標準化として、統一したほうが良いのではないのでしょうか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
						118-3	ベンダ	標準化において、選択可能とするのではなくいずれかに固定とすることはできないでしょうか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
						118-4	市区町村	現行システムと同様のため意見無し	賛同いただきありがとうございます。	賛同	
						118-5	市区町村	5.6.1.3と同じ。	5.6.1.3に回答しました。	質問	
						118-6	ベンダ	未申告世帯に適用する所得区分を、自治体の裁量で決めていいという法的根拠はないと考えるのがいいか。	いただいたご意見については、議論・検討が必要と考えます。論点案に追加しましたので、ご確認をお願いいたします。	議論	
119				標準化システムへの希望1（特定健診事業） 【船橋市追記】		119-1	市区町村	①特定健診に関する機能は受診券発行に留まらず、健診の結果管理（システムへの入力機能、国保連合会へ結果登録用の出力機能等）や結果通知・保健指導利用券作成機能も必要と考える。結果管理や結果通知等作成機能等は国保連合会から支給されているパソコン（1台）に内蔵する特定健診等データ管理システムにも備わっているが、船橋市規模の市町村では同システムでは市民の間合せ量に対応できないため自庁システムを導入して運用している。特定健診等データ管理システムは、国保の資格反映が2か月遅れて反映されていると言われており、問い合わせ時に資格の最新状況を確認できるシステムとなることを希望する。		議論	
120				標準化システムへの希望2（特定健診事業） 【船橋市追記】		120-1	市区町村	②船橋市では「a市国民健康保険被保険者に対する特定健康診査」「b県広域連合加入者に対する後期高齢者健康診査」「c市生活保護受給者に対する生保健診」のほか、「c肺がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診・肝炎ウイルス検査」などの検診事業を同課で実施している。現状は、対象者の氏名・生年月日・住所等を自庁システムで検索することで資格確認や受診券発行、結果管理を行う。標準化システムが「a」「b」「c」の法の分類ごとに3システムを導入しなくてはいけない場合、システム管理が複雑となり、問い合わせ時にどの対象者に当てはまるのか3システムを確認しないと対応できないといった非効率になることを懸念。「a」「b」「c」の健診状況や資格情報を一体的に管理できるシステムとなることを希望する。なお、健康管理システムの標準仕様に関して、本市他課においてヒアリングを受けた。その際、本市からの問いに対し、事務局（厚労省健康局健康課）は「特定健診は国保連のシステム（前述の特定健診等データ管理システム）がすでに標準化されていると考える」と回答されている。上述の理由から国保連システムは今般の標準化の要件を満たしているとは考えにくいいため、健康管理システムの標準化及び一本化について意見させていただくとともに、担当部局へ		議論	

121				健診結果の取り込みをスムーズに行えること。 【船橋市追記】		121-1	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会からの健診結果（FKCA163、164、167）データが毎月スムーズに取り込みができること。（船橋市規模になると、受診者数が多いことから当月請求分のみ取り込み） ・取込みのファイル形式（CSV、XMI、EXCEL）を自動取込みできること。 ・同一年度の健診結果は取り込まずエラーとなるようにすること。 ・健診結果に不備があった場合に、エラーとして表示され確認、修正ができること。 		議論	
122				健診結果の取り込みをスムーズに行えること。 【船橋市追記】		122-1	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ・市が独自で行う検査項目（人間ドック、脳ドック等）も管理できること。 		議論	
123				健診結果の出力ができること。【船橋市追記】		123-1	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果を結果通知表として帳票（PDFやEXCEL）で出力ができること。過去3年の結果を出力し、グラフ等も出力できるとこと。（帳票は対象者の氏名や住所も表記郵送する） ・国保連合会へ登録するための健診結果データをCSVで出力できること。 ・過去3年の健診結果と質問票の結果を保健指導に活用する帳票として出力できること。 		議論	
124				健診結果の内容に応じて、支払一覧表の作成ができること。【船橋市追記】		124-1	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果が提出された医療機関に対し、支払対象となった個人や受診日がわかる明細の作成（支払一覧表（EXCEL））を行う。作成の際、自動的に健診区分や医療機関毎に分けて作成ができること。（支払一覧表は各医療機関に郵送する） 		議論	
125				健診結果の内容に応じて、請求書の作成ができること。【船橋市追記】		125-1	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果が提出された医療機関に対し、健診区分、年度、医療機関毎に分けて請求書が作成できること。 		議論	
126				抽出したい対象者について条件を設定し対象者抽出や集計ができること。【船橋市追記】		126-1	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ・システム内のコード化された全ての情報を使用して抽出ができる。また組み合わせで条件を設定し抽出できる。抽出後に件数が表示できるとよい。 ・健診の結果をEXCELやCSVで出力できること。 ・一度設定した集計の条件システム内にパターン登録できること。 ・登録されたファイル同士を「かつ」「または」「除く」など条件設定ができること。 ・抽出したい対象者は、任意に登録ができること。 ・月別の実績を出力できること。 ・負担金や補助金の申請や実績報告で提出様式に沿ったデータ出力ができるとよい。 （国民健康保険特定健康診査・保健指導負担 		議論	
127				特定保健指導利用券情報の管理と出力ができること【船橋市追記】		127-1	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 下記の内容は一人分を出力でき、また複数人数分も一括で出力できること。 ・特定健診受診者及び一般健診受診者に対し、特定保健指導利用券番号を独自採番できる。特定健診受診者への付番は、特定健診受診券整理番号5桁目から11桁目同様の数値となる。 ・独自採番した特定保健指導利用券データについて、新規発行及び再発行のいずれの方法においても国保連形式に出力できる。 ・国保連からの特定保健指導利用券データを取り込みできる。 ・特定保健指導利用券の発行年月日や理由等が管理でき、再発行もできる。 		議論	
128				特定保健指導結果の管理と帳票出力ができること【船橋市追記】		128-1	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 下記の内容は一人分を出力でき、また複数人数分も一括で出力できること。 ・国保連や医療機関、委託業者からのCSV形式・XML形式の保健指導結果データの取り込みができ、同様に国保連送付用にもデータを出力できる。 ・特定保健指導の目標や計画、実績等の必要項目を入力してポイント管理もでき、結果を画面表示し、計画書や報告書を出力できる。 ・目標設定のパターン登録やそれを参照した計画作成もできる。 ・特定保健指導対象者について、優先順位による並び替えや絞込を行いながら抽出できる。 ・特定保健指導の実績について、実施日や方法、実施職種、実施者毎に抽出して、必須項目の入力チェックができるようリスト出力できる。 		議論	
129				その他の保健指導の管理ができること【船橋市追記】		129-1	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 下記の内容は一人分を出力でき、また複数人数分も一括で出力できること。 ・特定健診の結果から、特定保健指導以外の指導であるその他保健指導、重症化予防（糖尿病、慢性腎臓病）、フレイル予防の対象者を抽出し、実施内容の入力ができる。 ・同日内の関わりを複数回入力でき、入力項目の追加、編集もできる。 ・その他保健指導、重症化予防、フレイル予防の入力項目から抽出条件を設定し、該当者リストや実施内容の表示と出力ができる。 ・事業毎に報告用の実績リストを表示、出力できる。 ・慢性腎臓病等の注意喚起のための単票にeGFR等の健診結果を表示・出力できる。 		議論	

130					高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施についての管理ができること【船橋市追記】		130-1	市区町村	<p>下記の内容は一人分を出力でき、また複数人数分も一括で出力できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者健診の結果から、重症化予防（糖尿病性腎症）、フレイル予防の対象者を抽出し、実施内容の入力ができ、入力項目の追加、編集もできる。 ・その他保健指導、フレイル予防の入力項目から抽出条件を設定し、該当者リストや実施内容の表示と出力ができる。 ・事業毎に報告用の実績リストを表示、出力できる。 ・高齢者の質問票や独自アンケート（健康スケール）の結果についても画面表示でき、分析用に他項目との複数表示ができる。 ・市介護保険に関する要介護度や要介護開始時 		議論	
-----	--	--	--	--	---	--	-------	------	--	--	----	--